

山形県立博物館研究報告

第 19 号

BULLETIN

OF

THE YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

NO. 19

山 形 県 立 博 物 館

YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

Kajo-Machi, Yamagata City, Japan

June, 1997

山形県立博物館研究報告

第 19 号

BULLETIN

OF

THE YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

NO. 19

山 形 県 立 博 物 館

YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

Kajo-Machi, Yamagata City, Japan

June, 1997

序

このたび、「山形県立博物館研究報告」第19号を発刊いたしました。

博物館活動の中核をなすものは、深い調査・研究に裏打ちされた「展示」にあると思います。特別展や企画展は、1年以上も前から展示構想を練り、展示資料の調査・研究・収集を重ね、テーマを持って展示されます。

本号には、平成8年度の企画展に関連する調査・研究より、企画展「竹の用と美－くらし・信仰・遊び」から『山形の竹細工』を、また、企画展「やまがたの寺子屋－変動の時代を生きる－」から『近世後期・山形の学習状況－山形城下・今泉堂を中心として』を、さらに、「新収蔵品展」から『幕末山形藩の金融関係文書－福島治助家文書から－』を掲載いたしました。

一方、本館では、「山形学」の調査・研究活動を継続し、県民の皆様への情報発信に心がけてきました。

館員による、「山形学」の調査・研究活動の成果として、三つの論文、『山形県の鯨類化石と古環境の変遷』、『山形県山形市の成沢層（中部中新統）から産出した板鰓類化石』、『山形水野藩 太田家文書の紹介（三）－山形移封初期藩政文書－』を掲載いたしました。

また、本館が平成8年度から導入した、解説ボランティア活動の紹介、『山形県立博物館におけるボランティア活動』も掲載いたしました。

これらの諸論が、郷土山形の理解を深める一助となれば幸いです。

本号をご高覧いただき、ご指導・ご叱正をお願い申しあげ、研究報告刊行のあいさつといたします。

平成9年6月

山形県立博物館

館長 奥山 元

目 次

序.....	館 長	
山形県の鯨類化石と古環境の変遷.....	長 澤 一 雄	1
山形県山形市の成沢層（中部中新統）から産出した板鰐類化石	矢 部 英 生 ・ 長 澤 一 雄	15
山形県立博物館におけるボランティア活動.....	遠 藤 正 淑	27
山形の竹細工 ―平成8年度企画展「竹の用と美」の調査から―	遠 藤 正 淑	37
近世後期・山形の学習状況 ―山形城下・今泉堂を中心として―	渡 辺 信	43
(右開き)		
幕末山形藩の金融関係文書 ―福島治助家文書から―.....	金 山 耕 三	1
山形水野藩 太田家文書の紹介（三）―山形移封初期藩政文書―	川 瀬 同	19

山形県の鯨類化石と古環境の変遷

長 澤 一 雄*

Fossil whale bones and paleoenvironmental change in Yamagata Prefecture, northeastern Japan

Kazuo Nagasawa*

Abstract

Many fossil whale bones have been found from the Neogene marine sediments (15-2Ma) distributed in Yamagata Prefecture. However those fossils have never been investigated well.

This study has revealed that so far more than a hundred of records accumulated in this area. Being fragmentary, many of them are assignable to suborder Mysticeti, and furthermore some of them are identifiable as family Balaenopteridae. But any bones of family Cetotheriidae are not found from those fossils.

Fossil whales in Yamagata Prefecture are concentrated in the Early Pliocene strata in Shinjo Basin area. The number of the fossils is suddenly decreased from the Late Pliocene strata. The cause of the decrease is unknown.

In addition, many rostral fossils of genus *Mesoplodon* have been collected from the Mogami Bank (about 200m in depth) off the Shonai Coast. Characterized by having well developed mesorostral ossification, those materials are very important to consider the genealogy of *Mesoplodon*.

は じ め に

山形県に分布する海成の新第三系からは、従来から多くの鯨類化石が産出してきた。これについては、すでに長澤（1992）によって鯨類化石を含めた山形県の海生哺乳類化石の概要として報告したが、その後の新たな化石の産出や、それまで知られていなかった化石の存在が確認されるなど、その量は飛躍的に増加してきている。

そこで今回、新たな鯨類化石を加え、また従来知られていた化石についても分類学的検討を加えて、新しい山形県産鯨類化石目録を作成することとした。さらに、これに基づいて鯨類化石の時間的・空間的分布を検討するとともに、山形県の古地理・古環境の変遷との関係についても考察した。

これらの化石については、今後できるだけ記載分類学的な報告を行っていく予定であるが、今回の結果によって、豊かな山形県の鯨類化石相がより明らかになったと考えられる。そして、これは

* 山形県立博物館

山形という地域的な鯨類化石目録という意味のみならず、東北日本や国内の鯨類の古生物地理の変遷を検討するための基礎資料になるものと考えられる。またこうした目録は、これら貴重な化石が、記録不明のまま散逸することを防ぎ、永く化石を保存していくためにも有効な資料になるものと考ええる。

調査方法と目録作成

目録を作成するにあたっては、山形県のこれまで産出した鯨類化石についての文献調査をはじめ、地質研究者・化石収集家・教育関係者等から化石

の産出や所在の情報を収集した。これらのうち、一部は所在が不明となっているものもあるが、所在が判明している化石についてはできるだけ直接確認することを原則として調査した。そして、保存の比較的良好な化石については、現生各科の標本との比較や、長澤（1993, 1994b）のヒゲ鯨類の尾椎や下顎骨の検討をもとにして、できるだけ科のレベルの分類を行った。そして、断片骨でも明らかに別個体と判断される化石はそれぞれ一件とし、複数の化石が産出していても同一個体と判断される化石は一件としてまとめてある。ただし、同一個体でも産出年が異なる場合は、それぞれ分

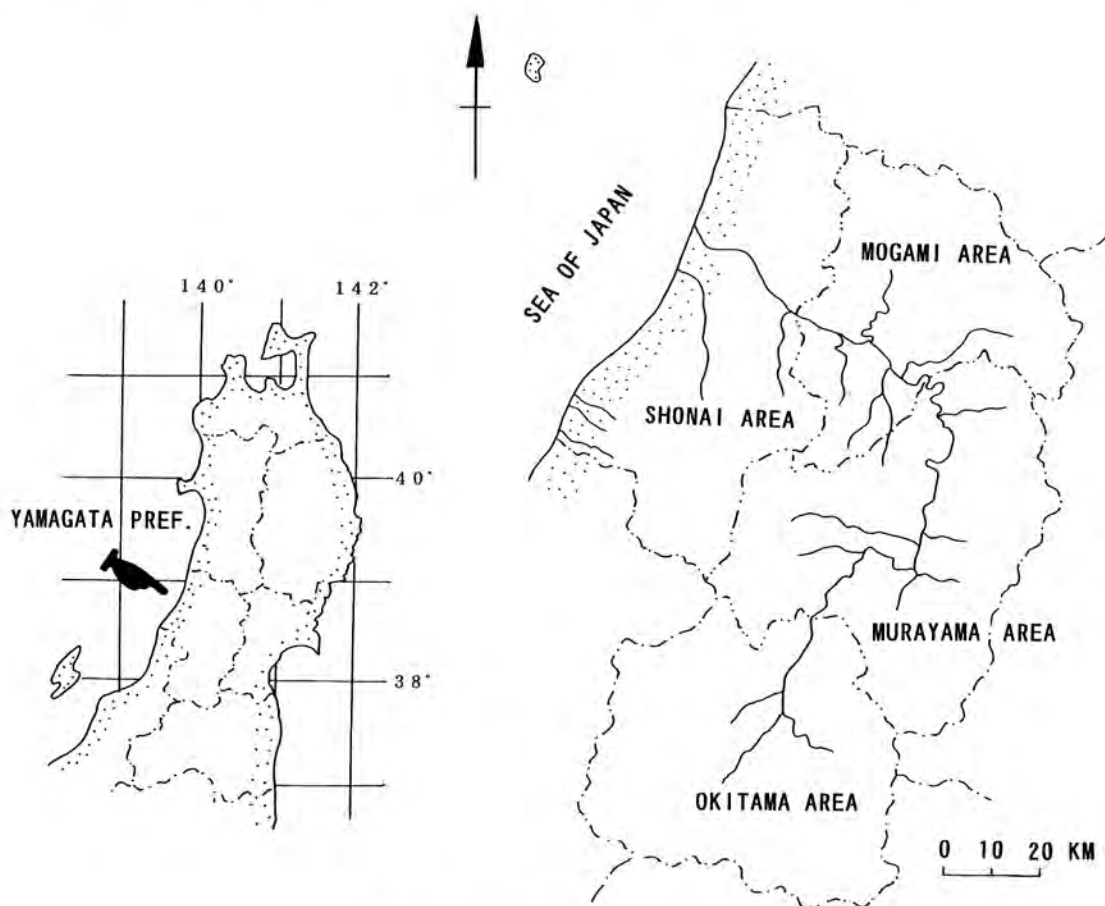


図1 山形県の各地域の位置

けて記した。これらを、分類・部位・産出年・産地・産出層・時代・収集者・保管・備考の各項目について記録し、地域的に庄内地域・最上地域・村山地域・置賜地域に分けて、表1のとおり目録としてまとめた。このうち各項目で(?)を付したものは、現状では確定できないが、その可能性が大きいと判断されることを意味している。山形県の各地域の位置を図1に示す。

今回の調査によって、山形県の鯨類化石は100件以上にのぼることが明らかになった。これは、長澤(1992)の目録の30数件を大きく上回っており、山形における豊富な鯨類化石の産出が改めて確認されたことになる。ただし、これらは断片骨での産出がほとんどであり、現状では形態学・分類学的検討が困難な化石が多い。しかし、今後の鯨類化石研究の進展に伴って、研究の展望が開けてくる可能性がある。また、これらのなかには保存良好で、今後の研究が大いに期待できる化石も含まれている。従って鯨類化石についての地道な研究と努力と蓄積は今後とも重要である。

また、今回の目録の最後に山形県の他の海生哺乳類化石についてもまとめた。これらは今のところ4件で量的に少ないものの、いずれも重要な化石である。山形の古環境を考えるならば、鯨類化石とともに、海牛類や鰐脚類等の産出も増えていくことが考えられ、それらについての研究についても重要になると考えられる。

山形県産鯨類化石の概要

山形県産鯨類化石目録に基づいて、地域ごとの化石の産出状況とその特徴について述べる。

1. 庄内地域

本地域においては、庄内沖日本海海底の最上堆から多量の鯨類化石が産出しているのが特徴で、その他の化石の記録は乏しい。化石を多産した最上堆は飛鳥西方にあり、水深が200m前後で、1967

年頃から漁場として開発され、その初期の頃に底引網によって多くの鯨類化石が引き上げられた。それらの多くは再び海中へ投棄されたが、温海町鼠ヶ関の化石収集家によってその一部が保存されてきた。化石は堅硬で黒色を呈するものが多く、断片骨ながら保存のよいものが多い。

化石の内容は、オウギハクジラ属 *Mesoplodon* と考えられる吻部の化石が多く採集されているのが特徴である。また、ヒゲ鯨類の鼓室骨や大型の下顎骨も採集されている。これらの化石の時代は今のところ不明であるが、産出地や化石化の状態から考えれば、日本海の形成以降の中期中新世から鮮新世と考えられる。なお、最上堆からの鯨類化石の記録は、最近ほとんどなくなっている。

また、朝日町砂川の中部中新統の大網層からは、歯鯨類の鼓室骨が産出している。この化石は、山形の鯨類化石において、最下位層準の化石である。その他、庄内地域からは鯨類化石はほとんど産出しておらず、八幡町からの上部鮮新統の観音寺層から断片骨がいくつか産出している程度である。

2. 最上地域

本地域からは、山形県において最も多くの鯨類化石が産出している。鯨類化石は、中部中新統の下部から1件の産出記録があり、またいくつかは上部中新統から産出しているが、大部分の化石は下部鮮新統に集中しているのが特徴である。この産出層は、新庄盆地の西部に広く分布する下部鮮新統の野口層と中渡層である。これらの化石は断片骨が大部分であるが、山形県立博物館で発掘調査した真室川町産の大型ヒゲ鯨化石など、比較的まとまった産状を示す化石もある(長澤, 1994a, 1996; 長澤・高松, 1994)。鯨類化石は、沢筋などで転石として採集された例も多いが、周辺の地質から判断すると、大部分が野口層か中渡層からの産出と考えられる。

化石の内容は、ヒゲ鯨類の化石が多い。そして

表1 山形県産鯨類化石目録

No.	分類	部 位	産出年	産 地	産出層	時 代	収 集 者	保 管	備 考
< 庄 内 地 域 >									
1	オウギハクジラ属	上顎骨吻部	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	博 1)
2	オウギハクジラ属	上顎骨吻部	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	博 1)
3	ヒゲ鯨亜目	鼓 室 骨	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
4	ヒゲ鯨亜目	鼓 室 骨	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
5	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
6	ナガスクジラ科?	下 顎 骨	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
7	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
8	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
9	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
10	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤洋助	山形県	助
11	歯鯨亜目?	尾 椎	不 明	不 明	不 明	不 明	佐藤洋助	山形県	助
12	ナガスクジラ科?	下 顎 骨	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	五十嵐進	山形県	博 YPM4645
13	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	五十嵐進	山形県	博 YPM4641
14	アカボウクジラ科?	上顎骨吻部	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	本間吉治	山形県	博
15	オウギハクジラ属	上顎骨吻部	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤末次	山形県	博
16	オウギハクジラ属	上顎骨吻部	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	佐藤末次	山形県	博
17	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	朝日屋旅館	山形県	博
18	鯨	目	1970年前後	庄内沖日本海最上堆	不 明	中新世～鮮新世	朝日屋旅館	山形県	博
19	歯鯨亜目	鼓 室 骨	1970年頃	朝日村砂川	大 網 層	中期中新世初期	植松芳平	山形県	博
20	鯨	目	1980年頃	八幡町大沢荒瀬川	観音寺層?	後期 鮮新世	植松芳平	山形県	博
21	鯨	目	不 明	八幡町若神子	観音寺層?	後期 鮮新世	富澤 尹	山形県	博 YPM4640
< 最 上 地 域 >									
22	セミクジラ科?	下 顎 骨	1964 年	戸沢村角川砂子沢	野 口 層	前期 鮮新世	田中智有男	田中智有男	博 2)
23	ナガスクジラ科	下 顎 骨	1964 年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期 鮮新世	田中智有男	田中智有男	博

24	鯨	目	不明	1960年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	沼野達明	山形県博物館	YPM4633
25	ヒゲ鯨亜目?	胸椎	不明	不明	戸沢村角川砂子沢	不明	後期中新世	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	
26	歯鯨亜目?	椎骨	不明	不明	戸沢村角川砂子沢	中渡層	前期	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	
27	鯨	目	椎骨	1975年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	
28	歯鯨	目	肋骨数点	1955年頃	戸沢村三ツ沢	古口層?	後期中新世	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	
29	ナガスクジラ科	下顎	骨	1970年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	3), YPM961-1
30	ナガスクジラ科	下顎	骨	1970年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	3), YPM2202
31	ナガスクジラ科	下顎	骨	1970年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	3), YPM961-2
32	セミクジラ科	下顎	骨	1970年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	3), YPM961-3
33	歯鯨亜目?	肩甲	骨	1970年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	YPM961
34	鯨	目	破片骨5点	1965年頃	戸沢村与吾屋敷	古口層?	後期中新世	新鮮	新世	致道津亮成	山形県博物館	T1～5
35	鯨	目	椎骨	不明	不明	不明	不明	不明	不明	岩清水八幡神社	戸沢村教委	T6
36	セミクジラ科?	尾椎	椎	不明	戸沢村岩清水	中渡層	前期	新鮮	新世	山科豊雄	戸沢村教委	T7
37	鯨	目	肋骨	1985年頃	戸沢村岩清水	中渡層	前期	新鮮	新世	早坂善雄	戸沢村教委	T8
38	歯鯨	目	蓋骨	不明	戸沢村神田杉沢上流	古口層	後期	新鮮	新世	石沢正亀	戸沢村教委	T9
39	鯨	目	肋骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T10
40	ヒゲ鯨亜目	目	前上顎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T11
41	鯨	目	不明	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T13
42	鯨	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T12
43	鯨	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T14
44	鯨	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T15
45	鯨	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T16
46	鯨	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T17
47	鯨	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T18
48	鯨	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T19
49	ヒゲ鯨亜目	目	椎骨	1982年頃	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T20
50	鯨	目	椎骨	不明	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T21
51	ヒゲ鯨亜目	目	椎骨	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口～中渡層	前期	新鮮	新世	戸沢村文化財保護委員	戸沢村教委	T22

No	分類	種類	部位	産出年	産地	産出層	時期	代	収集者	保	管	備考
52	ヒゲ鯨	目	尾椎	1995年	戸沢村角川砂子沢	野口~中渡層	前期	新鮮	蔵津亮成・菅原敬一	戸沢村	教委	T 23
53	鯨	目	肋	不明	戸沢村神田字内林	中渡層	前期	新鮮	神田小学校	神田	学校	T 24
54	鯨	目	胸椎	不明	戸沢村神田字内林	中渡層	前期	新鮮	神田小学校	戸沢村	教委	T 25
55	ヒゲ鯨	目	下顎	不明	戸沢村神田字内林	中渡層	前期	新鮮	神田小学校	戸沢村	教委	T 26
56	鯨	目	椎	不明	戸沢村神田字内林	中渡層	前期	新鮮	神田小学校	戸沢村	教委	T 27
57	鯨	目	V	不明	戸沢村神田字内林	中渡層	前期	新鮮	神田小学校	戸沢村	教委	T 28
58	鯨	目	肋	不明	戸沢村神田字内林	中渡層	前期	新鮮	神田小学校	戸沢村	教委	T 29
59	ヒゲ鯨	目	下顎	不明	戸沢村神田字内林	中渡層	前期	新鮮	神田小学校	戸沢村	教委	T 30
60	鯨	目	胸椎	1990年頃	戸沢村砂子沢下流	古口~野口層	後期中新世~前期鮮新世	新鮮	青柳伝	戸沢村	教委	T 31
61	鯨	目	椎	1990年頃	戸沢村砂子沢下流	古口~野口層	後期中新世~前期鮮新世	新鮮	青柳伝	戸沢村	教委	T 32
62	鯨	目	椎	1990年頃	戸沢村砂子沢下流	古口~野口層	後期中新世~前期鮮新世	新鮮	青柳伝	戸沢村	教委	YPM4640
63	鯨	目	椎	不明	戸沢村角川砂子沢	野口~中渡層?	前期	新鮮	富澤	山形県	博	YPM4639
64	鯨	目	椎	不明	戸沢村角川砂子沢	野口~中渡層?	前期	新鮮	山形県	山形県	博	YPM4635
65	鯨	目	不明	不明	真室川町	不明	不明	不明	山形県	山形県	博	YPM4643
66	鯨	目	椎	不明	真室川町大沢	不明	不明	不明	山形県	山形県	博	YPM597
67	鯨	目	椎	不明	真室川町	不明	不明	不明	井上義正	山形県	博	YPM4649
68	鯨	目	椎骨7点	1967年	真室川町関沢真室川右岸	野口層	前期	新鮮	庄司昭	真室川町歴史民俗資料館	博	YPM4650
69	鯨	目	椎	1989年	真室川町関沢真室川河床	野口層	前期	新鮮	長澤一雄・稲毛実	山形県	博	YPM4636
70	鯨	目	椎	1989年	真室川町関沢真室川河床	野口層	前期	新鮮	長澤一雄・稲毛実	山形県	博	YPM4642
71	鯨	目	肋	1989年	真室川町関沢真室川河床	野口層	前期	新鮮	長澤一雄・稲毛実	山形県	博	YPM4646
72	鯨	目	椎	1995年	真室川町関沢真室川河床	野口層	前期	新鮮	長澤一雄・稲毛実	山形県	博	YPM4647
73	鯨	目	椎	1995年	真室川町関沢真室川河床	野口層	前期	新鮮	長澤一雄・稲毛実	山形県	博	YPM4648
74	鯨	目	椎	1995年	真室川町関沢真室川河床	野口層	前期	新鮮	長澤一雄・稲毛実	山形県	博	
75	ヒゲ鯨	目	下顎	1995年	真室川町関沢真室川河床	野口層	前期	新鮮	長澤一雄・稲毛実	山形県	博	
76	ナガスクジラ	目	下顎	1985年頃	真室川町大向宮田沢	中渡層	前期	新鮮	佐藤和弘	佐藤和弘	弘	
77	鯨	目	椎	1967年	真室川町大向大沢川	中渡層	前期	新鮮	佐藤和弘	佐藤和弘	弘	
78	鯨	目	椎	1967年	真室川町大向大沢川	中渡層	前期	新鮮	佐藤和弘	佐藤和弘	弘	

79	鯨	目	肋	骨	不明	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	4), YPM4634
80	鯨	目	肋	骨	1988年	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	4)
81	鯨	目	肋	骨	1989年	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	4), 6)
82	ナガスクジラ科	肋	肋	骨	1992年	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	4), 6)
83	ナガスクジラ科	骨格多	骨格多	数	1993年	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	4), 6)
84	ナガスクジラ科	骨格多	骨格多	数	1994年	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	5), 6)
85	ナガスクジラ科?	下顎骨・肋	下顎骨・肋	骨	1994年	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	5), 6)
86	鯨	目	椎	骨	1994年	真室川町大沢割山	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	YPM4637
87	鯨	目	椎	骨	1995年	真室川町水上沢林道	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	YPM4631
88	鯨	目	頭蓋	蓋	1997年	真室川町水上沢林道	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	YPM4644
89	鯨	目	肋	骨	1997年	真室川町水上沢林道	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	YPM4638
90	鯨	目	腰椎2点・尾椎3点	点	1980年	真室川町小内又川河床	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	YPM599, 600
91	鯨	目	肋	骨	1983年	大蔵村湯ノ台	古	口	層	後期	中	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	7)
92	ナガスクジラ科	頭	頭	蓋	1992年	大蔵村赤松川上流	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	7)
93	ヒゲ鯨亜目	尾	椎	骨	1992年	大蔵村赤松川上流	野	口	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	7)
94	ヒゲ鯨亜目	下顎	骨	骨	1994年	舟形町松橋	中	渡	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	7)
95	ヒゲ鯨亜目	椎	骨	骨	1994年	舟形町松橋	中	渡	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	7)
96	鯨	目	椎	骨	1986年	金山町外山山林道	金	山	層	中期	中	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	7)
97	鯨	目	椎	骨	1987年頃	鮭川村深沢	中	渡	層	前期	鮮	新	世	神室少年自然の家	山形県	博	YPM4904
< 村山地域 >																	
98	歯鯨亜目	目	鼓室	骨	1970年頃	山形市蔵王成沢	成	沢	層	中期	中	新	世	東海林秀矩	不	明	
99	ナガスクジラ科	目	下顎	骨	1988年	中山町柳沢西方丘陵	本	郷	層	後期	中	新	世	国井砂利	中山町立歴史民俗資料館	菊	
100	鯨	目	不明	不明	1988年	中山町柳沢西方丘陵	本	郷	層	後期	中	新	世	国井砂利	寒河江市教委	駿	
101	鯨	目	椎	骨	1988年	寒河江市長崎橋最上川	本	郷	層	不明	不	明	世	寒河江市教委	山形県	博	8), 9), 10), YPM965
102	ナガスクジラ科	目	下顎椎骨・肋	骨	1981年	大江町字用最上川河床	本	郷	層	後期	中	新	世	山形県	山形県教育センター	山形県	
103	鯨	目	上腕	骨	不明	朝日町鏡橋最上川河床	本	郷	層	後期	中	新	世	安藤昭郎	山形大学教育学部	山形大学教育学部	
104	ナガスクジラ科	目	下顎	骨	不明	朝日町鏡橋最上川河床	本	郷	層	後期	中	新	世	山形大学教育学部	山形大学教育学部	山形大学教育学部	
105	ナガスクジラ科	目	下顎	骨	不明	朝日町鏡橋最上川河床	本	郷	層	後期	中	新	世	山形大学教育学部	山形大学教育学部	山形大学教育学部	

No.	分類	部位	産出年	産地	産出層	時期	世代	収集者	保管	備考
106	鯨	尾椎	不明	朝日町明鏡橋最上川河床	本郷層	後期	中新世	山形大学教育学部	山形大学教育学部	
107	鯨	骨	不明	朝日町明鏡橋最上川河床	本郷層	後期	中新世	山形大学教育学部	山形大学教育学部	
108	鯨	骨	不明	朝日町明鏡橋最上川河床	本郷層	後期	中新世	山形大学教育学部	山形大学教育学部	
109	鯨	骨	不明	朝日町明鏡橋最上川河床	本郷層	後期	中新世	山形大学教育学部	山形大学教育学部	
110	鯨	骨	不明	朝日町明鏡橋最上川河床	本郷層	後期	中新世	山形大学教育学部	山形大学教育学部	
＜ 置賜地域 ＞										
111	鯨	目椎	1970年頃	飯豊町手ノ子むじな沢	宇津峠層?	後期	中新世?	井上源司	山形県博	YPM962
112	鯨	目椎	1970年頃	飯豊町手ノ子むじな沢	宇津峠層?	後期	中新世?	井上源司	井上源司	
113	鯨	目椎	1970年頃	飯豊町手ノ子むじな沢	宇津峠層?	後期	中新世?	井上源司	井上源司	
114	鯨	目椎	1970年頃	飯豊町手ノ子むじな沢	宇津峠層?	後期	中新世?	井上源司	井上源司	
115	歯鯨亜目?	胸椎	不明	山形県内	不明	不明	不明	山形県博	山形県博	YPM4632

＜ その他の海生哺乳類化石 ＞

1	ヤマガタダイカイギウ 頭蓋を含む上半部	1978年	大江町字用最上川河床	本郷層	後期	中新世	山形県博	山形県博	11)
2	ヒドロダマリス属 肋	1995年	戸沢村向名高鯉川右岸	中渡層	前期	鮮新世	戸沢村教委	山形県博	12)
3	ザラッソレオン属 頭蓋吻部	1965年頃	戸沢村角川砂子沢	中渡層?	前期	鮮新世?	渡辺七郎	山形県博	13)
4	イマゴゴタリア属 歯・肋	1994年	真室川町大沢割山	野口層	前期	鮮新世	山形県博	山形県博	6)

(?) を付したものは、その可能性が大きいことを示す。備考の YPM は山形県立博物館の標本番号、T は戸沢村教育委員会の標本番号を示す。また備考の 1) ~ 11) は化石に関わる文献を示す。1) 加藤 (1973), 2) 沼野 (1985), 3) 長澤 (1995 a), 4) 長澤 (1994 a), 5) 長澤 (1996), 6) 長澤・高松 (1994), 7) 長澤 (1993), 8) 高橋 (1986), 9) 長澤 (1991), 10) 長澤 (1995 b), 11) Takahashi et al. (1986) 12) 長澤・高泉 (1997), 13) Miyazaki and Nagasawa (1996)。

下顎骨等によって科の分類ができた化石としては、ナガスクジラ科 *Balaenopteridae* の化石が多いのが特徴である。特に本館で発掘した前述の真室川町のヒゲ鯨化石はナガスクジラ科と考えられるが、大型である点が注目される。セミクジラ科 *Balaenidae* の化石もいくつか産出している。(長澤, 1995a)。しかしヒゲ鯨類のうち、同時代の仙台周辺や岩手県から産出しているケトテリウム科 *Cetotheriidae* の化石の産出はない。また歯鯨類もいくつか産出しているが、量的には多くなく、あまり保存のよい化石は産出していない。

最も古い化石として、金山町の中部中新統の金山層から東北大学学生が卒論の野外調査中に発見した化石の記録がある。これは庄内地域の朝日村産の化石とはほぼ同層準と考えられ、山形県での最下位層準の化石である。上部中新統の古口層からもいくつかの記録があるが、量は少ない。また上部鮮新統の鮭川層からは鯨類化石の記録はほとんどなくなる。このことは、下部鮮新統の野口層・中渡層に化石が集中する傾向と対照的である。

3. 村山地域

本地域からは、比較的多くの鯨類化石が産出している。これらの大部分は、山形盆地西方に分布する上部中新統の本郷層からの産出である。これらの化石はやはり断片的なものが多いが、大江町で発掘したややまとまった産状の化石もある(高橋, 1986; 長澤, 1991, 1995b)。

化石の内容は、ヒゲ鯨類が多い。そして下顎骨等によって科が明らかになった化石は、ナガスクジラ科 *Balaenopteridae* が多いのが特徴である。これは、最上地域の下部鮮新統の産出化石と傾向が類似している。

また、これらより古い山形市の中部中新統の成沢層から、歯鯨類の鼓室骨が産出している(東海林, 1975)。この化石は、村山地域での最下位層準の化石である。

4. 置賜地域

本地域からの鯨類化石の産出は、あまり多くないが、米沢盆地の西部からいくつかの記録がある。これらは、飯豊町の沢筋から転石として採集されたものであるが、周囲の地質から考えて、上部中新統の宇津峠層に由来するものと考えられる。

5. その他の海生哺乳類化石

鯨類以外の海生哺乳類化石は4件あり、量的には多くない、ただし、いずれも重要な化石である。大江町の上部中新統の本郷産海牛類化石(ヤマガタダイカイギュウ)は、*Dusisiren dewana* として新種記載された(Takahashi et al., 1986)。戸沢村産の下部鮮新統の中渡層産の海牛類肋骨化石は大型で、ヒドロダマリス属 *Hydrodamalis* の特徴をよく表している化石である(長澤・高泉, 1997)。戸沢村の下部鮮新統の中渡層から由来したと思われる鰐脚類吻部化石は、ザラッソレオン属 *Thalassoleon* と考えられる(Miyazaki and Nagasawa, 1996)。真室川町の下部鮮新統の野口層産の鰐脚類の歯の化石は、イタゴタリア属 *Imagotaria* に類似しており、時代からみて興味深い化石であり研究が進められている。

古環境の変遷と鯨類化石

今回まとめた鯨類化石目録をもとに、山形の古環境の変遷と鯨類化石の古生物地理的特徴について検討する。産出化石の時空分布を図2に示す。

1. 前期中新世

この時代は、庄内地域で日本海形成に関わるいわゆるハーフグレーベンが形成され、非海成層の温海層群がこれらを埋積した時代である(山路, 1989)。また内陸の各地域では、グリーンタフを噴出した火成活動が開始され、陸域から海域に変化しつつあった。この時代は、本格的な海成層自体が少ないことから、鯨類化石は保存されにくかったと考えられる。

2. 中期中新世

この時代の初期に日本海の拡大に伴って、山形を含む東北日本が、いわゆる西黒沢海進によって広く海域になった。日本海の開裂は、この時代の前期にはほぼ終了した。山形の最下位層準の朝日村や金山町の化石は、この海進に関わる浅海性の地層である。この時期の各地の海成層からは比較的豊富な貝類化石を産するが、鯨類化石はほとんど産しない。このことは、鯨類自体が少なかったことを示していると考えられる。

西黒沢海進以降、出羽丘陵地域は中部漸深海帯程度まで急速に沈降し、その環境が中期中新世の後期まで継続されたと考えられる(山路・佐藤, 1989)。この時期に、現在の出羽丘陵を構成している草薙層や水沢層などの深海性の泥岩が堆積した。これらの地層からは、ほとんど鯨類化石は産していない。ところで、遊泳力の強い鯨類の場合、現生種においても死後に深海底に定着する個体が多いが、Martill et al. (1991)によれば、深海底には鯨類の骨をすみやかに消費する生物群集が存在することを報告している。こうした分解者がやはり過去にも存在して、化石の保存を妨げてた可能性はある。また、深海においては堆積速度が遅いことも化石の保存の条件として悪かったのかも知れない。ただし、後述する同時代の他地域でも鯨類化石が乏しいことは、やはりこの時期に鯨類自体が少なかったことを示唆していると考えられる。

中期中新世の後期における脊梁山脈地域は、前期中新世に引き続き海底火山活動が活発で、厚い凝灰岩類を堆積した。従って、全体的に生物の生息環境とともに化石の保存条件も悪く、貝類等を含めた化石産出も乏しい。ただし、この地域に分布する銀山層などのように豊富に貝類化石を含む環境においても、鯨類化石があまり見出されないことは、やはり脊梁山脈地域においても鯨類自体

が少ないと考えるべきであろう。山形市の成沢層の歯鯨類の鼓室骨化石はこの時期の数少ない記録である。

3. 後期中新世

この時代は、奥羽脊梁山脈地域が隆起に転じて、日本海と太平洋を区分しつつあった。また出羽丘陵地域も山形県南部から隆起したため、内陸地域の海域もせばまって浅海化しつつあった。この時代の後半には脊梁山脈地域は日本海と太平洋が分化して、山形の海域は庄内から内陸へ深く入り込む内湾的環境となった。ただし、庄内の北俣層や新庄盆地の古口層にみられるように、これらの地域ではまだ深い海の環境が残されていた。村山地域の大江町や朝日町の本郷層と、置賜地域の飯豊町の宇津峠層からの鯨類化石は、この時期のものである。また最上地域の戸沢村の古口層からも散見的に化石が産出している。化石の量は、この時代に入ってやや増加してくる。そして、明らかにナガスクジラ科 Balaenopteridae と考えられる化石が産出している。

4. 前期鮮新世

この時代は、奥羽脊梁山脈や出羽丘陵の隆起が進行して、置賜地域と村山地域は湖沼化し、海域は庄内から新庄盆地にかけての内湾として残された。そして、この海域もしだいに浅海化しつつあった。この時代に入ると、新庄盆地に分布する野口層と中渡層から鯨類化石が激増してくる特徴がある。化石はヒゲ鯨類が多く、なかでもナガスクジラ科 Balaenopteridae が多産している。ヒゲ鯨類にはセミクジラ科 Balaenidae も含まれてくる。こうした新庄盆地における多量の鯨類化石の産出については、今後検討すべき大きな課題と考えられる。なお、同時代の庄内地域の楯山層からは、鯨類化石の記録は今のところない。

5. 後期鮮新世

この時代は、出羽丘陵の隆起が強まるとともに、

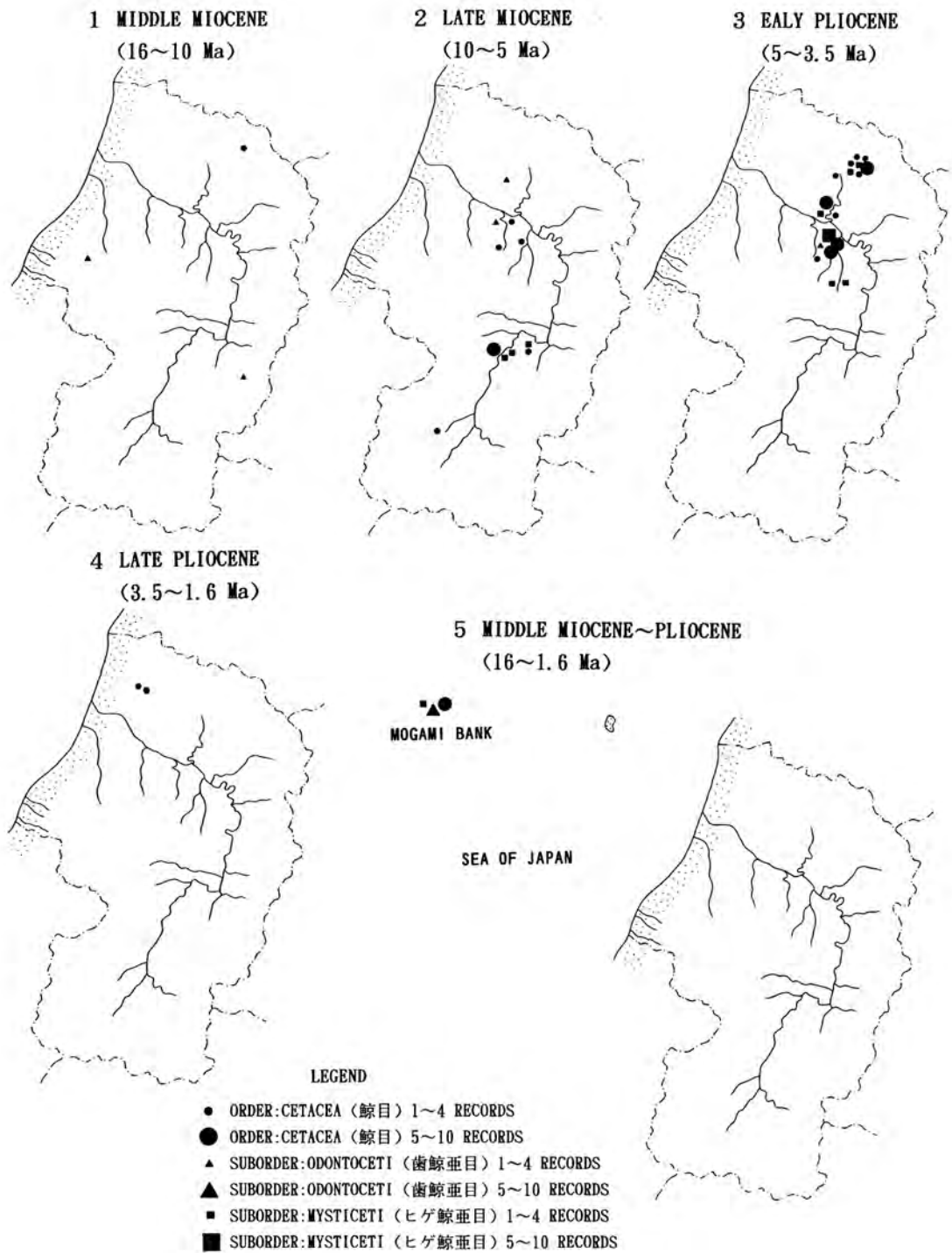


図2 山形県産鯨類化石の時空分布

1 中期中新世 2 後期中新世 3 前期鮮新世 4 後期鮮新世
5 中期中新世~鮮新世の日本海海底

海域はしだいに浅海化した。そして、この時代の末期から更新世にかけて、出羽丘陵は新庄盆地を分化させて湖沼化させた。この時代に入ると、新庄盆地の鯨類化石は激減するのが特徴である。今のところ、この時代の新庄盆地の鮭川層からの確実な化石の記録はない。鮭川層は、その下部の中渡層に引き続き、いわゆる大桑一万願寺動物群の貝類化石を含むが（小笠原ほか、1984）、鯨類化石は消滅している。

一方庄内地域では、八幡町の観音寺層から不完全なわずかの化石が産出している。鮮新世における新庄盆地の鯨類化石産出状況の変化は、極めて劇的な様相を呈しており、この問題についてはやはり今後の大きな課題である。なお、その後の海成更新統からの鯨類化石の記録は、今のところ知られていない。

山形県の鯨類化石の意義と課題

山形では、最も多く産出している化石は、ナガスクジラ科 *Balaenopteridae* である。この科は、中新世にケトテリウム科 *Cetotheriidae* から分かれて進化したと考えられるが（Barnes et al., 1985）、その後急速に発展した。ナガスクジラ科は、現生においても最も種分化の進んだヒゲ鯨類であり繁栄している。山形の化石においても、上部中新統から産出し始め、下部鮮新統では化石が増加し、しかも大型化している。このことは、同科が鮮新世に入ってから種分化と大型化を進めたことを示唆しているのかも知れない。従って、山形の上部中新統から下部鮮新統は、今後ナガスクジラ科の系統や進化を検討する上で、よいフィールドになると考えられる。ただし、上部鮮新統以降に同科を含めた鯨類化石が急減している点については、貝類群集が継続していることから考えると不自然であり、新たな観点からの検討が必要であろう。

山形からは、今のところヒゲ鯨類のケトテリウ

ム科の産出はない。同科は秋田からも産出の記録はないようである。一方、下部鮮新統の宮城県の花巻層や、その北方延長の岩手県の油島層からはいくつかの記録がある（長谷川ほか、1985；大石、1985, 1987, Oishi and Hasegawa, 1994）。鮮新世は、奥羽脊梁山脈が日本海と太平洋を完全に分けた時代と考えられることから、このこととヒゲ鯨類の生物地理、特にケトテリウム科の分布に影響している可能性がある。今のところ、ケトテリウム科は東北日本においては、太平洋地域に限られているようである。

日本海海底の最上堆産からの化石については、山形県の内陸側の化石内容とやや異なるようであり、後の大きな課題である。同様の海底産化石は、新潟の佐渡ヶ島周辺の高地からも産出している（田崎ほか1987；堀川ほか1987）。これらは、アカボウクジラ科 *Ziphiidae* の化石が多いことで最上堆産のものと類似している。田崎ほか（1987）は、その産出層を佐渡に分布する中新統の鶴子層と同じと推定している。ただし、最上堆産化石の内容として、ナガスクジラ科らしい化石も含まれることから、時代の決定については慎重に検討していく必要がある。というのは、ナガスクジラ科の起源が、中期中新世までさか上れるかは、この科における一つの大きな課題だからである。ただし、佐渡周辺の海底産化石との関係を検討していくことは重要であろう。そして、最上堆産化石は、特徴的にオウギハクジラ属 *Mesoplodon* の化石が多いことから、これらの資料の蓄積によって、同属の系統を検討するための貴重な化石になることが期待される。そのためには、これらの化石の時代を決定することが大変重要になってくる。

ま と め

- 1) 山形の鯨類化石の産出状況を調査し、目録としてまとめた。その結果、鯨類化石は100件以

上にのぼり、改めて山形の豊富な鯨類化石の産出が明らかになった。また、これに4件の他の海生哺乳類化石を付記した。

- 2) 鯨類化石の産出年代は、中期中新世初期から前期鮮新世にかけてである。
- 3) 鯨類化石は多くが断片骨であるが、ヒゲ鯨類化石が多く、そのなかではナガスクジラ科 *Balaenopteridae* が最も多い。ただし、ヒゲ鯨類のケトテリウ科 *Cetotheriidae* は、今のところ産出していない。
- 4) 山形で最も鯨類化石が多産しているのは、最上地域の新庄盆地で、主として前期鮮新統からの産出である。鯨類化石は、後期鮮新統からは急減するが、この原因については今後の検討課題である。
- 5) 日本海海底産の鯨類化石は、オウギハクジラ属 *Mesoplodon* が多いのが特徴である。それらの年代は詳しく決定されていないため、形態学的検討とともに、年代決定についても大きな課題である。
- 6) 他の海生哺乳類化石は量的に少ないものの、いずれも重要な化石である。また今後とも化石の産出が期待できる。

謝 辞：今回の調査をまとめるにあたっては、地質及び古生物研究者、教育関係者、化石保管者及び保管機関の方々から種々のご教示あるいは化石調査の機械を与えていただいた。以下に記して厚くお礼申し上げます。

筑波大学教授小笠原憲四郎氏、群馬県立自然史博物館長長谷川善和氏、山形大学元教授山形 理氏、山形大学助教授川辺孝幸氏、酒田東高等学校長植松芳平氏、酒田東高等学校教頭富澤 尹氏、新庄市立萩野小学校元校長沼野達明氏、山形城北女子高等学校教諭東海林秀矩氏、戸沢村教育委員会教育課長寺内恵一氏、佐藤洋助氏（温海町）、

佐藤萩雄氏（温海町）、佐藤貞一氏（温海町）、佐藤末次氏（温海町）、五十嵐進氏（温海町）、蔵津亮成氏（戸沢村）、青柳伝吉氏（戸沢村）、早坂悌蔵氏（戸沢村）、佐藤和弘氏（真室川町）、井上栄一氏（鮭川村）、田中智有男氏（新庄市）、伊藤定雄氏（新庄市）、三浦 正氏（新庄市）、井上源司氏（飯豊町）、山形大学教育学部、山形県教育センター、山形県神室少年自然の家、鶴岡市海浜児童文化センター、真室川町立歴史民俗資料館、中山町立歴史民俗資料館、戸沢村立神田小学校、戸沢村立角川中学校、温海町立鼠ヶ関小学校、朝日屋旅館（温海町）。

また、化石のクリーニングでは、山形南高等学校元教諭加藤 啓氏と山形大学院生板垣 道氏に、本館の標本登録では、本館嘱託の大場 總氏にお世話になった。

最後に、今回の研究の一部には、財団法人藤原ナチュラヒストリー振興財団の学術助成金を使用した。ここに記して深く感謝申し上げます。

文 献

- Barnes, L. G., Domning, D.P. and Ray, C.E., 1985: Status of studies on fossil marine mammals. *Marine Mammal Science*, 1, 15-14.
- 長谷川善和・野刈家宏・佐藤二郎・大石雅之, 1985: 岩手県前沢町産出ひげ鯨類化石と骨質歯鳥類化石 Part III. 前沢町生母産鯨類化石第1標本. 岩手県博研報, 3, 148-150.
- 堀川秀夫・田嶋芳作・菅野孝美, 1987: 日本海佐渡島越路礁付近で発見されたアカボウクジラ科の化石. 佐渡博研報, 9, 225-230.
- 加藤達也, 1973: 温海町の地質, 温海町史別冊 温海の自然, 37-106, 温海町.
- Martill, D.M., Cruickshank, A.R.I. and Taylor, M.A., 1991: Dispersal via bones. *Nature*,

- 351, 193.
- Miyazaki, S. and Nagasawa, K., 1996: A new Pliocene fur seal skull from Tozawa-mura, Yamagata Prefecture, northern Japan. *Abst. 30th Intern. Geol. Cong.*, 2, 138.
- 長澤一雄, 1991: 山形県大江町の上部中新統から産出したヒゲ鯨類化石. 山形県博研報, 12, 13-30.
- 長澤一雄, 1992: 山形県の海生哺乳類化石. 山形応用地質, 12, 9-24.
- 長澤一雄, 1993: 山形県大蔵村の鮮新統野口層から産出したヒゲ鯨の尾椎化石. 山形県博研報, 14, 15-22.
- 長澤一雄, 1994 a: 山形県真室川町的大型鯨類化石-1993年の発掘調査-. 山形県博研報, 15, 24-38.
- 長澤一雄, 1994 b: ヒゲ鯨類における下顎骨の形態. 地団研専報, 43, 129-140.
- 長澤一雄, 1995 a: 山形県戸沢村下部鮮新統産のヒゲ鯨類下顎骨化石. 山形県博研報, 16, 21-30.
- 長澤一雄, 1995 b: 山形県大江町上部中新統産のヒゲ鯨類下顎骨化石の再検討. 山形県博研報, 16, 31-38.
- 長澤一雄, 1996: 山形県真室川町的大型鯨類化石-1994年の第2次発掘調査-. 山形県博研報, 18, 33-48.
- 長澤一雄・高松加奈子, 1994: 山形県真室川町の鮮新統から産出した大型ヒゲ鯨類化石. 日本地質学会第101年学術大会講演要旨, 115.
- 長澤一雄・高泉幸浩, 1997: 東北地方からの新たな海牛化石の産出. 化石研会誌, 30, 42.
- 沼野達明, 1985: 最上地方に産出する化石について. 皆川信弥教授記念論文集 山形県地質誌, 129-136.
- 小笠原憲四郎・佐藤比呂志・大友淳一, 1984: 山形県新庄盆地西部の鮮新統貝類化石群集. 国立科博専報, 17, 23-36.
- 大石雅之, 1985: 日本の鯨類化石の概要. 地団研専報, 30, 127-135.
- 大石雅之, 1987: 岩手県一関市および西磐井郡平泉町の鮮新統から産出した鯨類・鰭脚類化石. 岩手県博研報, 5, 85-102.
- Oishi, M. and Hasegawa, Y., 1994: A list of fossil cetaceans in Japan. *The Island Arc*, 3, 493-505.
- 高橋静夫, 1986: ヤマガタダイカイギュウ. 114 p., 山形県博.
- Takahashi, S., Domning, D.P. and Saito, T., 1986: *Dusisiren dewana*, n. sp. (Mammalia: Sirenia), A new ancestor of Steller's sea cow from the Upper Miocene of Yamagata Prefecture, northeastern Japan. *Trans. Proc. Palaeont. Soc. Japan. N. S.*, 141, 296-321.
- 田寄芳作・堀川秀夫・宮崎重雄, 1987: 佐渡沖瓢箪礁から産出したアカボウクジラ科の化石. 佐渡博研報, 9, 219-223.
- 東海林秀矩, 1975: 山形県成沢層産鯨類化石について. 山形城北女子高校紀要, 6, 25-41.
- 山路 敦, 1989: 温海附近の地質と羽越地域における前期中新世のリフティング. 地質学論集, 32, 305-320.
- 山路 敦・佐藤比呂志, 1989: 中新世における東北本州弧の沈降運動とそのメカニズム. 地質学論集, 32, 339-349.

山形県山形市の成沢層（中部中新統）から産出した板鰐類化石

矢部英生*・長澤一雄**

Selachian remains from the Narisawa Formation (Middle Miocene),
Yamagata City, Yamagata Prefecture,
Northeast Japan

Hideo Yabe* and Kazuo Nagasawa**

Abstract

Ten fossil selachian (shark) remains from the Middle Miocene Narisawa Formation of Yamagata Prefecture, Northeast Japan are described. The selachian fauna from this formation are identified as: *Isurus planus* (Agassiz), *Isurus* sp. indet., and *Carcharhinus* sp. indet.

In addition to these taxa, the occurrence of *Isurus hastalis* (Agassiz) tooth has been previously recorded, making the total number of known selachian taxa to four.

The present selachian fauna is characterized by dominant occurrence of *Isurus* spp. teeth, similar to the other fossil localities of the same age of Yamagata Prefecture. The records of fossil selachians in the Yamagata Prefecture and adjacent area are relatively few, present find is valuable for discussion about the paleoenvironment of this area.

はじめに

ここに報告する標本は、いずれも山形県山形市蔵王成沢に分布する中部中新統の成沢層から産出した板鰐類（サメ類）化石である。これまでにも本層からは、板鰐類化石の産出が知られていたが、それらについての記載分類的な研究はなされてい

なかった。過去に本層から産出した板鰐類化石については、神保（1965）、後藤（1972）、東海林（1975）は本層産の化石目録中にアオザメ属の *Isurus hastalis* (Agassiz) の産出記録をあげたものの、やはり形態等の詳細は不明であった。そこで、筆者らはこの成沢層から産出した板鰐類の記載分類的な検討を進めることにした。検討した標本は、山形県立博物館所蔵資料（YPM）5点、山形県立博物館寄託資料（TH）1点、個人所蔵資料（NS）4点の計10点である。検討の結果、

*新潟大学大学院自然科学研究科

**山形県立博物館

これらの化石はアオザメ属 *Isurus* が卓越する 3 タクサに分類されることが明らかになった。このことは、山形県を含む東北日本における中期中新世の板鰐類化石相を検討する上からも重要であると思われるので、ここに報告する。

地 質 概 説

層 序：山形市蔵王成沢地区は、山形盆地東部地域に位置している。本地域の新第三系は、花崗岩類を基盤とした凝灰岩類を主とする中新統からなり、山脈中軸部では蔵王火山系の第四紀の火山岩類に覆われている。本地域の中新統は下位から順に整合関係で、緑色凝灰岩類を主とする宝沢層、黒色泥岩を主とする高瀬層、凝灰岩類を主とする成沢層に、さらにこれらを不整合におおう凝灰岩類を主とする山寺層に区分される(田宮, 1981, 1996; 鈴木ほか, 1986など)。ここに報告する板鰐類化石は、これらのうちの成沢層から産出したものである。

時 代：成沢層の時代については、これまでの

くつかの異なった見解が示されてきた。岡田(1982)は、石灰質ナンノ化石を用いて最上川地域における各海成層の対比とその編年をおこない、成沢層を中部中新統の上部とした。斎藤(1982)も浮遊性有孔虫化石を用いて本地域における各海成層の対比とその編年をおこなった結果、岡田(1982)と同様の見解を示した。一方、吉田ほか(1985)は、成沢層から産出した浮遊性有孔虫化石とフィッショントラック年代をあわせて検討した結果、成沢層を下部中新統の最上部から中部中新統の下部とし、また層序については高瀬層を成沢層の部層として扱った。

ところで、1997年に筆者らがおこなった成沢層の化石発掘調査において、図1の産地Loc.1に露出する本層から軟体動物の *Miyagipecten matsu-moriensis* Masudaが採集された。本種は東北日本の中期中新世の後期から後期中新世にかけてみられる塩原-耶麻動物群の指標種の一つとして知られている(Chinzei, 1986; 小笠原, 1988)。このことは、岡田(1982)、斎藤(1982)による成



図1 化石の産地(*)

国土地理院発行の5万分の1地形図「山形」を使用した。

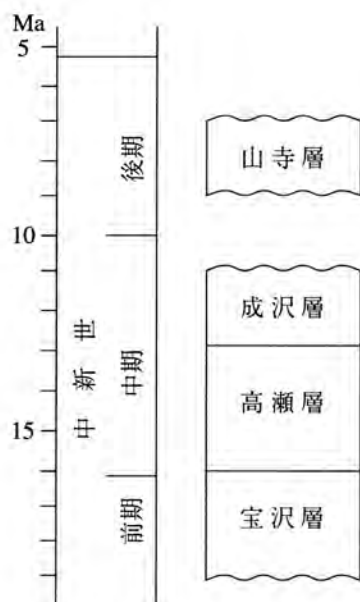


図2 山形盆地東部地域の層序
北村編(1986), 岡田(1982), 田宮(1981, 1996) にもとづいて作成した。

沢層の時代解釈と調和的である。

以上のように山形盆地東部地域の層序および時代については再検討の余地が残されているといえるが、ここでは軟体動物化石の産出種と岡田(1982), 斎藤(1982)の微化石年代の検討結果が調和的であることから、成沢層の時代を中部中新統の上部と考えた(図2)。

化石産地: 産地Loc. 1の露頭では、層厚数10mにおよぶ成沢層が露出している。この地点では主に軽石質の火山角礫凝灰岩～凝灰角礫岩からなり、部分的に緑色変質しているのが特徴である。このうちの層厚3m程度の角礫状の軽石(径1cm～数10cm)を混じえる不淘汰な凝灰質砂岩層から、特に集中して板鰐類化石が産出した。なお、産地Loc. 2の露頭は現在失われてしまったが、この地点から産出した化石の母岩をもとに検討するとLoc. 1とほぼ同様の岩相であったものと推定される。

表1 成沢層産の軟体動物・腕足類化石

Bivalvia	
<i>Acila</i> sp.	
<i>Megacrenella</i> sp.	
<i>Chlamys cosibensis</i> (Yokoyama)	
<i>Chlamys</i> sp.	
<i>Gloripallium crassivenum</i> (Yokoyama)	
<i>Cryptopecten</i> cf. <i>yanagawaensis</i> (Nomura and Zinbo)	
<i>Delectopecten peckhami</i> (Gabb)	
<i>Miyagipecten matsumoriensis</i> Masuda	
<i>Mizuhopecten</i> sp.	
<i>Acesta golias</i> (Soweby)	
<i>Limatula kurodai</i> Oyama	
<i>Lucinoma acutilineatum</i> (Conrad)	
<i>Cyclocardia</i> sp.	
<i>Mactra</i> ? sp.	
<i>Thracia</i> sp.	
Gastropoda	
<i>Turritella</i> sp.	
" <i>Natica</i> " sp.	
<i>Tonna</i> ? sp.	
<i>Neptunea</i> sp.	
Scaphopoda	
<i>Fissidentalium yokoyamai</i> (Makiyama)	
Brachyopoda	
<i>Coptothyris</i> sp.	
<i>Terebratalia</i> cf. <i>coreanica</i> (Adams and Reeve)	
<i>Terebratalia</i> sp.	
<i>Laqueus</i> sp.	

同定: 小笠原憲四郎

共産化石: 成沢層産の化石については、かつて神保(1965), 皆川・加藤(1982)によって目録が報告されてきたが、これらの記載分類的研究はなされてこなかった。山形県立博物館に収蔵されている成沢層産の化石を表1に示す。本層からは、腕足類の *Terebratalia* sp. や *Laques* sp., 軟体動物の *Chlamys cosibensis* (Yokoyama) が特徴的に産出し、さらに鯨類の耳骨(東海林, 1975), 海綿類 *Aphrocallistes* sp., ウニ類の棘なども知られている。

化石の記載

軟骨魚類の分類上の位置は Cappetta (1987) を、記載に関する用語は久家・後藤(1980)および後藤・大泰司編(1986)をもとにした。なお、

板鰐類の歯に関する代表的な用語を図3に示す。

1. YPM832, NS4 標本

Class Chondrichthyes
Subclass Elasmobranchii
Superorder Galeomorphii
Order Lamniformes
Family Lamnidae
Genus *Isurus*
Isurus planus (Agassiz, 1856)
(図版 I, 図 1 - 2)

産 地：山形市蔵王成沢（図1の Loc. 1）

採 集：YPM832 1949年 神保 恵

NS4 1997年 菅野隼登

所 蔵：山形県立博物館（YPM832, NS4 のレプリカ）

菅野隼登（NS4）（山形市蔵王成沢676-2）

計測値(mm)：

	最大歯冠高	最大歯冠幅	最大歯冠厚
YPM832	13.58+	11.01+	4.22+
NS4	25.42+	13.88+	5.54+

記 載

YPM832標本：本標本は顎から遊離した歯である。歯冠の外形は、底辺の短い二等辺三角形である。歯冠の舌側面は、膨隆する。歯冠の唇側面は、わずかに膨隆する。近心縁は、強い凸のカーブを描く。遠心縁は直線的であるが、歯頸側で強く湾入する。咬頭は、遠心側に強く傾く。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、直立する。切縁部には、平滑な切縁を備える。歯冠幅や歯冠厚、遠心側への歯冠の傾きなどの形態的な特徴から、本標本は左上顎側歯であると推定される。

NS4 標本：本標本は顎から遊離した歯である。歯冠の外形は、底辺の短い二等辺三角形である。歯冠の舌側面は、膨隆する。歯冠の唇側面は、わずかに膨隆する。近心縁は、強い凸のカーブを描く。遠心縁は、緩いS字のカーブを描き、歯頸側で湾入する。咬頭は、遠心側に強く傾く。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、直立する。切縁部には、平滑な切縁を備える。本標本は左上顎側歯であると推定される。

同 定

YPM832, NS4 の各標本は、その歯冠の外形、大きさ、副咬頭を備えない、平滑縁を備えるなど

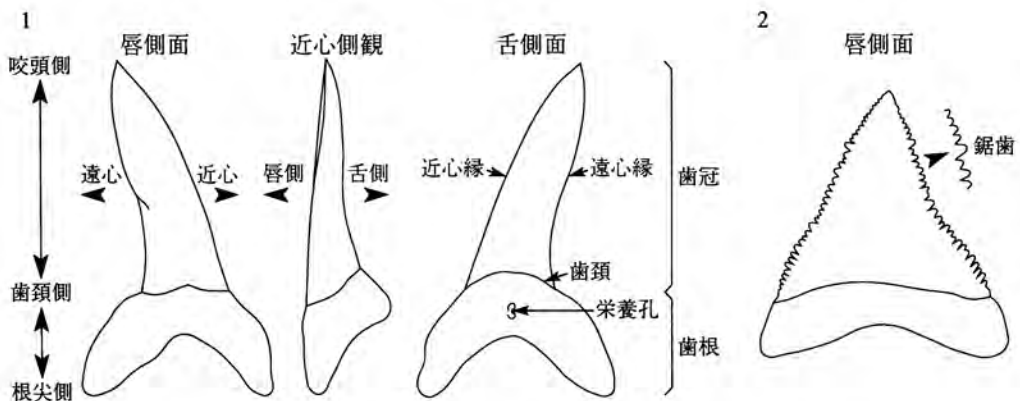


図3 板鰐類の歯に関する用語 1: アオザメの前歯, 2: メジロザメの前歯
久家・後藤 (1980), 後藤・大泰司編 (1986) にもとづいて作成した。

の形態的な特徴から、アオザメ属 *Isurus* の顎歯であると判断される。アオザメ属の化石は、晩新世以降産出しており、化石種8種と現生種2種が知られている (Compagno, 1984a; Kuga, 1985; Cappetta, 1987)。これらアオザメ属の顎歯と比較すると、今回の2標本は近心縁が強い凸のカーブを描くこと、遠心縁が直線的もしくは緩いS字のカーブを描くこと、遠心縁の歯頸側が強く湾入すること、咬頭が遠心側に強く傾くこと、歯冠の幅が咬頭頂に向かって急に細くなることなどの形態的な特徴から *I. planus* に同定される。

2. YPM4491, YPM4492, YPM4493, NS1, NS2, NS3 標本

Isurus sp. indet.

(図版I, 図3-5; 図版II, 図1-3)

産地: YPM4491・4492・4493, NS2・3

山形市蔵王成沢 (図1のLoc.1)

NS1 山形市蔵王成沢 (図1のLoc.2)

採集: YPM4491 1988年 長澤一雄

YPM4492 1995年 田中愛美

YPM4493 1996年 長澤一雄

NS1 1969年 長岡兵右衛門

NS2・3 1995年 降旗 翔

所蔵: 山形県立博物館 (YPM4491・4492・4493, NS1・2・3のレプリカ)

長岡兵右衛門 (NS1) (山形市蔵王成沢 158)

降旗 翔 (NS2・3) (山形市小立46-14)

計測値(mm):

	最大歯冠高	最大歯冠幅	最大歯冠厚
YPM4491	11.95+	8.10+	3.34+
YPM4492	14.91+	7.65+	4.28+
YPM4493	14.45+	6.48+	3.97+

NS1	25.12+	—	—
NS2	8.54+	7.35+	4.28+
NS3	23.22+	17.18+	6.01+

記 載

YPM4491標本: 本標本は顎から遊離した歯である。歯冠の外形は、底辺の短い二等辺三角形である。歯冠の舌側面は、膨隆する。歯冠の唇側面は、わずかに膨隆する。近心縁は、直線的である。遠心縁は、直線的である。咬頭は、ほぼ直立する。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、ほぼ直立する。切縁部には、平滑な切縁を備える。本標本は右下顎側歯であると推定される。

YPM4492標本: 本標本は顎から遊離した歯である。歯冠は細く、先端は尖る。歯冠の舌側面は、強く膨隆する。歯冠の唇側面は、わずかに膨隆する。近心縁は、直線的である。遠心縁は、直線的である。咬頭は、ほぼ直立する。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、舌側に傾くが、咬頭頂は唇側に反る。切縁部には、平滑な切縁を備える。歯冠の歯頸側および歯根は、欠如している。本標本は前歯であると推定される。

YPM4493標本: 本標本は顎から遊離した歯である。歯冠は細く、先端は尖る。歯冠の舌側面は、強く膨隆する。歯冠の唇側面は、平坦面からなる。近心縁は、緩い凸のカーブを描く。遠心縁は、直線的である。咬頭は、わずかに遠心側に傾く。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、舌側に傾くが、咬頭頂は唇側に反る。切縁部には、平滑な切縁を備える。歯冠の歯頸側および歯根は、欠如している。本標本は前歯であると推定される。

NS1 標本: 本標本は顎から遊離した歯である。残存部の歯冠の舌側面は、膨隆する。残存部の歯冠の唇側面は、平坦面からなる。近心縁は、直線的である。近心側からみた近心縁は、直立する。切縁部には、平滑な切縁を備える。歯根は平たく、

また中央部には栄養孔が確認される。本標本は右上顎前歯であると推定される。

NS 2 標本：本標本は顎から遊離した歯である。歯冠の外形は、底辺の短い二等辺三角形である。歯冠の舌側面は、膨隆する。歯冠の唇側面は、わずかに膨隆する。近心縁は、直線的である。遠心縁は直線的であるが、歯頸側でわずかに湾入する。咬頭は、ほぼ直立する。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、舌側に傾く。切縁部には、平滑な切縁を備える。本標本は側歯であると推定される。

NS 3 標本：本標本は顎から遊離した歯である。歯冠の外形は、底辺の短い二等辺三角形である。歯冠の舌側面は、膨隆する。歯冠の唇側面は、平坦面からなる。近心縁は、緩い S 字のカーブを描く。遠心縁は、直線的であるが、歯頸側で湾入する。咬頭は、遠心側に強く傾く。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、ほぼ直立するが、咬頭は唇側に反る。切縁部には、平滑な切縁を備える。歯根はその大部分が欠如しているため、詳細は不明である。本標本は右上顎側歯であると推定される。

同 定

YPM4491・4492・4493, NS 1・2・3 の各標本は、その歯冠の外形、大きさ、副咬頭を備えない、平滑縁を備えるなどの形態的な特徴から、YPM832, NS 4 標本と同様にアオザメ属 *Isurus* の顎歯であると判断される。

ところで、Kent (1994) は、アオザメ属に含まれる種の歯の形態について検討し、それらは歯冠の幅が広く歯根の分岐が弱いグループ (broad-toothed *Isurus*) と、歯冠の幅が狭く歯根の分岐が弱いグループ (narrow-toothed *Isurus*) の 2 つのグループに大別されることを指摘した。前者には *I. praecursor*, *I. desori*, *I. retroflexus*, *I. oxyrinchus*, *I. paucus* などが、後者には *I. hastalis*,

I. planus などが含まれる。この分類に従うならば、YPM4492・4493 標本は、歯冠が細く先端は尖ること、歯冠の舌側面の膨隆が強いことから narrow-toothed *Isurus* に、YPM4491, NS 1・3 標本は歯冠の幅が広いこと、歯冠の舌側面の膨隆が弱いことから broad-toothed *Isurus* に分類される。なお、NS 2 標本は、両者の中間的な形態を示していることから、いずれに分類されるかは不明である。しかし、これら 5 標本は、歯冠基部および歯根部が大きく破損しているなど保存状態が悪いことから *Isurus* sp. と同定する。

3. TH 1, YPM3208 標本

Order Carcharhiniformes

Family Carcharhinidae

Genus *Carcharhinus*

Carcharhinus sp. indet.

(図版 II, 図 5-6)

産 地：山形県山形市蔵王成沢 (図 1 の Loc. 1)

採 集：TH 1 1975 年 東海林秀矩

YPM3208 1989 年 長澤一雄

所蔵・保管：山形県立博物館 (TH 1, YPM3208)

計測値 (mm)：

	最大歯冠高	最大歯冠幅	最大歯冠厚
TH 1	8.42+	6.39+	2.59+
YPM3208	7.36+	4.33+	2.02+

記 載

TH 1 標本：本標本は顎から遊離した歯である。歯冠の外形は、ほぼ正三角形である。歯冠の舌側面は、膨隆する。歯冠の唇側面は、わずかに膨隆する。近心縁は直線的であるが、わずかに緩い凸のカーブを描く。遠心縁は、直線的である。咬頭は、遠心側に傾く。切縁部には、大きさの揃った

鋸歯を備える。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、直立する。歯根はその大部分が欠如しているため、詳細は不明である。本標本は右上顎歯であると推定される。

YPM3208標本：本標本は顎から遊離した歯である。歯冠は細く、先端は尖る。歯冠の舌側面は、強く膨隆する。歯冠の唇側面は、わずかに膨隆する。近心縁は、緩い凸のカーブを描く。遠心縁は直線的であるが、わずかに湾入する。遠心縁は、近心側にわずかに湾入する。咬頭は、遠心側に傾く。咬頭頂側付近には、大きさの揃った鋸歯を備える。近心側からみた近心縁、遠心側からみた遠心縁は、舌側に傾く。歯冠の歯頸側および歯根は欠如している。本標本は左下顎歯であると推定される。

同 定

TH1, YPM3208の各標本は、その歯冠の外形、大きさ、鋸歯縁を備えるなどの形態的な特徴から、メジロザメ属*Carcharhinus* sp.の顎歯であると判断される。メジロザメ属の化石は、始新世以降産出しており、現生種は29種が知られている(Compagno, 1984b; Cappetta, 1987)。しかし、これら2標本は、歯冠基部および歯根部が大きく破損しているなど保存状態が悪いことから*Carcharhinus* sp.と同定する。

化石産出の意義

山形市蔵王成沢の中部中新統成沢層から産出した10点の板鰐類化石についての記載分類的な研究をおこなった結果、これらはアオザメ属の*Isurus planus* (Agassiz), *Isurus* sp., メジロザメ属の*Carcharhinus* sp.の3タクサに分類されることが明らかになった。さらに、神保(1965)、後藤(1972)、東海林(1975)の化石目録中にあげられたアオザメ属の*Isurus hastalis* (Agassiz)を含めると、本層からは合計で4タクサの板鰐類化石が

産出していることになる。

このうち、アオザメ属の*Isurus planus*は山形県内では、東田川郡朝日村の下部～中部中新統梵字川層から報告されていることから(上野・植松, 1984)、成沢層産の化石は、県内における本種の2例目の産出報告となる。これと同様、本層産の*Carcharhinus* sp.も、梵字川層について山形県内における2例目の産出報告となるものである。

検討した成沢層産の板鰐類化石10点のうち8点は、アオザメ属*Isurus*に同定された。標本数は多くはないものの、本層から産出する板鰐類化石群はアオザメ属が卓越する傾向にあるといえる。ところで、山形県内における成沢層とほぼ同時期の板鰐類化石の産出層として、東田川郡朝日村の梵字川層(上野・植松, 1984)と最上郡真室川町の金山層(沼野, 1993)が知られている。これらの地層からはアオザメ属の化石が卓越して産出しており、成沢層における板鰐類化石の産出状況とも調和的である。さらに、山形県の近隣地域である新潟地域、北陸地域、仙台地域の中部中新統においても、山形県と同様に多くのアオザメ属の化石が報告されている(Hatai and Noda, 1972; Hatai et al., 1974; Karasawa, 1989; 矢部, 1996)。しかし、今回検討した成沢層産の板鰐類化石には未定種が多く、また本層の時代についてもいくつかの異なった見解があること、他地域の同属の化石がまだ十分に明らかにされていないことなど多くの問題点が残されているが、今後東北日本や北陸地域における中期中新世の古生物地理や古環境を検討するさいにも、成沢層産の板鰐類化石は重要な一資料になるものと考えられる。

謝 辞：今回検討した成沢層産の板鰐類化石のうち、YPM832標本は元山形県専門委員の故神保恵氏によって、YPM4492標本は元宮城学院女子大学学生の田中愛美氏によって、TH1標本は山形

城北女子高校教諭の東海林秀矩氏によってそれぞれ採集され、山形県立博物館に寄贈および寄託されたものである。また、NS 4 標本は山形市蔵王成沢在住の菅野隼登氏によって、NS 2・3 標本は山形市小立在住の降旗 翔氏によって、NS 1 標本は山形市蔵王成沢在住の長岡兵右衛門氏によってそれぞれ採集され、諸氏のご好意によって、研究の機会を与えられたものである。

本稿をまとめるにあたって、筑波大学地球科学系教授の小笠原憲四郎氏には、成沢層産の軟体動物・腕足類化石を同定していただき、草稿の一部を読んでいただいた。新潟大学理学部教授の小林 巖雄氏、同大学大学院自然科学研究科の長森英明氏、作本達也氏、Damayanti Gurung氏ならびに鶴見大学歯学部助教授の後藤仁敏氏には、有益なご助言をいただいた。大分県佐伯市の大丸水産株式会社の土澤 浩氏には、比較標本である現生アオザメ *Isurus oxyrinchus* およびメジロザメ *Carcharhinus* sp. の顎を提供していただいた。ここに記して、以上の方々に深く感謝申し上げる。

文 献

- Cappetta, H., 1987 : *Handbook of Paleoichthyology*, 3B *Chondrichthyes II*. 139p., Gustav Fisher Verlag, Stuttgart.
- Chinzei, K., 1986 : Faunal succession and geographic distribution of Neogene molluscan faunas in Japan. *Palaeont. Soc. Japan, Spec. Papers*, 29, 17-32.
- Compagno, L. J. V., 1984a : FAO species catalogue. Sharks of the world. Part 1 Hexanchiformes to Lamniformes. *FAO Fish. Synop.*, 125, 1-249.
- Compagno, L. J. V., 1984b : FAO species catalogue. Sharks of the world. Part 2 Carcharhiniformes. *FAO Fish. Synop.*, 125, 251-655.
- 後藤仁敏, 1972 : 日本産の化石軟骨魚類についての一総括. 地質雑, 11, 585-600.
- 後藤仁敏・大泰司紀之編, 1986 : 歯の比較解剖学. 268p., 医歯薬出版株式会社, 東京.
- Hatai, K., Masuda, K. and Noda, H., 1974 : Marine fossils from the Moniwa Formation, distributed along the Natori River, Sendai, Northwest Honshu, Japan. Part 3. Shark teeth from the Moniwa Formation. *Saito Ho-on Kai Mus. Res. Bull.*, 43, 9-25.
- Hatai, K. and Noda, H., 1972 : A problematica from the Mizuho-To of Niigata Prefecture. *Trans. Proc. Palaeont. Soc. Japan, N.S.*, 86, 319-324, pl.39.
- Karasawa, H., 1989 : Late Cenozoic elasmobranchs from the Hokuriku district, Central Japan. *Sci. Rep. Kanazawa Univ.*, 34, 1-57.
- Kent, B. W., 1994 : *Fossil sharks of the Chesapeake Bay region*. 146p., Egan Rees & Boyer Inc., Maryland.
- 北村 信編, 1986 : 新生代東北本州弧地質資料集—島弧横断ルートno.23, 36p., 宝文堂, 仙台.
- Kuga, N., 1985 : Revision of Neogene Mackerel shark of Genus *Isurus* from Japan. *Mem. Fac. Sci., Kyoto Univ., Ser. Geol. Mineral.*, 51, 1-20, pls.1-11.
- 久家直之・後藤仁敏, 1980 : 板鰐類の歯の形態と用語. 海洋と生物, 10, 383-387.
- 皆川信弥・加藤 啓, 1982 : 山寺地区の地質. 立谷川上流環境保全環境保全計画調査, 1-13, 山形市.
- 沼野達明, 1993 : 山形県最上地方の新第三系から産するサメの歯の化石. 山形応用地質, 13, 32-49.
- 小笠原憲四郎, 1988 : 東北日本新第三系の暖・寒流系貝類の消長からみた生物事変. 土 隆一・

- 千地万造・高柳洋吉編, 新第三紀における生物の進化・変遷とそれに関するイベント, 49-70, 大阪市立自然史博物館.
- 岡田尚武, 1982: 最上川流域の海成層の微化石による対比. 山形県総合学術調査会編, 最上川, 43-45, 山形県総合学術調査会.
- 斎藤常正, 1982: 山形県内陸盆地の中新世有孔虫化石群と堆積環境. 山形県総合学術調査会編, 最上川, 34-42, 山形県総合学術調査会.
- 鈴木康司・加藤 啓・安彦宏人, 1986: 山形市山寺付近の地質と山形の応用地質. 日本地質学会第93年学術大会見学旅行案内書, 35-56, 日本地質学会.
- 田宮良一, 1981: 馬見ヶ崎川地域の地質. 馬見ヶ崎川上流環境保全計画調査, 143-161, 山形市.
- 田宮良一, 1996: 新しい山形県地質図の編纂について. 山形応用地質, 16, 35-56.
- 東海林秀矩, 1975: 山形県成沢層産鯨類化石について. 山形城北女子高校紀要, 6, 25-41.
- 上野輝彌・植松芳平, 1984: 山形県朝日村砂川産出の中期中新世板鰐類. 国立科博専報, 17, 35-38, pls.3-5.
- 矢部英生, 1996: 新潟県, 関川村および塩沢町から産出した板鰐類(サメ類)化石の追加標本. 長岡市立科学博研報, 31, 117-122.
- 吉田三郎・小山孝治・中里浩也・伊藤伸彦, 1985: 山形市周辺の新第三紀火砕岩のフィッシュ・トラック年代と対比. 山形大学紀要(自然科学), 11, 193-205.
- 神保 恵, 1965: 山形県の地質. 68p., 山形県商工労働部鉱業課, 山形.

図版の説明

山形県山形市蔵王成沢：成沢層（中部中新統）産板鰐類化石

図版 I

<i>Isurus planus</i> (Agassiz)	1 : YPM832標本	2 : NS 4 標本	
<i>Isurus</i> sp. indet.	3 : YPM4492標本	4 : YPM4493標本	5 : YPM4491標本

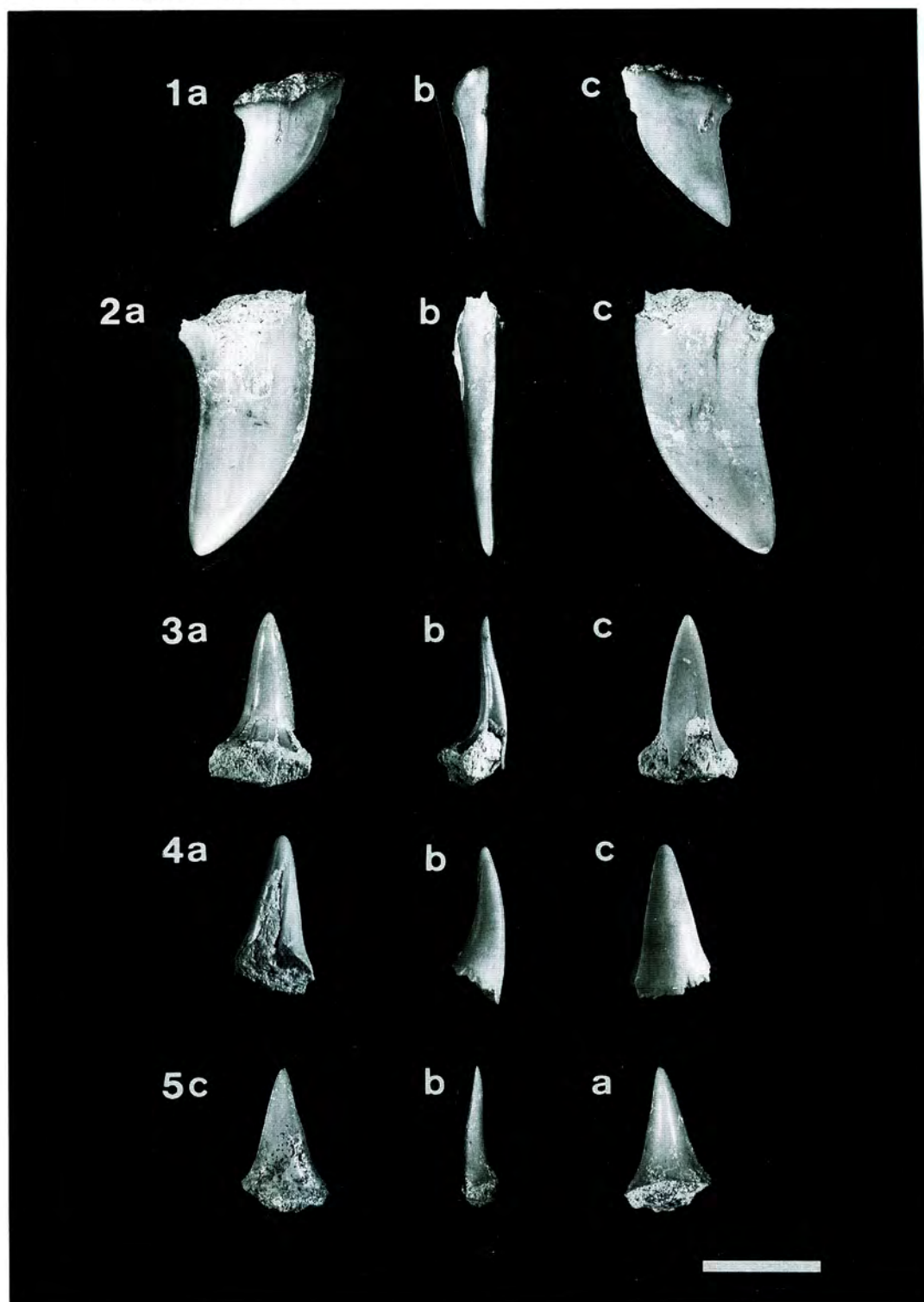
図版 II

<i>Isurus</i> sp. indet.	1 : NS 2 標本	2 : NS 1 標本	3 : NS 3 標本
<i>Carcharhinus</i> sp. indet.	4 : TH 1 標本	5 : YPM3208標本	

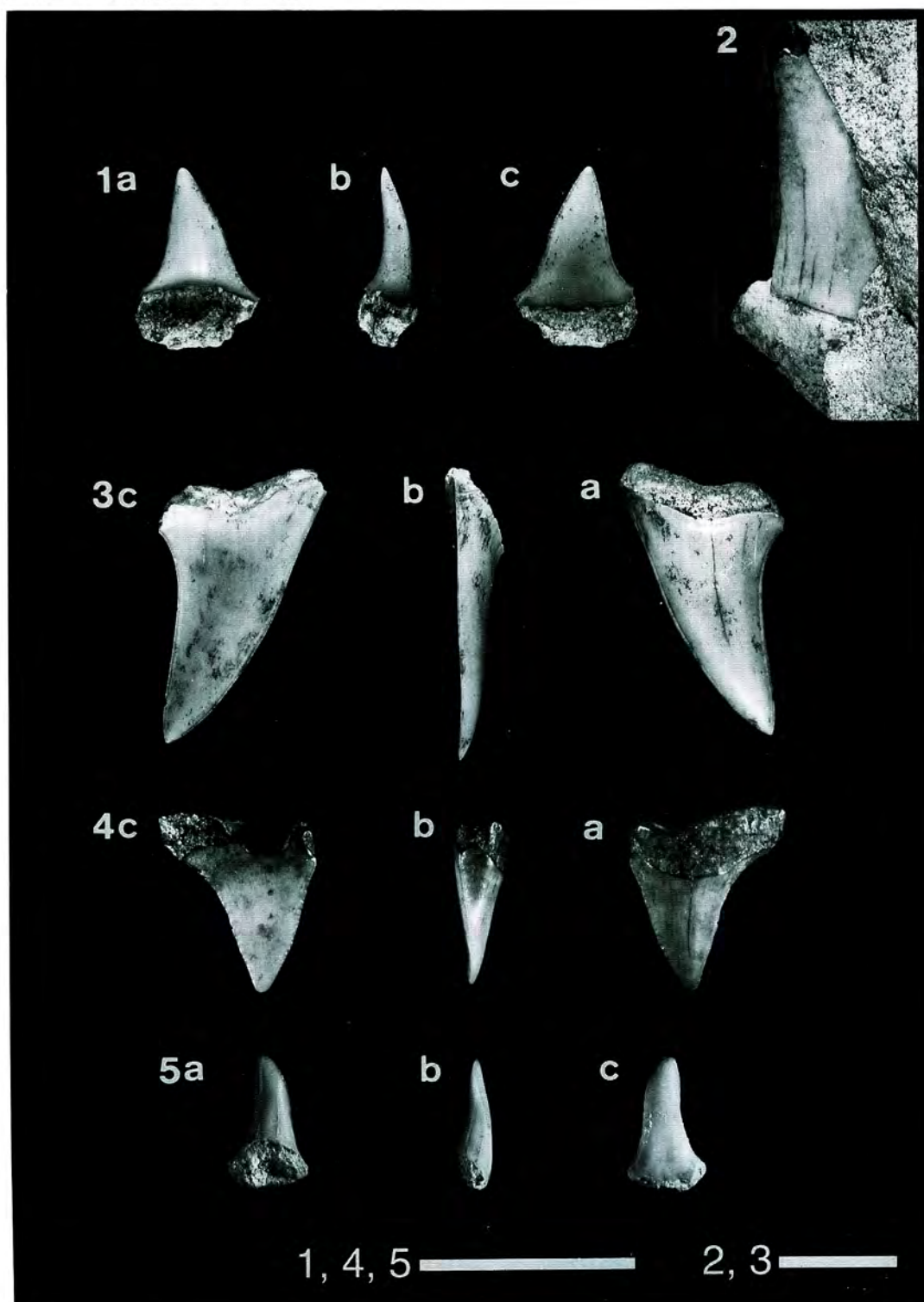
スケールはそれぞれ 1 cm

a : 舌側面, b : 近心側観, c : 唇側面

図版 I (矢部英生・長澤一雄)



図版 II (矢部英生・長澤一雄)



山形県立博物館におけるボランティア活動

遠藤正淑*

1. はじめに

山形県立博物館では、平成8年度より「ボランティア活用事業」を開始した。これは、ボランティア社会といわれる今日、生涯学習機関としての博物館においてボランティア活動を導入することにより、県民に生涯学習機会を提供するとともに、利用者にとってより親しみやすい博物館になることを目指したものである。

事業開始から1年が経過したが、ボランティアの活動は順調に行なわれ、多くの利用者から好評を得ている。今後のボランティア活動の発展に向けて、ますます力を入れていく必要性を感じているところである。

ここでは、本館のボランティア事業について、平成7年度からの準備状況を含め、事業内容・活動状況・今後の課題などについて報告する。

2. 博物館ボランティア導入の背景

今日、わが国の社会生活の中で、「ボランティア」がクローズアップされている。阪神大震災（平成7年）やタンカー重油流出事故（平成9年）などにおけるボランティアの活躍に代表されるように、「ボランティア」は、もはや特別な活動ではなく、一般国民に広く身近なものとして受けとめられてきている。まさに、新しい「ボランティア」社会の到来である。

一方、生涯学習社会の構築ということが、わが

国の重要課題となっている。一生涯いつでも学べる、学ぶ機会を自由に選択できる、自分のニーズに合った学習ができる、学んだ成果が適切に評価される社会が求められていると言える。そのような日常生活における身近な学習活動は、個人の生活の充実をもたらすばかりではなく、共に学び合うなかで相互に高め合う学習活動へと発展し、さらに多様な活動を通して社会参加を果たし、また、地域社会に貢献するものへと発展していくものである。

このような視点から、「学習ボランティア」という活動が成立してくるといえる。生涯学習とボランティア活動の密接な関係については、生涯学習審議会の答申の中でも説明されている。つまり、ボランティア活動を行なうために必要な知識・技術を習得するために学習し、その成果を生かし、深める実践としてボランティア活動があり、その活動は活動者の自己開発、自己実現につながる生涯学習となるとともに、人々の生涯学習を支援するボランティア活動により生涯学習の振興が一層図られるということである。

生涯学習社会の中で、博物館の果たす役割はますます大きくなってきており、市民に親しまれる開かれた博物館づくりが求められている。「博物館ボランティア」は、主体的に学習を進める市民ボランティアと博物館が一体となって博物館活動の活性化を図り、地域の生涯学習活動を推進し、市民とともに地域づくりに寄与する活動であり、今後ますますの拡充・発展が望まれている。

*山形県立博物館

3. 山形県立博物館におけるボランティア活動

(1) ボランティア活動導入の準備

① 事業計画の策定

本館では、以前よりボランティア活動の導入について検討を進めていたが、平成7年度に翌8年度からの導入に向けての準備を行なうこととなった。事業計画の策定に際しては、平成7年10月に開館する文翔館（山形県郷土館）におけるボランティア事業を参考にして、平成7年9月の学芸員会議において、本館のボランティア活用事業の内容を決定した。また、ボランティア担当者には、教育普及係の遠藤正淑があたることとなり、以後の導入準備は遠藤が進めた。

次に、事業内容について、項目ごとに示す。

ア. 目的

今日、「ボランティア」活動への関心が高まり、自己を生かして社会参加や社会貢献をしたいと考えている人が増大している。人々の生きがいの追求、社会の活性化や活力の維持のため、生涯学習としてのボランティア活動の一層の拡充が望まれるところである。

本館では、山形県の自然や歴史に関する知識・経験を有する人材の活用と、県民への生涯学習機会の提供という観点から、ボランティアの活用が必要と考えている。このボランティアの活用によって、博物館の機能の一層の活性化を図るとともに、多くの県民がより親しみやすい博物館になることを目指す。

イ. 活動内容

平成8年度は「展示解説」（入館者に対して展示資料の解説を行なう）から導入し、今後、順次「体験学習指導」「資料整理」へと拡大する。

ウ. 対象

県内在住の20歳以上の健康な人で、山形県の自然や歴史に興味があり、博物館活動に理解がある

人を対象とする。

エ. 人数

登録者は40名とする。

尚、当初は人文系・自然系各20名と考えたが、その後、全体では40名に変更した。

オ. 活動体制

登録者40名を曜日ごとに班編成し、週1回以上活動する。4～9月は、常時8名（活動時間9時30分～16時）。10～3月は、常時4名（活動時間10時～16時）。活動者8名は、2階第1～第3展示室及び1階展示ホールの所定の場所に配置される。10月以降は入館者が減少するため、活動人数を減らし4名とする。

カ. 募集

公募とし、県・市町村の広報紙、新聞・テレビなどの広報によって行なう。

キ. 養成講座

ボランティア活動を行なう際に必要な能力養成を図ることを目的として研修を実施する。

ク. 登録

養成講座を修了した者の中から、出席状況などを参考にして選拔し、登録者とする。登録期間は1年間とし、年度ごとに更新手続きを行なう。

ケ. 待遇

交通費・昼食代・保険料を本館で負担し、各自にネームプレートを支給する。また、1階展示室南側にボランティア控室を設置する。

コ. 管理調整

ボランティア活動の管理は本館ボランティア担当者で行なうこととし、登録事務・活動日の設定・活動要請・活動内容などの調整を行なう。

サ. 研修

博物館ボランティアとしての資質向上を図ることを目的として、県外博物館視察研修を行なう。

シ. その他

このほか必要な事項は別に定める。

②アンケート調査

ボランティア事業運営の参考にするため、一般の県民の方々の「博物館ボランティア」に対する意識調査を実施した。調査対象は、本館主催の「自然と人間講座」「郷土と歴史講座」受講者274名。調査時期は平成7年10月～11月。アンケート回収率は73.0%で、200名から回答を得た。

次に、アンケート結果を、項目ごとに示す。

1. ボランティア活動の経験がありますか。

①はい…62名 ②いいえ…137名

(※回答なし…1名)

2. 山形県立博物館でボランティア活動をやってみたいと思いますか。

①はい…78名 ②いいえ…110名

(※回答なし…12名)

3. どのような活動をやってみたいと思いますか。

(複数回答可)

①「展示解説員」…16名

②「体験学習指導員」…19名

③「資料整理員」…53名

④その他…7名

4. あなたが活動を行なう場合、どのようなことが必要と考えますか。(複数回答可)

①自分の時間に合わせて活動できる…67名

②十分な研修の機会が保障される…41名

③交通費・昼食代が支給される…7名

④その他…3名

5. ボランティア活動をやってみたいと思わない理由は何ですか。(複数回答可)

①ボランティアにあまり関心がない…4名

②博物館にやってみたい活動がない…6名

③忙しくて活動する時間がない…57名

④その他…47名

その他としては、健康上の理由、知識がない、他のボランティアで忙しい、勤めているため、家庭の事情などがあげられた。

6. その他、博物館におけるボランティア活動について、お気づきの点をお書きください。

- ・ボランティア活動によって博物館が来館者にとって身近になる。
- ・各専門分野にかなりの知識が必要で大変だ。
- ・ボランティアに関する情報をもっと知らせてほしい。

このアンケート結果から得られたことは、まず第一に、約4割もの人がボランティアをやってみたいと考えていることである。日ごろ本館を利用している講座受講生ということもあるが、予想を上回る希望数であった。次に、活動内容としては「資料整理員」が最も多いが、これは「展示解説員」には専門知識が必要で大変だと思われることが理由として考えられる。また、ボランティア活動上の条件としてあげられている、各人の時間に合うような活動体制及び研修機会の保障については、活動運営の中で十分に考慮していくことが必要だと思われる。

③全国博物館ボランティア研究協議会

平成8年1月29日、国立科学博物館主催の第1回全国博物館ボランティア研究協議会が開催され、本館からは遠藤が参加した。

この協議会は、国立科学博物館の教育ボランティア制度10周年を記念して開催されたもので、全国各地から博物館職員及びボランティア計279名が参加し、活発に意見を交換した。遠藤は、第2分科会(職員部会)に参加し、特に先進博物館におけるボランティア活動の受け入れ体制、運営方法、ボランティアの活動範囲、ボランティアの組織化などの具体的な内容を聞くことができ、本館の事業準備の参考になった。博物館ボランティアに関する全国的な情報交換の場として、今後もこの協議会を活用していく必要がある。

④募 集

平成8年4月、ボランティア活用事業の実施にあたり、「山形県立博物館ボランティア活用事業実施要綱」を定め、これに基づく「展示解説ボランティア募集要領」により、ボランティア募集を行なった。山形県及び県内各市町村の広報担当課、新聞・テレビなどの報道機関に「展示解説ボランティア募集要項」を送付し、広報を依頼した。

県・市町村広報紙や新聞・ラジオなどでボランティア募集記事が広く取りあげられたことにより、活動内容などに関する問い合わせが数多く寄せられた。応募者総数は、応募締切の5月31日時点で、募集人員を上回る42名（その後1名追加）。年齢は20歳代から70歳代まで幅広く、約8割の33名が女性であった。居住地は山形市が最も多く、遠方の酒田市からも応募があった。職業も学生・会社員・自営業・主婦など多様であった。

⑤養成講座

ボランティア活動を行なう際に必要な能力養成を図ることを目的として、応募者43名に対して養成講座を実施した。講座の内容は次のとおり。

<展示解説ボランティア養成講座>

- | | | |
|------------------------|----------|-------------|
| 第1回 | 6月11日(火) | 13:30~16:30 |
| 開講式・オリエンテーション | | |
| 講義「山形県立博物館の概要」 | | |
| 講義「致道博物館におけるボランティア活動」 | | |
| 第2回 | 6月12日(水) | 13:30~16:30 |
| 講義「福島県立博物館における解説員業務」 | | |
| 講義「植物部門展示解説」 | | |
| 第3回 | 6月19日(水) | 13:30~16:30 |
| 講義「考古部門展示解説」「動物部門展示解説」 | | |
| 第4回 | 6月20日(木) | 13:30~16:30 |
| 講義「歴史部門展示解説」「地学部門展示解説」 | | |
| 第5回 | 6月27日(木) | 13:30~16:30 |
| 講義「心を伝える話し方ー接遇についてー」 | | |
| 講義「民俗部門展示解説」 | | |
| 第6回 | 6月28日(金) | 13:30~16:30 |
| 演習「展示解説の実際<リハーサルトーク>」 | | |
| 閉講式・諸連絡 | | |



熱心に受講するボランティア

養成講座の内容は、本館の各専門分野（地学・動物・植物・考古・歴史・民俗の6分野）に関する概説及び展示資料解説を中心に実施した。加えて、現在ボランティアが活動している（財）致道博物館並びに解説員による解説業務を行なっている福島県立博物館の現状についての講義、さらに、来館者に対する接遇についての指導を行なった。受講者は非常に意欲的な姿勢で講座に臨み、毎回数多くの質問が出された。最終日には、各展示室で解説の練習を行なう「リハーサルトーク」を実施し、実際の活動に向けての研修とした。

講座の日程については、他の博物館諸行事との兼ね合いから、6回ともすべて平日に設定したため、毎回の受講者数は25~30名であった。今後は、土・日曜日を含めた受講しやすい日程を組むことが必要と思われる。



養成講座「リハーサルトーク」

⑥登録

ボランティア応募者43名に対して、「平成8年度山形県立博物館展示解説ボランティア登録申込書」を配布し、養成講座最終日までに正式な登録申込書の提出をお願いした。その後、応募者43名中3名が、事情によりボランティア登録申込みを辞退したため、最終的に40名が申込み手続きを済ませた。この申込み手続きを受け、提出書類及び養成講座受講状況等により審査し、平成8年7月2日に、40名全員を平成8年度展示解説ボランティアに決定した。

正式登録者40名に対しては、ただちに正式登録を通知し、8月からの活動内容についての連絡及び8月分活動予定表を送付した。活動予定表の提出期限は毎月15日までとし、ボランティア係が予定表に基づいて活動調整を行ない、決定された活動表をボランティアに送付することとした。8月分の活動表は、7月20日に全員に送付した。

登録者40名の、年齢・男女別、在住市町村別の状況については次のとおり。

＜展示ボランティア登録者状況＞

1. 年齢・男女別

区 分	男	女	計	職 業
20歳代	2	5	7	学生・会社員・主婦
30歳代	—	3	3	会社員・主婦
40歳代	2	12	14	会社員・主婦
50歳代	1	5	6	農業・無職・主婦
60歳代	3	5	8	自営・無職・主婦
70歳代	2	—	2	無職
合 計	10	30	40	

2. 在住市町村別

・山形市	29	・上市市	2	・天童市	1
・寒河江市	1	・東根市	1	・村山市	1
・米沢市	2	・南陽市	1	・高島町	1
・酒田市	1	◎合 計 40			

⑦諸準備

ア. ボランティア控室の整備

1階展示室南側にボランティア専用の控室を設置した。控室には机4台・椅子8脚・ロッカー2基（8人分）・戸棚を置き、また、参考図書・諸帳簿類のための書棚を準備した。

イ. ボランティア保険への加入

「ボランティア活動保険」((社会福祉人)全国社会福祉協議会)に全員加入することとした。

ウ. ネームプレートの支給

「展示解説ボランティア」のネームプレートを作成し、全員に支給した。尚、活動時の服装は普段着のままとし、特に定めなかった。

エ. 活動に関する諸書類の作成

①「活動簿」

総務課に置き、ボランティアとして活動する際に、毎回押印する。活動記録の原簿となる。

②「活動予定表」

翌月分の活動予定を記入し、毎月15日までに係に提出する。(活動予定日、弁当の要・不要)

③「活動表」

活動予定表に基づいて係が活動調整し、毎月20日までにボランティアに配布する。

④「活動日誌」

控室に置き、当日の活動者名・活動時間・連絡等を記入する。

⑤「活動の記録」

控室に置き、毎回の活動についての感想や係への質問・要望等を記入する。質問内容に対しては各部門学芸員が回答する。

⑥「ボランティア情報交換ノート」

相互連絡や情報交換のために自由に記入する。

オ. 交通費・弁当の支給

交通費は本館が負担することとし、1か月分まとめて翌月各人に渡す。昼食は本館が弁当を準備する。昼食場所は控室とする。

(2) ボランティア活動の開始

① 活動の状況

平成8年7月2日に正式登録された展示解説ボランティア40名は、7月中に活動調整並びに諸準備を済ませ、8月1日より活動を開始することとなった。

開始後の実際の解説活動については、ボランティア系の遠藤と解説員の田中佐智子が担当した。

次に、展示解説ボランティアの実際の活動状況について、4つの時期に分けて述べてみたい。

ア. 活動開始前（平成8年7月）

活動の準備期間となった7月には、多くのボランティア登録者が事前の自己研修のために来館した。すでに配布されている「展示解説の手引き」を手に、展示物や展示パネルを何度も確認していた。特に、6月に実施した養成講座を毎回受講できなかった方は、積極的に各部門担当学芸員に疑問点を質問した。また、実際の解説の練習は養成講座最終日のリハーサルトークの1回だけであったため、田中解説員の解説業務を見学する熱心な姿も見られた。

7月中に調整した活動体制については、夏休みの時期ということで、ボランティアから毎日8名の活動希望が得られず、また、曜日毎に班編成を固定することも困難であった。したがって、実際は毎日5～7名の活動体制で臨むことになった。尚、本人の活動希望を尊重したため、希望日以外の活動要請は特に行なわなかった。

イ. 活動の開始（平成8年8～9月）

いよいよ8月1日からボランティア活動が開始した。最初は緊張やとまどいがあり、なかなかスムーズにいかない場面もみられたが、すぐにお互いに打ち解け、展示解説についての意見を交換するようになった。担当の遠藤・田中も毎日ボランティアとともに展示室での解説にあたり、各人に資料解説のアドバイスを行なった。

毎日の活動にあたっては、活動開始前に係とボランティアが控室で打ち合わせを行ない、当日の活動内容について確認した。当日のボランティアは2階第1～第3の各展示室及び1階展示ホールに分かれて解説にあたり、その配置については、ボランティア同士で話し合って決めることとし、途中で配置を交換したり、2～3人のグループで解説を行なったりした。解説は、来館者の状況に応じて、申し出のあった場合に限らず、こちらからも積極的に声をかけるようにつとめた。

この時期は、夏休み期間中であり、ちょうど特別展「悠久の流れを泳ぐーやまがたの淡水魚ー」の开展中ということで、連日多くの来館者で賑わっていた。中でも淡水魚の生態展示は子どもたちの興味を集めていた。したがって、特別展の解説のため、約2週間にわたって、担当学芸員がボランティアに対して展示資料の解説のための研修を行なった。ボランティアもすぐに解説のポイントをつかんで、来館者への解説活動にあたった。特に生きた魚を見学に来た子どもたちには解説が好評で、ボランティアの説明に耳を傾けていた。

昼食時にはボランティア同士が、お互いの解説の状況や展示資料の内容などについて意見を交換した。さらに、解説にあたって不明な点については、控室の「活動の記録」の質問欄に記入し、質問内容について各部門学芸員が回答することとし、その回答をボランティア全員が見ることができるようにした。ボランティアからたくさん出された質問と回答は、そのまま大切な展示解説の手引きとなっている。

常設展については随時、特別展・企画展についてはその都度担当学芸員からの研修を受け、解説に生かせるようにした。また、ボランティア同士でも、互いに学習し合う雰囲気が高まってきた。来館者からも好評を得て、展示解説ボランティア活動は順調にスタートした。

ウ. 活動の充実(平成8年10~11月)

10月からは後期の活動体制に入り、1日の活動人数は4名になり、活動時間も10時~16時となった。活動人数が前期の半分になったものの、各ボランティアが展示解説に慣れてきたことで、ますます活動は活発になった。

この時期は、小中学校の秋の遠足の時期であり、連日多くの子どもたちで館内は賑やかとなった。

9月から始まった企画展「竹の用と美—くらし・信仰・遊び—」では、竹製の農具に実際に触れさせながら説明を加えたり、また、竹製の玩具の遊び方を体験を交えて話したりと、こどもたちの興味をかきたてる解説活動を展開できた。

また、秋の観光で県外から訪れた来館者には、展示資料の説明に加え、山形県の自然や文化を詳しく紹介し、大変好評であった。



来館者に解説するボランティア

エ. 活動の発展(平成8年12月~9年3月)

冬の時期となり、来館者数がやや減少した。そのため、ボランティアの中からは、来館者の少ない時間帯を有効に活用しようという声が高まり、ボランティア同士で展示内容や解説のしかたについての研修が行なわれるようになった。また、県内外の博物館・資料館などを自主的に見学するボランティア同士のグループも見られた。このように、本館のボランティア活動は、開始から半年を経て軌道に乗った。

オ. ボランティアの声

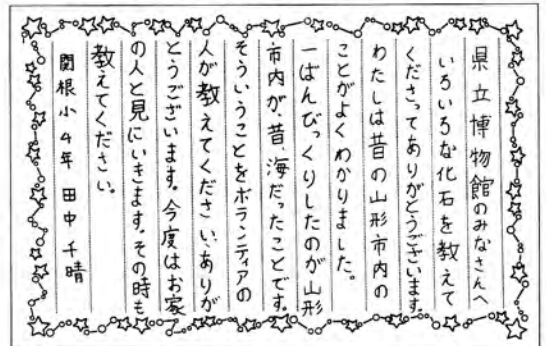
控室に置いている「活動の記録」には、毎回の解説活動についての感想や反省が記入されている。

その中から、ボランティアの声をいくつか取りあげてみたい。

- ・初めてのボランティア活動、疲れた!でも楽しかった。
- ・お客様に午前中は10人ぐらい解説というより、お話をさせていただきました。が、難しかったです。どこから話をきりだしていいものか、タイミングにとまどいます。
- ・研究相談日のため宿題目的の子どもが多かった。縄文人の生活や食べ物などを説明した。来てよかったとうれしそうだった。
- ・午後からは中学校の生徒さんが来館。子どもたちの知識の豊かさにあらためてびっくり。私も勉強しなければ!
- ・県外からいらした方々が、農具や最上川舟運についていろいろと質問してくれて、楽しい解説ができた。
- ・小学生とふれ合うことができ、楽しかった。

カ. 来館者の感想

ボランティアの解説によって、展示内容がわかりやすかった、博物館が親しみやすくなったという感想が多数寄せられている。特に、遠足や移動授業で来館する小学生たちの「楽しく見学できた」という声は、活動の大きな励みとなっている。



来館した小学生の感想文

②県外博物館研修

展示解説ボランティアとしての資質向上を図ることを目的として、平成8年11月16～17日に県外博物館の視察研修を実施した。研修場所は福島県の野口英世記念館、白虎隊記念館、福島県立博物館の3か所に設定した。特に福島県立博物館では解説員の業務体制や実際の解説を詳しく研修することにした。当日の参加者はボランティア24名、職員3名、計27名であった。尚、交通費・宿泊費は全額本館で負担した。

1日目は、野口英世記念館と白虎隊記念館を見学した。白虎隊記念館ではガイドによる解説もあり、参考となる点が多かった。見学後は、宿泊するホテル内でボランティア活動経験交流研修を2班に分かれて実施した。これまでボランティア全員が集まって交流を深める機会が十分に持てなかったこともあり、この研修の中で多くの意見や感想が出された。中でも、ボランティア同士の自己研修が必要だという意見は、以後の活動に生かされることになった。

2日目は、福島県立博物館を訪れた。最初に同館の学芸員より解説員の業務についての説明を受け、その後、各展示室に分かれて実際の解説員の活動を見学した。この日は特別展「秀吉と桃山文化」の開催中で、多くの来館者に対して解説を行っているところであった。各ボランティアは、解説員の解説を聞いたり、質問をしたりして、解説のあり方を熱心に研修した。嘱託職員とボランティアという違いはあるが、展示解説を行なう上で大変に参考になるものであった。

この研修の成果は、参加者が提出した「研修の記録」にまとめられた。今後のボランティアの解説活動の中に取り入れていくべき意見も数多く出された。ボランティア活動のより一層の充実のため、他の博物館の視察研修はこれからも継続していく必要がある。

③自主学習会

ボランティアの展示解説には、展示内容について研修を積むことが必要となる。本館の研修体制としては、6月に「養成講座」(計6回)、11月の「資質向上講座(県外博物館研修)」を実施したが、このような研修に加えて、ボランティア同士の学習会も行なわれた。自己研修の必要性については、11月に実施した県外博物館研修の活動経験交流研修の中でも取りあげられており、ボランティア有志の呼びかけによって、自主的な学習会として始まることとなった。

第1回の自主学習会は、平成9年1月31日の午後に行なわれた。平日ということもあり、参加者は17名であった。学習会の運営はすべてボランティアが行ない、研修資料もボランティアで準備した。学習内容は、来館者の質問が多く、ボランティアの関心の高い分野を選び、歴史・民俗部門の中の「羽黒山伏と松例祭」を取り上げた。ボランティアの中で出羽三山の歴史に詳しい方を講師役として、研修資料に基づいた話し合いを会議室で行なった後、展示室内では解説の進め方について意見を交換した。予定の時間をオーバーするほどの熱のこもった学習会となった。今後の「自主学習会」の継続実施に向けて、準備や運営をどのように進めるかということについても、現在、自主的に話し合われている。



自主学習会で学び合う

4. 今後の課題

①ボランティア活動の内容

本館のボランティアは「展示解説」からスタートした。開始直後の時期は、解説にとまどうボランティアも見られたが、現在は自信を持って対応している。解説にあたっては、簡単なガイドラインとなる「手引き」を作成し、来館者の年齢や知識に応じた説明を行なうようにしている。一方、ボランティアからは解説マニュアルを望む声も強いが、マニュアルで縛ってしまうことは、単なる情報の伝達だけに終わることが懸念される。来館者への接し方も含めて、ボランティアによる解説の在り方を検討していくことが必要である。

今後は、「体験学習指導」や「資料整理」の分野に拡充していこうと考えているが、ボランティアの自主性・自発性を十分に尊重しながら、ボランティアが楽しんで活動できる場を提供できるよう計画していきたい。

②ボランティア活動の体制

1日8人（後期は4人）という活動体制を考えたが、実際の活動者数は5～7人（後期は2～3人）であった。本人の活動希望の尊重という原則から当然のことではあるが、曜日によって活動者が極端に少ない場合も目立った。活動への参加をさらに呼びかけていくとともに、活動体制を柔軟にとらえていくことも必要である。

また、活動調整は館主導で進めてきたが、今後は、ボランティアが自主的に運営できるように働きかけていきたい。

③ボランティアの研修

6月に「養成講座」、11月に「資質向上講座（県外博物館研修）」を実施し、また、常設展については随時、特別展・企画展についてはその都度研修を実施したが、必ずしも十分とは言えない。ボランティアの高い学習意欲にこたえられるよう

な研修体制を考えていく必要がある。

また、ボランティアの自主的な動きで始まった学習会についても、今後支援していきたい。

④ボランティアの組織づくり

本館のボランティアには、今のところ明確なボランティア組織はつくられていないが、自主学習会の開催にみられるように、自主的な運営の動きが出てきている。ボランティアの自主的な活動の場となるためにも、ボランティアの中からリーダーが生まれ、組織づくりが行なわれることが必要と考えられる。

⑤ボランティアの受入体制

充実した活動を展開していくためには、常にボランティアとコミュニケーションを図っていくとともに、毎日の活動調整や研修の企画など、多岐にわたる業務を行なう必要が生ずる。本館では、専任の職員が担当する体制にはなっていないため、必ずしも十分な対応ができない面がある。ボランティア活動を一層円滑に進めるにも、館側の受入体制をより充実させていかなければならない。

⑥職員とボランティアの関係の構築

ボランティアを「職員の不足を補う」ために導入するという姿勢は厳にいましめるべきことであり、本館でも十分に確認しているところである。平成8年3月には「ボランティア懇話会」を開催し、職員とボランティアが1年間の活動についての自由な意見交換を行なった。今後も、職員とボランティアの対等の協力関係を築きあげられるよう努めていきたい。

⑦その他

山形県内で、ボランティア活動を導入している博物館は、本館を含めて4館である。これからボランティア活動をより一層充実させていくためには、博物館相互の情報交換を進めるとともに、ボランティア相互の活動交流を図っていくことも必要である。

5. おわりに

博物館ボランティアの導入は全国的に進み、平成5年3月現在で139館（日本博物館協会調査）に及び、以後も増加していると思われる。平成8年1月29日に開催された、国立科学博物館主催の第1回全国博物館ボランティア研究協議会に、全国から博物館職員・ボランティア279名が参加したことは、博物館ボランティアに対する意識の高まりを反映しているものである。

本館でも活動開始から1年を経て、ようやく活動が軌道に乗りつつある段階であり、今後解決していかなければならない課題点も多い。

博物館ボランティアは、博物館の将来にとって

重要な役割を果たすものであり、本館においても、これからますます充実させていきたいと考えている。

引用・参考文献

- ・（財）日本博物館協会『博物館ボランティア活性化のための調査研究報告書』（1993年）
- ・（財）日本博物館協会『博物館ボランティア導入の手引き』（1994年）
- ・国立科学博物館『教育ボランティア活動10年の歩み』（1995年）
- ・国立科学博物館『第1回全国博物館ボランティア研究協議会概要』（1996年）

山形の竹細工

—平成8年度企画展「竹の用と美」の調査から—

遠藤正淑*

1. はじめに

山形県立博物館では、平成8年9月14日～11月17日に、企画展「竹の用と美—くらし・信仰・遊び—」を開催した。この企画展は、人々のくらし・信仰・遊びの中に利用されてきた竹製品の実物資料を展示するとともに、素材を巧みに生かす竹細工職人のすぐれた技術を紹介し、人々の生活の中で果たしてきた竹の役割を見直すことをねらいとしたものである。

ここでは、山形県内でも数少なくなっている竹細工職人に焦点をあて、山形の竹細工の伝統技術について、企画展の調査結果を中心に報告する。

また、ヨーロッパ人の手による竹工芸として、ブルーノ・タウトとシャルロット・ペリアンの作品を、あわせて紹介する。

2. 竹とくらし・信仰・遊び

山形県内では、台所用具や生産用具、信仰具、子どもの玩具など、身近な生活用具の素材として、昔から竹を利用してきた。ここでは、県内で使われてきた竹製の用具について、展示資料を中心に、その概略のみを述べることにする。

①竹とくらし

竹は、成長がはやく、中空で節がある、軽量である、弾力性がある、耐久力があるなどの種々のすぐれた特性を持っている。これらの特性を利用して、箆・盆・柄杓などの台所用具、自在鉤・行

李などの家具、編み笠・背負籠などの交通・運搬具、農具や漁具、さらに和傘・提灯などに幅広く活用されてきた。中でも農具には、苗籠・竹じょうご・竹そり・わらだ・桑籠など数多くの竹製品がある。大石田町次年子では、古くから農家の副業として箕づくりがさかんに行われ、縦横にサワグルミ・ハナイタヤなどを編み、縁輪には葉山山麓に生育しているネマガリダケ（チシマザサ）2本を馬蹄形に曲げて使用している。

②竹と信仰

古来より、竹は神を招き迎える依代となる神聖な植物と考えられてきた。そのため竹や笹を用いた信仰行事が全国的に行われており、秋田県六郷町の竹打ち祭り（カマクラ）、石川県加賀市菅生石部神社の竹割祭りなどが知られている。県内でも、正月の門松や七夕などの年中行事に使用されるほか、小国町の「熊祭りの湯立て神事」など、竹や笹を用いた祭礼が各地に見られる。毎年8月15・16日に行なわれる高島町の「青竹提灯まつり」の起源は、安久津八幡神社の白木の神輿が、高島のおかりや（厳島神社）に遷座し、そのとき、村人が青竹に提灯を下げて迎えたものと伝えられ、約300年の歴史を数えることになる。

③竹と遊び

竹馬・水鉄砲・杉鉄砲・竹とんぼ・竹笛・弓矢など、竹を利用した子どもの玩具がたくさんあり、かつては子どもたちが自分で工夫して作りあげた。竹を底に張った滑り下駄や竹を二つ割した竹下駄などは雪国特有の遊び道具であった。

3. 山形の竹細工

①山形市の竹細工

最上義光によって整備された城下町山形には、職人町の一つに桶町があり、元禄年間には49人の桶職人が活躍していた。桶町では、酒樽・手桶・岡持・風呂桶などが生産され、その材料として竹の「たが」が使用されていた。明治に入ると、県内では養蚕が盛んになり、竹細工職人が桑籠や蚕箔（ワラダ）などの養蚕道具を主に作っていた。戦前から戦後にかけては、魚籠、野菜の背負籠、土産物の果物籠などが、山形市内に20軒近くあった竹細工屋で大量に生産された。この時期が山形市の竹細工の最盛期で、それぞれの竹細工屋が多くの弟子を持ち、「山形竹細工組合」が結成された。その後は、プラスチック製品などにおされて竹製品の需要は減少し、主に花籠や民芸品などがつくられている。現在、山形市内で活躍している竹細工職人は、本越市太郎氏（山形市本町・85歳）と後藤啓氏（山形市城南町・73歳）の2人だけになっている。

②本越市太郎氏の竹細工

ア. 竹細工職人本越市太郎氏

本越市太郎氏は、山形市本町で現在活躍中の竹細工職人である。大正初年に、竹細工職人であった父親とともに、栃木県から山形市内に移り住んだ。子どものころから父親の仕事を見ており、市太郎氏をはじめ兄弟3人が竹細工の職についた。11歳のとき、父親が亡くなったので、同じく竹細工職人であった叔父の家で育てられ、弟子よりも厳しく仕事を教えられて、高度な技術を習得した。その後、独立して竹細工屋を営み、昭和13年に現在地に店を移した。70年以上にわたって竹細工の道一筋に励み、山形竹細工組合長として、山形竹細工の発展に大きく貢献している。

本越氏のすぐれた技術は高く評価され、昭和52



宗全籠を編む本越市太郎氏

年には山形県知事賞を受賞し、平成元年には伝統的工芸品産業功労者として表彰を受けている。

イ. 本越氏の製作品

主に真竹を使用する。その他には、米をとぐフゴには篠竹を、茶道具の行灯には黒竹などを使用する。かつては、宮城県・福島県の竹を使っていたが、近年は関東地方からも取り寄せている。

養蚕の盛んな時代は、本越家だけで15人程の弟子を持ち、年間の3分の1は桑籠・ワラダなどを製作していた。また、近くに魚市場や魚屋があったため、魚籠を大量に作った。戦後は、買利物籠やフゴなどの日常生活用品を作っていたが、需要は大幅に減少した。現在製作している竹製品は、果物籠、盛籠、置物台、短冊掛、色紙掛、花籠、花立、茶道具の行灯などである。そのほとんどは山形県内の個人やデパートからの注文生産となっている。

ウ. 竹細工製作工程

現在本越氏が製作している竹製品の中から、花籠（宗全籠）の製作工程について説明する。材料には和歌山県から取り寄せた黒竹を用いている。その製作工程は11工程にものほり、いずれも高い技術が要求されるものである。

I. 材料準備の工程

- (1) 竹切り…材料の黒竹（3～4年生のもの）を、金ノコギリで切る。大きい籠で3尺3寸、小さい籠で2尺8寸の長さにする。
- (2) 竹割り…必要な長さに切った竹を、ナタを使って半分に割り、次に四つ割りし、さらに小割りして細い竹ヒゴを作る。[写真①]
- (3) 竹剥ぎ…竹ヒゴの表面だけを使うため、ナタで約1mmの厚さに剥ぐ。この作業を「竹をへぐ」といい、最も熟練を要する。[写真②]
- (4) 幅揃え…細工台（「盤」と呼ぶ）に幅揃え用の小刀を2本さし、その間に入れた竹ヒゴを手前に引くことによって、竹ヒゴの幅を一定に揃える。[写真③]
- (5) 面取り…面取り台の金具の間に竹ヒゴを差し込み、手前に引くことによって竹ヒゴの角をすべて取る。[写真④]
- (6) 竹剥ぎ…竹ヒゴの両端をさらに2枚に剥ぐ。これは、竹ヒゴを柔らかくして、編む時に折れにくくするための重要な作業である。

II. 竹編みの工程

- (7) 底編み…2回目の竹剥ぎまでの工程を終えた竹ヒゴを、縦横8本づつ四つ目に組んで、底の部分の編む。
- (8) 立ち上げ…底の回りに細い回し竹を入れ、竹ヒゴが折れないように注意しながら回していき、徐々に腰の部分の立ち上げる。[写真⑤]
- (9) 横編み…回し竹をさらに入れて、胴の部分の横編みしたあと、別に作っておいた竹ヒゴを差し込んで、全体の形を整える。[写真⑥]
- (10) 編み上げ…竹ヒゴの先の部分を曲げて反対側に差し込み、籠の口にあたる部分をつくる。この作業は最も慎重に行なわれる。[写真⑦]
- (11) 仕上げ…最後に手の部分をつけ、それにあけびのつるを巻いて仕上げる。これで全工程が終わり、美しい宗全籠が完成する。[写真⑧]



写真① 竹 割 り



写真② 竹 剥 き



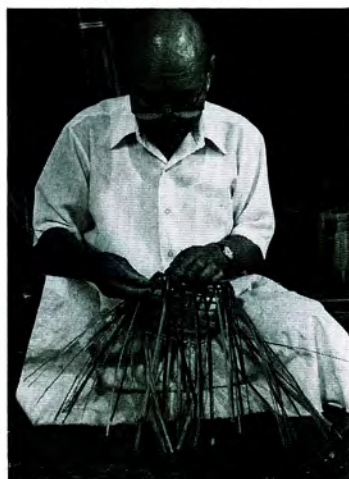
写真③ 幅 揃 え



写真④ 面取り



写真⑦ 編み上げ



写真⑤ 立ち上げ



写真⑧ 仕上げ



写真⑥ 横編み

エ. 技術伝承上の問題

竹製の日常生活用品の需要の減少により、従来通りの技術のみで竹細工屋を営むことが困難になっている。花籠や茶道具の行灯などの製作のように、時代に合わせた製品の工夫が必要になっており、より一層の技術の向上が求められている。

一方、伝統的な竹細工技術を習得し、さらに新しい技術を創造していくべき後継者は、県内にはほとんどいない。本越氏および後藤氏にも、現在のところ後継者はなく、そのすぐれた技術を伝えていくすべはない。山形市の竹細工技術の伝統が消えてしまうことが危惧される。

③畠中九郎氏の竹細工

ア. 竹細工師畠中九郎氏

畠中九郎（鳳山）氏（1904～1991）は、遊佐町吹浦生まれの竹細工師である。大正7年、名工飯塚鳳齋が飽海郡の物産奨励のために酒田を訪れ、竹細工の指導をしていたとき、村長をしていた父親の勧めで講習会に参加した。翌年、上京して鳳齋の弟子となり、7年間の厳しい修業の中で技術を身につけ、師鳳齋より鳳山の雅号をもらった。その後は郷里吹浦に戻り、竹細工の創作活動を続けた。昭和2年、山形市で開かれた全国産業博覧会で銀牌を受け、昭和47年には、現代の名工として労働大臣表彰を受賞した。独創的な作風が光る、山形の生んだ名工といえる。

イ. 畠中氏の製作品

畠中氏は伝統的なものを嫌い、創造することを大切に、師鳳齋の風にないものを創り出そうと苦心した。製作された作品は、花籠、菓子器、茶杓、炭斗など、ほとんど華道や茶道用であり、いずれも竹の編み組みの美しさを感じさせるものばかりである。花器類には孟宗竹を、茶器類には真竹を主に用いている。戦前は京都市から取り寄

せていたが、戦後は専ら地元鳥海山麓の竹だけを使用した。

本館には畠中氏が製作した作品が7点所蔵されている。左の写真は、「不老門」「清流」と題された花籠である。独創的で繊細な造形美が感じられる。



花籠
(左から「不老門」「清流」)

4. ヨーロッパ人による竹工芸

①ブルーノ・タウトと竹工芸

ブルーノ・タウト（1880～1938）は、ドイツの建築家である。ナチスの迫害をのがれて昭和8年（1933）に来日し、3年後に離日するまで仙台の国立工芸指導所や群馬県工芸指導所などで、工芸品の設計と製作にあたった。

タウトは日本のすぐれた伝統工芸に注目し、近代工芸への応用に尽力した。このことは、昭和10年に東京日本橋の丸善で開催された展覧会のために執筆した『日本での私の仕事』に記されている。

『私が一日本の工芸に対して—どう考えているか—ということは、試作されたものが語っているであろう。（中略）日本には、竹・金属・木・漆・織物・陶磁器に、かくも美しい技術を持ち、これほどの美しい素材を持っている。それ故にこそ、ある意味では全く独特な近代的なものであるにもかかわらず、それと同時に純日本風であるともいうことができるものを作り出すことが、むしろ容易なのである。』



マガジンラック、ハンドバック(竹皮)、果物籠(竹皮)

上の写真は、本館が所蔵するタウトの製作品で、東京日本橋の高島屋に展示された折、山形県最上郡新庄町（現新庄市）にあった農林省積雪地方農村経済調査所および雪国協会が参考品として買い求めたものである。タウトの工芸品には竹細工も多く、竹の可能性をさまざまに追求している。

②ペリアンと竹芸

シャルロット・ペリアン（1903～）は、20世紀フランスを代表する世界的なインテリアデザイナーである。昭和15年（1940）に、当時の商工省の招きによって、日本の輸出工芸指導のために来日した。彼女は、工芸指導という目的を果たすべく、柳宗理氏とともに全国各地を回った。そして、翌昭和16年には、高島屋で展覧会『選択・伝統・創造』展を開催している。

ペリアンは、最新の工芸技術による家具と自然な素材による手工芸との調和を試みている。それは、日本の伝統的な民芸品の技術を生かした新しい工芸品の創造であった。彼女の考え方は、柳宗理氏の言葉から知ることができる。

『彼女が日本に来て日本の新しい建築に余り良いものが無く、又デパートで売られている商品が西洋の真似事で下劣なものでしかないことを嘆いていた。そして反面地方の伝統的な民芸品の中に生活からにじみ出た純粋性を見出して喜びを感じたのである。(中略)そうかといって彼女が民芸品をそのままとりあげたというのではない。彼女は「真の伝統を生かすということは忠実に模倣することではない。伝統の永遠の法則に従って新しく創造することである」としばしば言っていた。』

このような考え方に基づいて、ペリアンは竹・藁・木・陶器などの自然材料を用いた創造的な作品を数多く作り出した。

昭和15年、ペリアンは山形県最上郡新庄町（現新庄市）の農林省「積雪地方農村経済調査所（雪調）」を訪れた。この研究所は、雪国の生活を調査・研究・指導する機関で、当時の山口弘道所長は、雪国の人々の技術を使った工芸品製作をペリアンに依頼した。そして、彼女のデザインに基づいた工芸作品が製作された。

本館には、ペリアンの考案、指導による作品が7点所蔵されている。右上の写真は、養蚕に使う

道具である「ワラダ」にヒントを得て、新庄の職人の手で製作された竹製の盆（卓板）である。



竹製盆（卓板）

5. おわりに

これまで受け継がれてきた山形の竹細工の伝統的技術は急速に失われつつある。今回は山形市を中心とした調査にとどまったが、今後は県内全域にわたる竹細工職人の調査及び竹製品の収集・保存に取り組んでいく必要がある。

引用・参考文献

- ・上田弘一郎『竹づくし文化考』 京都新聞社（1986年）
- ・『竹の博物誌』 朝日新聞社（1985年）
- ・佐藤庄五郎『図説竹工芸 竹から工芸品まで』 共立出版（1974年）
- ・山形市『山形市の町』 P88～90 （1954年）
- ・山形県教育委員会『山形県諸職関係民俗文化財調査票』（1986年）
- ・群馬県立歴史博物館『ブルーノ・タウトの工芸と絵画』 P4～6 （1989年）
- ・『別冊太陽15 アール・ヌーボー、アール・デコⅢ』 P149～159 平凡社（1996年）
- ・（財）工芸財団『日本の近代デザイン運動史8』 P73～74 （1987年）

近世後期・山形の学習状況

～ 山形城下・今泉堂を中心にして～

渡 辺 信 *

はじめに

山形県立博物館では、1996（平成8）年4月20日（土）より6月30日（日）まで、企画展「やまがたの寺子屋～変動の時代を生きる～」を開催した。本稿は、展示の柱の中から「やまがたの寺子屋」と「今泉堂」について論ずるものであるが、「展示の経過を含めた研究報告にする」という編集方針に基づいて記載している（註1）。

1、展示の発想

幕末期民衆の識字能力の高さと教育要求の強さは青木美智男氏はじめ多くの研究者によって明らかにされている（註2）。また、19世紀は「教育爆発の時代」とも称されている（註3）。それは、寺子屋の全国的な普及などに見るように全社会的な教育熱の高まりであった。現山形県管内でも、一千を超える寺子屋、私塾が存在したことが知られている（註4）。

当時の人々はなぜかくも学習したのか、なにを教育に要求したのか。これが、そもそもの素朴な発想のはじまりであった。

また、高橋敏氏は、上野国原之郷村の手習塾九十九庵の学習状況と一人の子供、桐生新町の吉田元次郎の誕生から成人に至るまでを学習過程を中心に具体的に明らかにしている（註5）。同様に梅村佳代氏は、商家の手習いの様子を伊勢松坂の手習塾「寿硯堂」と江戸三井店に例を取り詳細に

研究している（註6）。こうした研究及び研究手法に触発されながら、山形をフィールドに、民衆の学習状況を明らかにし、かつ展示まで到達できないものかと考えたのである。

2、資料調査

＜外国人の見たやまがたの学習状況＞

「日本の国民教育については、全体として一国民を他国民と比較すれば、日本人は天下を通じて最も教育の進んだ国民である。日本には読み書きできない人間や、祖国の法律を知らない人間は一人もいない。」（グローヴニン（井上満訳）『日本幽囚記』）

これは青木美智男氏が紹介した外国人の目を通しての日本の学習状況である。こうした学習状況はアメリカ人ラナルド・マグドナルド、イギリス人オールコック、ドイツ人シュリーマン、スイス人アンペールなど多くの外国人によって記録されている（註7）。

このような記述が山形に関してないであろうか。結論を言えば近代以後のものが以下のように若干あっただけであった。

①C・H・ダラス「置賜県収録」

※イギリス人。1871（明治4）年10月米沢の洋学舎に来る。

②『蘭人工師エッセル日本回想録』

※明治政府お雇工師。1877（明治10）年4月から7月と9月に山形などを調査。

③イザベラ・バード『日本奥地紀行』

※イギリス人。1878（明治11）年6月から9月、日光から東北地方に入り北海道まで旅行。

結局、「開展の主旨」では、グローヴニンの文章を引用し全国的な学習状況ということで記述するしかなかった。

<寺子屋の視覚資料 1、写真及びスケッチ>

寺子屋の様子を示す視覚資料はないだろうか。文章で長々と説明するより一目で概略を把握できる視覚資料の存在は大きい。

『学制百年史』（文部省刊）には、寺子屋の図が掲載されているが、江森一郎氏は「寺子屋では机をどうならべたか」（註8）で、この図について触れ「全体的に美化・整然化されすぎている。デフォルメされていると考えられる。」と述べている。

ほかに、渡辺華山筆『一掃百態』（田原町教育委員会蔵）、鋤形蕙斎『職人尽絵詞』（東京国立博物館蔵）のようなものが有名であるが企画展の規模からいって断念した。唐沢富太郎編『教育博物館』には、尾形月耕画「寺子屋の図」の複製掛軸がついている。これも、美しい画であるが、掛軸という紙面に制限されトリミングされている。

また、『アンペール幕末日本図絵』（『新異国叢書14・15』）には、「日本の学校 L・クレボン画 日本のスケッチによる」が載せられている。これは、長崎あたりの寺子屋を描いたものらしいが子どもの表情がエキゾチックでそれに目がとられすぎないかなどと思案している間に並行して進めていた絵馬調査に成果があった。

<寺子屋の視覚資料 2、絵馬>

山形県立博物館では1985（昭和60）年に『山形県の絵馬・所在目録』を発行している。そ

の中から、手習関係の絵馬をピックアップし調査を始めた。なお、針子図や俳額もできるだけ見ることにした。そのほかに、1986（昭和61）年の山形県立博物館特別展図録『絵馬にみるなりわいと祭り』と渡辺信三著『やまがたの絵馬』を参考にした。

ひとつの展示の前にこうした組織的な調査がありかつ目録を発行するということは展示を充実させるのみでなく後世に残る財産であると痛感した。しかし、15年近く経った今、調査してみると朽ちて絵や文字が見えなくなっているものも多く当時写真ででも記録しておけばもっと多くのことがわかったはずと残念であった。

95年10月19日に調査した寒河江八幡神社所蔵の寺子屋図（慶応3年 喬泉堂筆）は色が鮮やかに残った美しい絵馬であった。机などはなく「奉納御宝前」と書いた紙を子供が掲げているような構図で神社に奉納に行く前段階を示す絵である。普段の学習状況を示すものではないが心に残る絵馬であった。ただ、宮司さんが海外に行っているとかで借用できるかは煮詰まらないままに終わってしまった。

その後、来館者の少ない日に近隣の神社などの絵馬を見せてもらったが損傷が激しかったり、イメージしていたのと違ったりという状況であった。

同年11月16日に高畠町二井宿の大社神社にある寺子屋図絵馬（明治16年 峯城賢重筆）を調査した。高畠町郷土資料館館長山崎正氏、また梅津圭一氏はじめ氏子の方々より御協力をいただき一緒に見せていただいた。

この絵馬は明治16年のものであるが、江戸時代の寺子屋の様子を比較的忠実に表していると考えられる好個の資料であった。視覚的にやまがたの寺子屋をとらえうるほとんど唯一の資料といつてよいのではなかろうか。



◇高畠町二井宿大社神社奉納絵馬（写真1）

中央にいるのが師匠高梨次良左エ門千畝である。他と違い座布団を敷いている。絵馬の右手には「高梨弥右衛門一治門人高梨次良左エ門千畝」と記してある。ここで最初に寺子屋をしていたのが高梨弥右衛門一治家で現在「門前さん」と呼び慣らわされている家に初代と二代の墓がある。その後門人の千畝の家が寺子屋を受け継いでいる。師匠の後ろには師匠用の机が描かれている。筆子たちのものとちがいが飾りがほどこしてある唐様の机である。茶飲み道具や火鉢、鉄瓶なども描かれている。右手奥には床の間が描いてある。しかし、花瓶などは判明するが掛軸の内容などは雲の模様で隠されている。

次に筆子たちに目をやると、男子と女子がいたので仕切られているのが興味深い。男席と女席が分かれているのが常態であることは前掲江森論文にも記されているとおりである。前が女子で後ろが男子という構成になっている。男子の後ろには窓でもあるように見えるが判然としない。

女子の左手手前を見ると、年長の女性（助教か）が手をとって書を教えている。紙が高価であったため真っ黒になるまで書き、乾かして再使用したといわれているがこの絵もそのことを示している。中央部は字指しで読みを教わっているところであろう。「王、古、道、人」らしき字が書いてあるが痛みがひどくはっきりしない。その右手にいる女性が持っている手本には「源平藤橘」の字が記されていて寺子屋に入って初期に学ぶ「名頭」であることがわかる。筆子たちの机は、寺子屋で一般的に使われた天神机である。描き方は少し変であるがオーソドックスなものである。

いちばん下には、「筆子」と記された後、男89名、女15名の名前が地名と共に記されている。ただ、そこにでてくる地名が石岡村、阿弥陀地、山形と二井宿村から比較的離れた場所ばかりで地元の地名が無いことをどう考えるべきか課題である。石岡村の下に書いてある「直太」のみ石岡村のもので地名の下以外の者は地元というように考えられるのかもしれない。

額の左端には「峯城賢重筆」と記されているが、これは中川賢重ともいい、この地区で絵に心得のあった人物である（註9）。

なお、この地区は八楯友広氏の「文久屋代一揆と農民の教育活動」（『日本の教育史学』35）などで研究された屋代郷であるが「信夫目安」「新宿（にいじゅく）目安」など残っていない、この筆額と関係があるかは今後の課題である。

＜寺子屋の文献資料＞

やまがたの寺子屋の様子が具体的にわかる文献資料はないだろうか。まず、『山形県教育史』には「北条塾の懐古」（『葛麓』所収）のことが記してあった。しかし、この資料を読むとやはり漢学塾であり記載内容も具体性に欠け展示の典拠には成りえなかった。

その他で、寺子屋関係で記述が詳しいのは、『河北町の歴史』と『山形市教育史』であった。

まず、『河北町の歴史』はその前段の河北町誌編纂資料『河北教学の展開』（昭和31年刊）にかなり詳しい教育事情が記してある。なかでも「楨五鳳寺子屋入学状況」には、「安政5年3月27日、女子入学」から数年に渡っての入学状況が記してある。この楨家については『日本教育史資料』にも「安政年間開業、教師男1、生徒男20」と記されている。楨五鳳（文化12年～明治23年）自身は日本画家としてまた、俳人として名高い。今田信一著『最上俳壇の史的覚書』には天保15年から安政4年までの『五鳳日記』が転載してある。これに続く部分に寺子屋関係の記事があると思い近畿大学教授今田洋三氏に無理にお願いして見せていただいたが残念ながら展示にまで持ちあげることができなかった。しかし、この調査の過程で今回の展示の柱である逸見魯齋塾に行き着くことができた（逸見魯齋塾については別稿を考慮中である）。さらに、昭和29年刊『谷地町

誌編纂資料編第12輯 谷地町教育史料』に「菅原長治郎談、寺子屋教育の思い出」が記されていることもわかった。

この資料は、菅原氏が「明治20年の春、数え年八つの時から前後4年の間、村の熊野神社の別当だった永照院松田坊の健章法員堀口章とその妻雪女のもとで寺子屋の筆子として」受けた教育を語ったもので、年代は新しいが参考になるものであった。

『山形市教育史』には、当時のやまがたの学習状況がかなり詳しく書いてあるが、これはほとんどを渡辺徳太郎著『寺子屋物語』によったものである。『山形市教育史』によれば、渡辺徳太郎は、明治3年3月、山形市旅籠町に生まれ、同30年東京高等商業学校を卒業し、同年山形県尋常中学校の教師となり、42年12月県立図書館長を経て、大正7年4月新設の山形商業学校長となった。郷土史研究や産業教育の功労者であった。また、『寺子屋物語』は、「山形商業談」として明治35年11月5日から翌36年1月まで「山形自由新聞」に連載したものの一部で、これを前に私塾教育をしていた小白川天満神社の神官小川恵治の乞いにより半紙約二十枚に毛筆で浄書して与えたものである。このように、これも明治に入ってからのものであり、しかも郷土史研究をしている者の記述のためかえって一般化しており現山形市街地の集約的な寺子屋事情は分かるものの、一つの寺子屋に限定しての記述は少ない。しかし、現時点でおおよそをつかむにはこうした二次的資料しか無く、この『寺子屋物語』を基本の一つ目の柱である「やまがたの寺子屋」を構成することにした。二つ目の柱である「今泉堂」の状況をもかなり反映した資料であったことも基本にした根拠である。

『寺子屋物語』と『堀口塾の思い出』を項目ごとに比較したのが表1である。

<表1 やまがたの寺子屋>

	寺子屋物語	堀口塾の思い出
入学	坊入れ。早いのは9才 普通は男女とも10、11才	8、9才
入学 手続	師匠に酒くらい。 筆子一同には砂糖豆なら二握りつ つとか煮しめ、お米飯などをくば る。 机と硯箱と文庫箱を持参。	天神様の祭壇に豆えりを供えて筆 子にわける。 机を背負い、書物や手習いの反故 を入れた文庫箱と硯や水入毛筆な どを調えた硯箱を持参。
学 習 教 材	簡単なものから言う 習字用（お手本という） いろは、片仮名イロハ、源平藤橘、 町尽くし、村尽くし、国尽くし、 用文章 読み方用（読物、読本） 男子 九冊物（今川とも古状揃とも言う） 実子教、童子教、商売往来、庭訓 往来、大学中庸、論語、孟子等 女子 女今川、商売往来、女庭訓、女大 学、百人一首等 しかし、庭訓往来を終わるのは余 程の出来る者。大学中庸を素読出 来るのは稀。 上記は商家の子弟用で、農家は農 家手習状、百姓往来、職人は番匠 往来、武家は、商売往来などなし で、最初が三字経、近思録、蒙求、 四書、五経、文選、史記、左伝	読み書き算盤 習字お手本 男女とも アイウエオの片仮名というはの平 仮名から順次漢字の谷地村尽くし、 村山村尽くし、名字尽くしなどを 楷書から行草へと進める。 全部師匠の直筆を手本。 読本 男子 商売往来、近道子宝、庭訓往来、 大学、中庸、論語、孟子等 女子 女今川、庭訓往来、女大学、小倉 百人一首 女子にはお針を手ほどき程度に
教 え 方	直接先生の教えるのは一番から四 番弟子位までで、後は一番弟子二 番弟子が教える。（入門順） 普通は反故を一人5から10冊位持 ち、それに書いて乾かす。	毎月一回お手本のおさらい。月々 手習いしたことの記誦をためす。 正月二日の書き初めの日と七夕に は大奉を五、六枚もつないだもの に大字で清書して大広間にはる。

	清書は十日に一度位で先生に出す。清書の時は一日清書して出すと先生がこれにいちいち点をつける。善いのは梅か桜の花を書いてくれる。 上級がない。席順は場入れ順で不変。勝手に休める。試験は無し。熱心な者は「朝読み」といい朝飯前に師匠のところに行き読み方をさらってもらう。	毎年一回「手さらい」と言い代わる代わる筆子が師匠の前に呼び出されその成績をためす。出来が良いと進級、悪いといつまでも同じことの復習。 兄弟子から順次お師匠様に呼ばれその前に備えられた机でお手本の読み方や筆順筆法のことなどを習い自席に戻り自習。時には兄弟子が代わって指導。読本もそのようにして一人一人素読を教えられては自席に戻り自習。
勉強時間	はっきりしないが朝の五つ（午前8時）から八つ（午後2時）まで。休み時間は昼の食事の時に少しあるだけ。 八つ上がりといった。机の片隅にギリをつけておいて太陽の日影がギリを越えても終わらないと今日は遅いなどと思いながら師匠の声がけを待った。 昼は横長の弁当箱に菜の煮浸しに漬け物くらい入れていった。焼き飯（握って焼いた飯）はなかった。	8、9時頃からはじまる。岩野や湯野沢あたりから昼頃柴や薪売りがくるので「木売りが来たから」といって自宅に戻り昼を済ましてくる。夕方は「納豆売りが来た」と言って終わる。
遊び	先生の留守に 外庭で石投げ、相撲、はては喧嘩。中で机わたり。 一般的に男は 戦ごと、喧嘩、ネツキ、高丁（竹馬、打球、コオロギセメ、鳥セメ、河原遊び、水泳ぎ、土ボカ、山積み（雪の）、氷滑り。 女は 雛ごと、手鞠、綾とり、ダンマ、セメクラ、隠れクラ、空入れ（銀杏の）、紋ゾキ	遊び時間は決まっていないが、昼前と昼過ぎに1、2度飽きた頃に適宜短時間の遊びが許された。 春秋の晴れた日男子は「根っ木打ち」（片方の端を削った1尺2、3寸位の丸太棒を持ち寄り交互に打ち合わせ倒す。）独楽、風揚げ、雨の日 冬は蛤遊びのかけごと。 女は、数え歌にあわせちゅうなごつき、縄跳び、ぎんなんはじき。 夏の日中は男女とも水浴びをやりたがったが子どもの溺死が多かったので禁止され昼上がりには手首に朱墨で印をつけて帰された。

罰則と褒美	慎み、水たがき、机背負い、線香たがき。 慎みは2時間くらい黙って座る。その他は泣きながら皆のしている前で自分の所に立っている。 近所の弟子が謝罪してくれるので師匠が戒めを言って許す。 褒美はあまり与えないが読み書きが良くできると短冊に歌などを書いて与えた。	しかることはほとんどなかった。 たった一度の記憶では、机を背負わされ、両手になみなみ水をたたえた茶碗と火をともした線香の立てである香炉を持たされたまま泣きの涙で板の間に座らされた筆子を恐ろしい記憶として持つ。
年中行事・休み	氏神の祭礼 毎月25日が天神様の祭礼。 この日は座敷の隅を片付けて土細工の天神様を飾って遊んだ。 8月25日は大祭。納め書きをする。それを天神様の堂にずらっと張る。「天神様の河原で芋煮」などと言って出かける。遠足のようなもの。 休みは、五節句、三朔日（正月、六月むけび、八朔の朔日）、盆（13から20）、正月（25から20）	毎月25日「天神講」筆子一同五厘づつ出し合い駄菓子を大広間祭壇に供え、師匠の拝詞奏上のあと一同礼拝して供えもののお下がりを食べる。 3月25日は天神様の祥月。筆子一同お握り持参で西里村天満の天神様に参詣。各々清書一枚に新しい毛筆一本奉納祈願。宮仕いから使い古の毛筆一本もらってくる。帰りに両所か根際あたりの山に登りお握りを食べる。遠足のようなもの。 正月と盆は休み。
授業料	一定はしていなが「御礼」というのはした。 正月礼 30文から50文 節句礼 20文から30文 盆 礼 30文から50文 御歳暮 2朱くらいの所より1升とか2升くらいまで。 正月礼にいくと御馳走する。家によって違うがある家は切り昆布に乾剥蕈（きのこ）の上置をした御平に香の物を供えて味噌汁に茶飯位を出すとか甘酒を出す。	ほとんど師匠の資財によるが、 正月礼 30銭から50銭 盆 礼 30銭から50銭 節句やその他の物日に多少の金品を贈る者がわずかいた。 冬、木炭と火鉢やあんかを持寄る。 正月と盆は晴れ着をつけて親とお師匠様の所に御礼に行く。そこで餅や「豆えり」をいただく。

＜今泉堂の資料調査・1＞

寺子屋の全体像は、『寺子屋物語』を基本にして展示ができる見込みがたったが、個別に示せる寺子屋はないだろうか。『山形市教育史』でいちばん大きく扱っているのが「今泉堂」であった。また、1961（昭和36）年に山形市教育委員会が出した「山形市教育史資料第一集・私塾、寺子屋調査一覧」を見ても資料が多く残存していることがわかった。

今泉堂は明治16年文部省達第1号でできた『日本教育史資料』にも記載されている。それによれば、「寛政年間に開業。教師は男2、女1、生徒は男168、女70、計238名である。教師の身分は士。学科は読、書、算、習、礼である。」なお、同資料では香澄町高津甚右衛門のところは男子生徒数300、女子50名、八日町佐々木長元のところが男子270、女子240名になっている。しかし、1930（昭和5）年頃の山形県教育会の調査では高津家の生徒数30名、佐々木家100名、今泉堂300名であり、『日本教育史資料』がまちがいの多い資料であることから考えても今泉堂がいちばん大きかったと考えられる。

今泉家を訪問したのは、12月26日であった。現当主の今泉吉平氏と奥様に懇切に対応していただいた。

そこで見せていただいた『四代目今泉良昌一代記』は、縦11センチ、横16センチの横綴じの和紙に覚え書き程度に書いた小さなものであるが、今泉塾を知る上で貴重な資料であった（写真2）。この資料は吉平氏の先代吉之助氏のときに出版された家史『八十八年を顧りみて』にも紹介されている。

また、主なものだけでも表2のような往来物・手本等を所蔵しており貴重な教育資料ばかりであった。

写真3の池田まさの記名のある手本類は、今泉堂で学んだ時の手本と言われるものを後代に手に入れ巻物状に仕立てたというものであった。

このうち、書き込みなどがあって今泉堂で使ったことが確実と思われる◎印のものを展示した。

というのは、今泉家は明治27年(1894)の山形大火で罹災し殆どの資料を焼失したとのことである。したがって、これ以後の資料については資料批判が必要であるからである。

天然寺境内には明治25年建立の今泉良昌翁遺徳碑がある。『日本教育史資料』は今泉堂の開業年を寛政期（1789～1800）としているが、この遺徳碑には次のような記述がある（今泉家系図参照）。



写真2 良昌一代記



写真3 池田まさ・手本

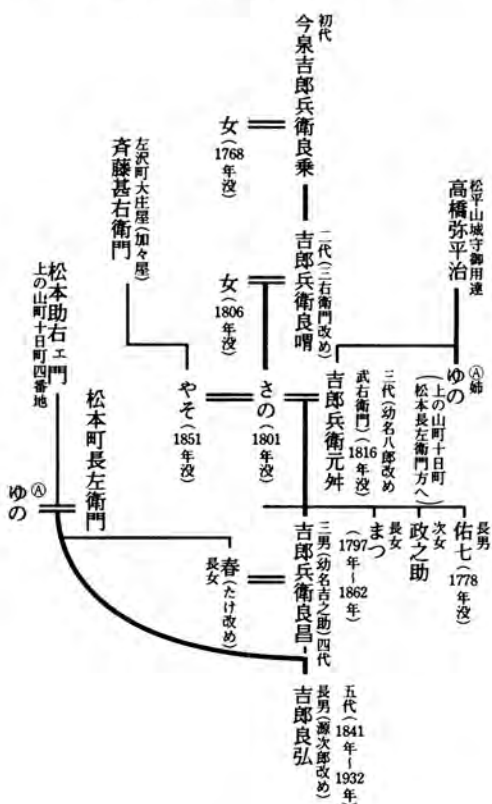
表2 今泉家に残る手本類

- ◎「実語教童子教」(洛陽書林青雲堂東山堂蔵板)
- ◎「女今川」(直筆)(安政3年今泉の記入あり)
「宝玉百人一首女訓抄」(寛政5年須原屋伊八書林)
- ◎「三字経」(安政4年再刻山城屋佐兵衛)
「日光名跡誌」(天保11年日光石屋町大島久兵衛蔵板)
「和漢朗詠集」江戸書林鈴木文苑開発元
- ◎「古文孝経」(文化4年の書き込み)
- ◎「大全古状揃万歳楽」(馬喰町山口屋藤兵衛板)
「女中庸教訓鏡」
「聖学問答」(太宰純著享保21年江都書肆嵩山房須原屋新兵衛開板)
「錦繡段」(洛下柳馬場通佛光寺下町書林豊楽堂浅野又兵衛尉梓作・山形百姓町自性院蔵書の書き込みあり)
「御成敗式目」(寛文11年書林七郎兵衛)
(宝暦11年、寛政2年、持ち主富樫久助の書き込みあり)
「大学章句」(羽州山形十日町一丁目北條忠兵衛梓)
「唐賢三体詩帖」
「墨田川往来」(写本「墨田川秋月」「関屋落雁」含む)
(寅仲春磐谷生遣 阿部?斗次郎当年十七才習)
「三体詩鈔」(元和八年)
「文選素本」(承応三年 風月庄左衛門刊)
その他漢籍あり「文選正文」「孟子」「論語再刻」
「春秋左氏伝 国字弁」「通俗列国志」「太平記」など。

◎半紙11枚を綴った手本

- (嘉永2年良昌筆、池田まさの記名あり)
- ・手紙文範「新玉の～」
- ・名頭尽くし「高橋、服部、沢村～正・殿・様」
- ・山形町尽くし「田上五日八日鉄砲」
- ・村尽くし「羽入 成生 東根 宮崎 沢渡～」
- ・日本国尽くし「日向 大隅 薩摩～」
- ・東海道仮名文章

今泉家系図(『家史』より一部転載)



「その先はもと小林を氏とす。最上氏の小吏たり。四世の裔、諱は良乗、書を善くするをもつて世に名あり。業を受くる者すこぶる多し。故ありて氏を今泉とあらたむ。後、その業を継ぐ。四世にして翁にいたり、業益々進む。贅を門にとる者三千百余名」

これは、大火前の記述であり、何かの資料が残っていた上での記述なら、初代良乗の頃より寺子屋的なものは存在していたのではないかと推測できる。

秋元涼朝が明和4（1767）年に山形へ転封になったときの幕府代官からの「山形城主交替引継帳」（『山形市史編集資料31』）には、次のように記してある（註10）。

一、壹人ニ付貳人扶持ツ、

通判書 銀町 利左衛門

横町 吉郎兵衛

外ニ給米拾五俵ツ、

御料所ニ相成、減候分

右通判書兩人之儀者、宗旨証文壹本証文ニ而差出、壹人ニ付給米拾五俵、町屋舗壺軒渡、畑五畝歩ツ、相渡、勤方之儀者壹人ツ、代り合、町奉行役所江相詰、関所通切手之裏書、荷口役金銭取立帳等認方、此者共役方ニ付、苗字帯刀為致候段、松平和泉守殿役人中申送ニ候得共、上知已後者苗字帯刀者不免、壹人ニ付貳人扶持ツ、被下、竊之上通判書申付、通切手裏書、荷口改金銭相改、役所取立帳相認、其外馬形役銭取立兼役申付、為相勤候ニ付、拙者心得を以七月十二日目錄遣申候、尤月々馬形役銭取立申候、御扶持米之義、去亥十二月廿九日迄相渡申候

史料中の松平和泉守は、延享3（1746）年山形に転封になり、明和元（1764）年に三河へ再転封した松平乗佑である。その後、一時幕府領になって秋元氏に引き継がれた。

また、明和6年の史料『山形欄佐賀志』にも「帯刀御免根本利右衛門・今泉吉郎兵衛」の名が見え役柄は判書である。

天保頃（1830～1843）のものとは推定されている秋元氏分限帳（『山形市史編集資料51』）

にも次のように記されている。

町方諸職人

（中略）

通判書 根本新九郎

同 今泉吉郎兵衛

初代今泉良乗の生没年は不明であるが、妻は明和5年に没している。秋元家への引継書に見えるのは初代良乗か、二代良喟と考えられ、今泉家は少なくとも松平氏時代から通判書役を根本氏と二人で交替で勤めていたようである。

なお、『今泉良昌一代記』をみれば、良昌の秋元氏に対する恩顧の気持ちが強く、所替えの際には「永々御厚恩蒙り、家内相続仕、難有仕合奉存候、右ニ付、館林へ御供被仰付被下候旨、御願申上」たのであったが許されなかった。『一代記』は「秋元様より水野様へ、七月廿一日、私兩人御引渡」で終わっている。しかし水野時代も通判書役をやっていることは「慶応度山形藩臣分限帳」（『山形県史資料編』）に、「一、米拾五俵貳人 五歩引 通判書根本利右衛門、（同）通判書今泉吉郎兵衛」と記されていることでもわかる。

相方の根本氏（新九郎）は、良昌が19歳の時、父が急死し家督相続をするにあたり秋元氏に取りなしをしている。また、前記、山形県教育会の調査した寺子屋表には、銀町の根本利右衛門の名が出ており生徒数30名である。

こうしてみると、今泉家は、良昌の先代より判書役を勤めながら隔日の休みを使って寺子屋を営んでいたといえよう。また、後述する『良昌一代記』を見れば、商売もともにやっていることがわかる。

＜小白川天満宮の資料調査＞

今泉堂の資料は小白川天満宮にも存在する。ひ

表3 今泉良昌関係年表

年 号	年令	良昌本人、今泉家関係記事	寺子屋関係・備考
明和4年(1767)		秋元涼朝山形転封	
明和6年(1769)		「帯刀御免根本利右衛門今泉吉郎兵衛、役柄は判書」 (『山形棚佐賀志』)	
寛政9年(1797)	0才	誕生、幼名吉之助	
享和1年(1801)	4	実母の死去。祖母に養育される。	
享和2年(1802)	5	疱瘡、軽く終わる。	小白川天満宮太鼓橋建立。今泉吉良兵衛元外筆弟中
享和3年(1803)	6	継母やそ婚家。左沢大庄屋斎藤甚右衛門娘(加々屋)	
文化1年(1804)	7	手習い始め	
文化4年(1807)	10	継母実家に。三人暮らしで難儀。祖父母死去。継母戻る	
文化5年(1808)	11		小白川天満宮絵馬奉納 男63 女13 計76名
文化8年(1811)	14	継母実家に。二人暮らしにて甚だ難儀。11月戻る。	
文化10年(1813)	16	身持ち不埒、手跡悪筆に付き、母同道、左沢に見習い	
文化12年(1815)	18	悪筆は続く。二十六夜講の時手習い発起の心で。 それから、毎夜山辺村渡辺庄右衛門手本を習う。 毎朝は書物を習う。祖父甚右衛門厳しく躰る。歌で 手跡を学び清書を山形に度々送り、実父喜ぶ。	
文化13年(1816)	20	父大病。家督相続の準備。(跡目のため1歳加算)	
文化14年(1817)	21	父死去。家督を継ぐ。判書役に就く。同役根本新九郎の世話。淡紙を左沢売買。	
文政1年(1818)	22寅	2月類焼にて土蔵、家財消失。井筒屋勘右衛門宅に世話になる。表晒・蠟の手伝い。 無尽連中に頼み15両無尽(村居清七の世話)。 7月家が出来て引越。身上は極難儀。	
文政2、3年	23、24	身上極難儀。衣食節々の物まで持たず。漸々取続申候	筆弟は次第に繁盛。
文政4年(1818)	25巳	年賀困窮にて延引。左沢斎藤左市娘まさ(17才)を妻に定める。実父は横町石原六右衛門。寅年の借金が 多くあるので左沢、山形両所で無尽して返済。 10月、妻着初の印をする。薪木など甚難儀。11月、 綿入1つ、襦袢1つで暮らす。しかし、去年中より 段々心安くなる。妻まさ不縁。	次第に筆弟繁盛。
文政5年(1818)	26午	上山松本長左衛門娘たけ(20)と縁組み。たけ母は父の姉。お上には酒井春之進様御内、斎藤左市娘と届ける	
文政6年(1818)	27	金7両無尽を頼み、会主をつとめ掛け落とす。	
文政7年(1818)	28申	「少し心安く相成候得は、爾今質置申候」	筆弟繁盛
天保1年(1830)	34寅	見世普請(6両は実費、3両は借金)	筆弟繁盛、百人余になる。その祝儀8月25日に振舞。 赤飯御奉行衆・下役衆へも差上げる。
天保2年(1831)	35卯	借金3両5月返済。質置不申候。次第に心安くなる。	筆弟繁盛、今泉筆弟覚男100人女12人(中村家手本)
天保3年(1832)	36辰	表座敷、台所普請。	筆弟繁盛、男111人、女11人。
天保4年(1833)	37巳	凶作、前代未聞の米高、一両一貫文。諸人大難儀、 しかし私家内は例年の通り御扶持、御給米頂戴。家内、睦まじく暮らす。	筆弟益繁盛、135人余と御上へ書上。御役所にて御奉行列席の上、継母への孝行と筆弟多く親切に世話をしているとのことで米2俵頂戴。親類等へ振る舞い。
天保5年(1834)	38午	正月に成り日々米高値、金1両1歩1貫文。世上飢渴の者あり。流行病、母、妻、自分もわずらう。 しかし2月に御給米7俵頂戴、飯米も余計にあるので一俵に付き1両1歩つつ払い借金9両の内7両返済。当午豊作、7月中より日々米下値、暮れに金一歩三百文位になる。次第に心安く成る。偏に天神様、大日様、殿様のおかげである。	筆子七十八人ツツ斗参候。

年 号	年令	良昌本人、今泉家関係記事	寺子屋関係・備考
天保6年(1835)	39未	日々米下値。世上静かに成る。妻だけ改名、春三三年賀、自分の二五年賀もしなかったでその年、年賀の替わりに当町困窮の者に一軒に付き白米5升つづ19軒ほどへ施米。	筆子も豊作につき、去年下山したものも出席し日々繁栄。4月頃には百人余ツツ「不参不入ニ着到揃申候」
天保7年(1836)	40申	未年諸弘方済ます。井筒屋地中中村定右衛門方年賦不残相済、余分の5両十日町藤屋伝吉へ無利息にて預ける。仙台加助違作に米高値に付き、一俵金一步位の時伝吉より金受取、米買ひ整え翌年の飯米に掛ける。	筆子益々繁栄仕候。書初より正月中にて入学20人。
天保8年(1837)	41酉	南隣屋敷半軒買整える。(9両)表北前座敷建てる。	筆子益々繁栄仕候。多人数入学有り。
天保9年(1838)	42戌	年賀の替わりに大日様へ白米一斗、困窮の者へ施米。米2俵出入りの者に施米。	母と本人、御役所御用にて御奉行へ行くと母は縫子をよく世話した褒美として針箱一ツ頂戴。良昌は筆子の多く、かつ親切に世話したとのことで褒美として三所組盃頂戴。筆子へは銘々天神様御尊影一枚ツツ、メ百六十人へ被下候。縫子へは針箱一ツ被下候。当春、筆子次第に多くなり、一間十間之処、入側建築。
天保10年(1839)	43亥	杉皮家根、式間梁三間之家、惣二階、桶町平八より買ひ調え、普請。金50両かかる。10月村居より4両借用、暮に返済。収入が多く店々残らず返済。8両ほど来年の小使いの助けに残る。米2俵出入りの者へ施行する。	筆子益々繁栄仕候。四十人斗入学仕候。
天保11年(1840)	44子	母様善光寺参詣。(3月12日～5月8日)殿様御初入り、忠孝・貞実・商出精之者、八十以上老人、御称美として御酒・鳥目下さる。吉郎兵衛、継母に孝心厚く諸人の手本になるとのことで御酒一斗頂く。大晦日取仕廻、存外入方多く、諸弘方残らず行い来年少遣助金十五両ほど徳潤。米2俵、出入りの者へ施賦村居氏よりも借用せず。	筆子益々繁栄仕候。
天保12年(1841)	45丑	左沢加々屋甚右衛門方より二十年以来の借入金催促につき返済。	筆子益々繁栄仕候。
天保13年(1842)	46寅	村居氏へ金13両差置く。村居氏より金5両借用。小遣いに用いる。暮に返済。御上川越御領分御処替になる。川越御陣屋つきの家来並、江戸御屋敷、メ二百六十軒ほど山形居住、山形へ御長屋普請になり、寸志釘差し上げたいと伺い出す	筆子益々繁栄仕候二付、裏座敷続き一間差出し普請する。諸品高値につき格別余計に入学。
天保14年(1843)	47卯	12月御切紙到来。小頭格 金三步頂戴、今泉吉郎兵衛。棧留一反 同人母。米二俵 同人弟子。願わくは相続の男子出生、朝夕奉願候。	
弘化1年(1844)	48辰		筆子益繁昌、去暮御上より頂戴したもの偏に天満宮御利生と奉じ、御宮造立する。4月11日成就、御遷宮滞りなくおこなう。
弘化2年(1845)	49巳	殿様御所替。	筆子益繁昌
弘化3年(1846)	50午	永々御厚恩蒙り、家内相続、館林へ御供を願うが、御城つき役人は召し連れず。御紋付上下5月29日拝領、秋元様より水野様へ7月21日私兩人引渡	
嘉永5年(1852)	56		2月25日小白川天満宮太鼓橋再建(950年祭)
文久2年(1862)	66	死去	
明治25年(1892)			遺徳碑建立

『四代今泉吉郎兵衛源良昌一代記』に諸資料を加えて作成。

(右側) 天満宮九百年御神諱(カ)建立之
享和二壬戌年二月廿五日
今泉吉良兵衛元舛筆弟中

(左側) 天満宮九百五十年御神諱再建之
嘉永五壬子年二月廿五日
今泉吉郎兵衛良昌筆弟中

実は、12月20日の調査段階では「元舛」の部分在地中に隠れていて気づかず、『良昌一代記』によって年齢を検討すると良昌時代のものでは説明がつかずにいた。しかし、4月に入って資料借用に行った際に少し掘り下げて見ると元舛の字が出てきて納得がいったのである。

<『良昌一代記』に見る今泉堂>

『良昌一代記』に、中村家所蔵の手本(後述)と小白川天満宮の資料を入れて年表風にまとめたのが表3である。

この表の前半をみれば、良昌の子ども時代の学習状況が見えてくる。

7歳にして手習いを始めるが悪筆で身につかず、家族問題でも落ちつかない。16歳になり継母の実家斎藤家に見習いに入る。しかし、本気で勉強を始めるのは18歳の二十六夜講の時からである。

朝は書物を習い、夜は渡辺庄右衛門手本を習う(註11)。歌でも手習いし清書を山形の実父に送り喜ばれるが、それも束の間、19歳の時、実父の死に見舞われる。同役の根本新九郎の骨折りで1歳ごまかし家督は継ぐが生活は苦しい。

ところで、良昌5歳の時(享和2年)には、小白川天満宮に九百年祭記念の太鼓橋を今泉元舛筆弟中で建立している。また、良昌11歳の時(文化5年)には、先の筆額が奉納されており、その筆弟中は76名を数えている。

こうしてみると、やはり、『日本教育史資料』

にいう「寛政年間開業」よりも少し遅れる可能性が強い。

19歳で寺子屋を引き継いだとしても筆弟の揃うはずがない。「身上は極難儀」の時代が続く。判書役を勤める一方で渋紙売買や表晒・蠟の手伝いなどをして暮らしている。

「筆弟次第に繁盛」の記述が見えるのが良昌23歳の頃からである。天保1年(良昌34歳)にはじめて筆弟繁盛、百人を越える。その後は順風満帆、筆弟も増え、天保9年には160名を数えるほどになった。借金も返し、家屋も増築、天保の飢饉も難く乗り越えている。しかも、筆子の世話をよくしたとのことで殿様より褒美ももらっている。小白川天満宮の嘉永5年記銘の御神橋再建はまさに今泉堂の再興を果たした良昌(56歳)時代のことである。

<中村喜兵衛家の資料調査・今泉堂の学習状況>

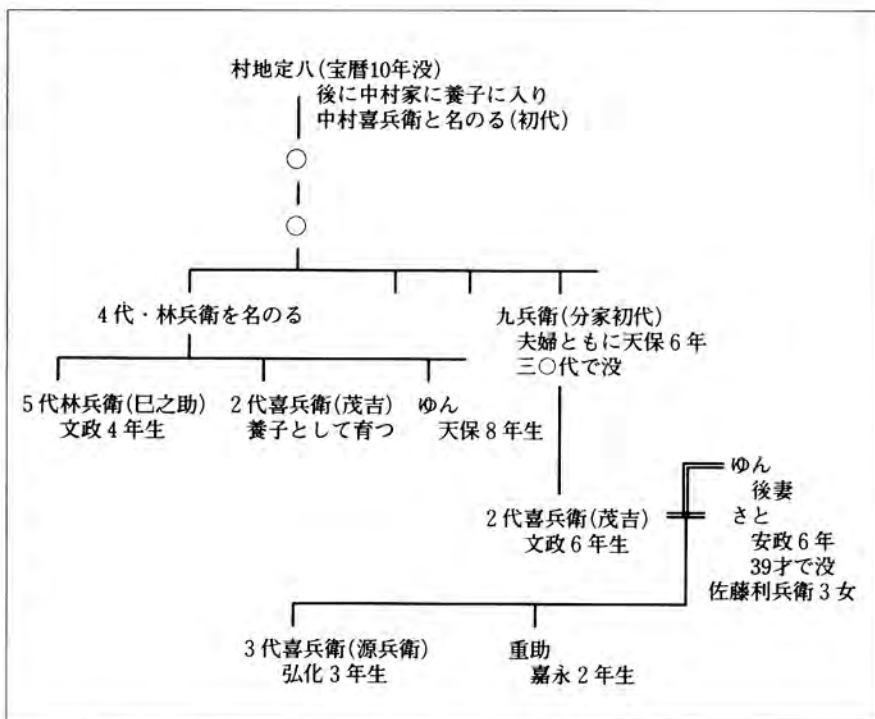
それでは、今泉堂の学習内容はどのようなものだったのだろうか。先述の遺徳碑には「塾則をさだめてもって読書、習字、算術、習礼の科を設く。別に幼童に適する所の教律を選び、もってこれを鑄陶す。且つ、授業の暇に近世の野史を講じ、もってこれを誘掖す。」と記してある。

資料は突然現われた。96年1月8日の山形新聞に「山形の中村家『今泉塾の手本見つかる』塾生の名前列記」という記事が載ったのである。今回はこうした資料の発見が逸見魯齋塾でもあった。まさに好運であった。

中村喜兵衛氏の御好意により今泉堂で学んだ中村家の先祖の手本を見ることができたのは1月30日であった。当日は、山形大学教育学部石島庸男教授、さらに中村家の資料を分析しており、今回の発見者でもある武田喜八郎氏にも御一緒にいただいた。

中村家は出自が近江商人で江戸時代より発展し

た。本家筋の中村林兵衛家は幕末期、水野藩御用達を勤める有力商人であった。現在の中村家には文政10(1827)年のものから元治1(1864)年のものまで19冊の手本が残っており、そのうちの1冊に「今泉筆弟覚」が記されていた。興味深いのはその手本に中村家の子供の名前が記されていることである。武田喜八郎氏に中村



家の系図を教えていただいたがその結果使用年齢の判明する手本が10冊あった。それを分類したのが表4である。表中の短文と言うのは、「いよいよ御ふしに候や」とか「一ふて御申上」などその手本によって文例は違うが手紙文など短文でままとまっているものである。「御役物之覚」は「一、青芋一駄～」などではじまる将来商人として必要になるであろう文例である。その他、冒頭のみ()に記す。「商売往来」(凡商売持扱文字)、「洛陽往来」(桓武天皇の御時より)、「言語嗜草」(口は善悪の出る門)、「自遣往来」(陽春之慶賀珍重之富貴方)、「東照御神君告諭」(人の一生は)。

表4を見ると、茂吉、ゆん、重助は7才～8才で学び始めている。また、茂吉について見ると学習の順序は「いろは→一二三四→短文と進み以下表のように12才で「商売往来」「自遣往来」と学んでいる。こうした学習進行順は一般に言われているようなものに等しい。ただ、「役物之覚」や「町尽」などに当地方独自のものが使用されて

いる。先の『寺子屋物語』にくらべれば、坊入れの歳は若干早いと言える。また、手本の残り具合が12～13才が最後なのでこの年齢くらいが修了期と考えられそうである。また、ゆんと他の男子とを比較してみるとそのはじまりにさほど違いはないが、10才までの手本しかなく、残らなかったのかあるいは、10才くらいで修了したのか検討が必要である。今泉堂では裁縫も教えているのでその方に学習の中心が移ったのかもしれない。

次に、ゆん9才の手本は、期日の記してある資料である。それは、綴じしろの部分に、日付と短文が記してあり、その短文の部分は前の帖の文の末尾であることがわかる。今泉家に残る池田まさ女の手本にもそれは記してあり、したがってこれが手本の一部であることがわかる。さて、この「ゆん手本」は表5のような構成になっている。

こうして見るとおよそ、10日から2週間くらいの間隔で次の帖に移っている。『寺子屋物語』には、「清書は十日に一度位で先生に出す」とあ

るが、この日付とはほぼ見合う間隔である。今泉良昌の場合判書役として隔日に寺子屋を開いたとして、毎日通えた場合、5日分から1週間分位同じ手本を使用していると考えられる。9才位で入門2年目くらいはこのような学習状況であったのであろう。

表5

5月19日

<右側> 孝順父母

凡世間に

有人貴と

<左側> なく賤と

なくちち

母の生さ

6月 9日 ? 2月16日

6月24日 7月 8日

7月24日 9月 4日

9月17日 9月26日

10月13日 10月23日

11月17日 11月26日

12月 6日 12月16日

正月17日 正月26日

2月13日 2月21日

3月10日

ここから1ページ4行構成

3月19日 3月29日 4月11日

4月19日 5月18日 5月26日

閏5月 4日 閏5月17日 閏5月28日

6月 8日 6月23日 8月 7日

8月14日 8月28日

前半は1ページ3行構成。後半は4行構成。最初の5月19日は三行書きで例のように記してある。

表4 中村家子弟の学習した手本と年令

	茂吉 7才	ゆん 8才	重助 8才	茂吉 9才	ゆん 9才	ゆん 10才	重助 10才	茂吉 12才	重助 12才	巳之助 13才
いろは	○	○	○							
一二三四	○	○	○							
短文	○	○	○							
イロハ				○						
名頭				○			○			○
名字尽くし(細川水野)				○						
短文				○	○					
御役物之覚等				○						
訓書(そもそも書筆の				○						
商売往来						○		○	○	○
洛陽往来							○			
山形町之覚(十日町)							○			
言語嗜草							○			○
和歌							○			
自遣往来								○	○	
水戸黄門光國卿御自筆 九ヶ條之写(苦は楽)									○	○
東照御神君告諭									○	
今泉筆弟覚										○
奉納御宝前										○

<今泉堂は商人の子弟が学んだ寺子屋なのか>

中村家の系図に見るとおり、茂吉は2代中村喜兵衛であり、巳之助は5代林兵衛である。また、巳之助の手本中にある「今泉筆弟覚」には、中村巳之助本人の名前も記されている。

武田喜八郎氏所蔵の資料に文化8年(1811)「十日町宗旨人別帳」がある。これと、先の文化5年奉納筆額は時期が近接している。これを比較してみると、次の◎印の名前が共通している。

青山治右衛門 (43) 家主 大坂屋
 いわ (37) 女房
 こう (14) 女子
 ◎亀蔵 (11) 男子
 うら (2) 女子
 一郎太郎 (51) 父
 勢津 (51) 女房 先代治右衛門娘

三浦勘兵衛 (42) 家主
 りへ (40) 女房
 ◎勘六 (18) 養男子
 勘七 (11) 男子
 勘吉 (7) 男子
 勘蔵 (4) 男子

村井(居)清七 (52) 家主
 るん (46) 女房
 権六 (25) 男子
 みや (23) 女房
 新六 (22) 清七男子
 ◎清五郎 (17) 同
 ◎権太郎 (14) 同
 ◎清蔵 (11) 同
 権吉 (9) 同
 清太郎 (2) 孫男子

(文化8年の宗旨人別帳から関係ある家のみ抜粋。
 したがって、文化5年時には3才少ない)

青山治右衛門家は大坂屋と称し、『東講商人鑑』では十日町で「葉種・御紙類」を扱っている。村居家も御用達をつとめる山形の大商人である。

こうした家の中の8歳から15歳までのほぼ学習該当年齢のものがほとんど今泉家で学んでいることがわかる。筆額を奉納するのも成人してからではなく筆弟が学んでいるその時である。

また、明治20年建立の今泉(良昌)翁遺徳碑

には14段に渡って181名の寄付人名簿が記してある。いちばん上の13名は、福島治助(福島屋)、中村源兵衛(中村喜兵衛家の3代は源兵衛というがその人物か?)、長谷川吉郎次(丸長)、吉田庄兵衛(生糸商)、横町念仏講中(横町は今泉家のあるところ)、榎久右衛門(豪農・現河北町)、長谷川吉内(丸谷)、石原百三郎、榎森伊兵衛(井筒屋)、金井藤兵衛、本間孝吉、斯波久兵衛(最上家の御用呉服商といわれた家)、森谷清治である。全部はその詳細がわからないが山形市内の有力商人を多く含んでいる。(遺徳碑調査にあたっては天然寺御住職夫妻に多大の便宜をはかっていただいた。)

以上のことから、商人専用のとは言えないが多くの商人の子弟が学んだ寺子屋であることはまちがいない。また、一つの家に目をやれば長男のみが学んだと言うようなこともない。

<今泉堂の資料調査・2>

今泉家には良昌画像が残っている。(写真5)



写真5 良昌画像

この、絵には「癸亥仲夏 澹所」の名が記してある。癸亥は文久3(1863)年ならば良昌没の翌年にあたる。澹所については知るところがない。また、この画像賛を記しているのが弘前藩岩恵直である。『青森県人名大事典』には、岩田恵則の名があるがこれと関係する人物かも知れない。な

お、その一部を記せば、「岩田恵則、文政元（1818）年～明治28（1895）年。奥右筆岩田成蔵の子。安政3（1856）年江戸に遊学し兵学家山脇世民等につき苦学3年、同5年帰郷して学問所で西洋砲術を教授した。文久3年再び江戸に出て江川太郎左衛門に入門し西洋砲術を研究した（以下略）」とある。もし、恵直が雅号でこれが恵則本人であれば、江戸に遊学する途次ということで年代はあう（註12）。

また、同様に「天満天神像」の掛軸が存在する。『家史』には、良昌の次の良弘のことが曾父の思い出として記されている。その中に「塾は閉じても塾の伝統行事は引き継がれて、毎年9月25日（以前は旧暦の8月25日）に、塾の講堂正面に掲げていた学問の神様「天満天神」の掛物をかけ神主を呼んでお祭りしたものです。当日はちょうど昔のように隣近所の子どもたちを集めて赤飯と煮しめをふるまったもので戦後も続いておりましたが（中略）五十年頃からなくなりました。」とある。現当主夫妻もこの行事をよく記憶している。このときの掛軸が上記「天満天神像」である。なお、上部には菅原道真の詩歌があり、これは、足利義政が書いたものと享保10年に考証されている。

3、展示の構成

展示の構成は次のように柱立てした。

◎やまがたの寺子屋

ここでは入口部分に「二井宿大社神社奉納絵馬」を掲げ、その後『寺子屋物語』にもとづきながら後述するリーフレット掲載の質問にこたえる形で展示した。

◎今泉堂（山形の商人の子弟が学んだ寺子屋）

主な展示品は先述した「天神像掛軸」「今泉堂筆弟奉納筆額」「今泉堂使用往来物」「中村家所

蔵手習手本」「今泉良昌一代記」「良昌画像」等である。

◎逸見魯齋塾（豪農の子弟が学んだ私塾）

◎やまがたの地域往来物

ここには、「山寺状」「入生田往来」など山形独自の出版物のほかに一揆の教育として「白岩状」「小国目安」また、人民教化のための教育として「六論衍義」「庄内二郡五人組掟帳」などを展示した。

◎学習のひろまり・知識への欲求・情報の広まり

- ・「高札」「年貢皆済目録」「寺請証文」など、幕藩体制が読み書きの能力や計算の能力を必要とした社会であったことを示すもの。
- ・「荷物運賃目録」「金子借用証文」等、農民として生産の向上をはかるためには、肥料や農具の購入、農業技術書による学習等が求められ、生産物の商品化、また商人としては相場の見方や帳簿の記入など貨幣経済の広まりの中で生き抜く力が必要であることを示すもの。
- ・書店の「正月引札」「異国奉公人請状」などの風刺のきいた瓦版などを展示し、幕末期の政治的変動、商品経済の進展の中で没落・荒廃していく村落共同体の危機を強く意識した民衆が単なる読み書き能力にとどまらず人間形成としての教育要求が高まったこと。さらに文字をみずからの表現手段として幕府や大名を皮肉る民衆の姿を示した。

4、リーフレットの作成

入館者に配るリーフレットは「A4版 両面白黒刷 2つ折」である。多くの情報は載せられない。無理に活字のポイントを下げ多くを盛り込んでも読んでもらえない。また、展示期間が4月から6月とあって小中学生の団体見学の多い期間である。そこで、思い切って次のような質問と写真・

カットで構成した。

問1 いくつになったら寺子屋に入ったのでしょうか。

問2 入学のしかたはどんなふうだったのでしょうか。

問3 何時間くらい勉強したのでしょうか。

問4 授業おわりのチャイムはあったのでしょうか。

問5 どんな「教科書」を使ったのでしょうか。

問6 授業料はあったのでしょうか。

問7 子供たちはどんないたずらをしたのでしょうか。

問8 どんな罰があったのでしょうか。

問9 遠足はあったのでしょうか。

問10 子供たちはどんな遊びをしたのでしょうか。

そして、一番目の柱「やまがたの寺子屋」の展示をこれにこたえるような形で構成した。

また、表紙は綴じ紐と題箋をデザインし往来物のような仕立てにした。

5、その他

庄内に加藤播磨塾があり井川一良氏が丹念に研究されている(註13)。ここが展示に加えられるなら地域的にも広がりが出ると考え最後の資料調査に出たのが3月28日であった。『播磨加藤家史料集』をまとめられた加藤幸子さん宅にうかがい師匠の墓碑等を見せていただき、さらに加藤家の史料が収蔵されている鶴岡市郷土資料館にも訪ねた。懇切に対応していただき史料を見せていただいたが今回の展示構想では活かすことができずやはり展示に加えることができなかった。

資料借用は4月に入って連日であった。借用におじゃますると、新たな資料を見せていただくことも多く予定時間を越えることもあった。

また、借用の合間に展示ラベルの原稿を打った。当館ではJGというソフトを使いラベルを自作する。その後、職員でミラパネに張り付け裁断する。そのため展示作業日まで厚紙に印刷することをおこななくては作業が止まってしまう。15、16

日は展示係の池田学芸員と遅くまでこの作業をした。

17日から全体の展示作業に入った。準備した展示見取図にしたがい展示してもらう。微調整は後に自分でおこなった。こうして18日に開展にこぎつけることができた。

ま と め

博物館の展示は陳列ではない。展示の背後には調査研究がある。それを、いかにわかりやすくかみくみ展示にあらわせるか、それは自分の研究の確かさも検証される過程でもある。ひとつの展示はひとつの文化の発見でもあり、また文化の発信でもある。それを肝に銘じて行っているつもりではあるが無力感にさいなまれることも多い。

今回の企画展では現在過去、多くの人々に支えられて展示に到達する事ができた。最後に御協力をいただいた方に厚く感謝申し上げる次第である。

註

- 1 山形では江戸時代、「寺子屋」という名称ではないが、現在一般の見学者への分かりやすさからこの名称を用いた。
- 2 青木美智男「幕末期民衆の教育要求と識字能力」(『講座 日本近世史7・開国』)ほか。
- 3 辻本雅史「民衆の教育エネルギー」(『週刊朝日百科 日本の歴史91 江戸の学問 よみ・かき・そろばんまで』)ほか。
- 4 『山形県史要覧』、稲村良子・円谷智恵子「寺子屋と私塾」(『やまがた散歩』96・10)
- 5 高橋敏「村の手習塾 家族と子供の発見歴史を読みなおす20 朝日百科」『日本民衆教育史研究』ほか
- 6 梅村佳代「日本近世民衆教育史研究」ほか
- 7 新異国叢書第Ⅱ輯(雄松堂)に多く所収
- 8 江森一郎「『勉強』時代の幕あけ—子どもと教師の近世史」
- 9 梅津圭一氏ほかの教示による
- 10 『家史』にも掲載あり
- 11 渡辺庄右衛門は山辺村の大庄屋である。手本については詳細不明
- 12 青森県史編纂室の御教示による。
- 13 井川一良「幕末期民衆教育の普及と水準—羽州庄内播磨京田村宝蔵院を例にして—(『野に生きる考古・歴史と教育』所収)

被申出候、取調之上御改革之儀も可有之間、
此段申達置候

右之趣、支配々々役所江可被申聞候

酉十二月

別紙之通從拙者者共可相違旨、御勝手方小

河三郎殿被仰聞候

口達

御勝手向必至与御差詰ニ付、諸役所向も御
取締猶更相違、取調之上御改革も可有之、
然上も不被停止節ハ、被仰出候品も可有之
候間、為心得申達置候

御省略中熨斗目着用ハ、年始御目見

御盃頂戴之節、御代拝・御宮拝礼

右之外ハ御用捨之事、勝手ニ付着用ハ心次
第之旨、御当番小河三郎殿被仰聞候

十二月廿五日

明後廿八日歳暮為御祝儀、朝五ツ半時揃、
御本丸江御出仕可被成候段、御当番天兵衛
殿被仰聞候旨、御目付触

十二月廿六日

来正月朔日於御本丸、御通懸御目見被為

請候ニ付、朝五ツ半時可被罷出候

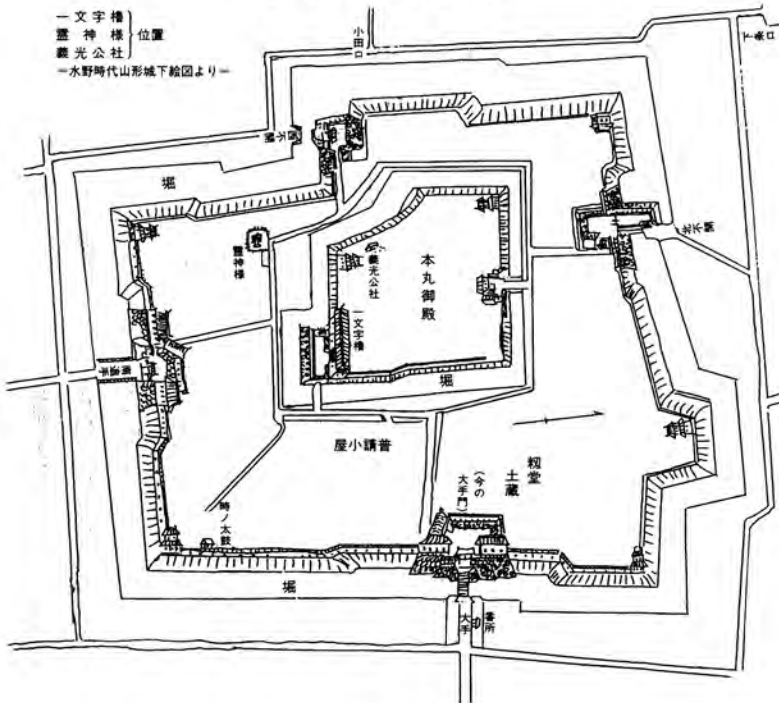
一諸組小頭方歩横目右同格迄、并皆川住方
慶安度岡崎住迄之輕輩、五ツ半時御本丸
江罷出候様、支配々々江可被申付候、此
段從拙者共相違候様、御当番新兵衛殿被
仰聞候 末例文

十二月廿七日

御目付共

〔炭薪専売問題については、『山形市史資
料』第60号p56・59、その他にみえる。柴
橋・山ノ辺・上山・漆山より総反対をうけ
中止している。〕
(かわせ ひとし 山形県立博物館専門嘱
託)

◎一文字櫓・靈神様の位置



艱苦如何様ニも被相凌、暮方馳無之様可

被心懸候

右之趣支配々々江も可被申開候

右可被相達候

西十二月

左之割合吟味役へ問合候様御目付申達

郡奉行
大目付

壹歩

銀三匁七五り

御料理人頭格

貳朱

銀三匁七分五りッ、

小役人頭

貳朱

銀貳匁ッ、

同同居職人輕

貳朱ッ、

同同居主

給人ハ貳歩之由

一糯米老儀輕輩六人催合被下候事、尤来ル

十四日書付差出候事〔前年同量〕

一前条御心付金、来十四日相渡候事

十二月廿日一人一役ニ而、左之通御達

大目付江

御目付

御勝手向之儀、追々相達候通嚴敷御省略被

仰出候得共、何分ニも御融通付兼、実々御

差支ニ相成候程之儀ニ而、容易ならざる御

事ニ候。一統困窮難渋之儀深く被遊御察、

御馳も被下置度被思召候へ共、御勤続も難

被遊程之御事、不被得止明年々暫く之間飯

米計被下候間、此上如何体ニも被相凌、御

奉公專可被心懸候

右之趣、被奉得其意、支配々々江も可被申

開候

右可被相達候

西十二月

演説

御勝手向必至御差詰ニ而、御公務御快勤も

難被遊程之御難渋之御事ニ候、当春元日も

難被遊御登城程之処、金主共之内少々金子

持参いたし、御登城者被遊候様いたし度、

御用立申候故、無御滞被遊御登城候御事ニ

候、右金主御登城御坐候哉、裏御門迄御様

子伺ニ来候程実意之処、御防ニ付当坐御借

入も其俣故、御登城被遊候様持参いたし候

金子ヲ以御返済難出来、実ニ氣毒之訳ニ候、

專御借入江戸表ニ而手段有之候へ共、一金

も難出来程御融通御差支之事ニ候、御上納

金之儀御歎願時々被差出、少々宛御上納之

口も有之、月々御差支ニ而御勤続も何分御

六ヶ敷御次第、難尽御事誠ニ恐歎いたし候

同日

大目付

御目付江

岡崎住之輕輩共、慶安年中迄抱込ニ相成候

家者、別段之思召ヲ以、向後山川住之通、

年始御目見御流頂戴可被仰付旨被仰出候間、

其家筋之者共江可被申達候

西十二月

西十二月廿二日

御勝手方小河三郎殿御達之趣ヲ以、御目付

役所ニ出

口達

諸役所江

御勝手向之儀、追々相達候通之御差詰ニ付、

嚴敷御省略被仰付候、是迄無油断御費無之

様被取計候事ニ候へ共、此上猶更一層御取

締被付、聊之儀なりとも心付之儀ハ勿論可

揃候

一十九日御流頂戴之者共者、朝五ツ半時可揃候

一御礼之儀ハ、頂戴之以後、御家老・老共御用人共宅江可被相廻候

一病氣等ニ而頂戴不罷出面々者、先達而當番之老共江、右伺可被差出候 以上

十月

一御家中士輕江他所もの呼入、逗留・御門出入之断、前々々壹ヶ月限、月越ニ相成候而者、断書差出し候様相達置候筋も有之候処、近頃月越ニ相成候而も断繼等無之、又ハ用事相済差戻候上、其呼入主御者頭・大目付・御目付江断返し無之輩も有之、区々相成如何之事ニ候、以後心得違無之様可被致旨、從拙者共相達候様、御当番平馬殿被仰聞候、末例文

十月廿二日

御目付共

嚴敷御省略中ニ付、諸事御手当不被行届候故、格別之訳ヲ以屋根修覆或ハ転居其外無拋輩江ハ、御心付金等被下候而已ニ而、御家中ニ而も必至困難ハ勿論一統之事ニ有之

候処、中ニハ近頃心得違之輩も有之哉ニ而、

無謂寄合、手厚之酒肴等取設候儀坏も相聞へ、兼々困窮故品々御用捨之筋有之候処、

自然無用之雜費不厭様之風俗増長いたし候而ハ為ニ相成間敷、全ク銘々不覺悟之事ニ

有之候条、已来、御時節柄相当之経済忘却無之様可被致候旨、支配々々江も可被申聞候事

右之趣、從拙者共可相達旨、御当番平馬殿

被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配江も御申付可被成候 以上

十一月十二日

御目付共

来ル廿八日御家中門松小白川村御林之内ニ而相渡候間、望之者ハ受取可申候、尤二七日之目旦前之内員数書付、山方役所江差出可申候事

右之趣、從拙者共可相達旨、御当番天兵衛

殿被仰聞候、御同役・御同席へ御通達被成、

御支配へも御申付可被成候 以上

十一月十四日

御目付共

此節嚴敷御渡方ニ而、士輕共被召出、御加増・役扶持・役金・勤金其外都而相増候分、

申年已来其手限り、夫々割合ヲ以御渡可有

之候旨、御勝手方天兵衛殿被仰聞候、右之趣、從拙者共可相達旨、末例文

十一月十六日

此度旅籠町柏屋茂八方ニ而、炭薪会所取建ニ付、御家中望之ものハ当十一月廿五日右茂八方へ相好候ハ、持届之事

尤相對ニ而相求候分ハ、是迄之通勝手次第之事

一炭壹メ匁ニ付四拾文

但四季定直断即錢拂

一生薪壹メ匁ニ付九文

但代錢冬春両度ニ相拂候へハ拾文

右之趣、從拙者共相達候様、御勝手方天兵衛殿被仰聞候、末例文

十一月十八日

御目付共

大目付

御目付

一兼而被仰出候通、御勝手向之儀差詰不足多ニ付、何分當時之御間を被合候、御繰合与者乍申、連年一統困窮至極之段被聞召、依之御救之驗迄乍聊御心付被下候間、

壹番⁵

三番迄

同格小普請

小書院次之間

二本松 内膳

御勝手一統

御小姓片番

高山 六郎

松原 逸衛

同日 昼後

大広間二ノ間

御使者役

御馬廻り

五番⁵

八番迄

同格小普請

二ノ間入側

近藤 沾芝

給人隠居

同三ノ間

御中小姓

四番⁵

五番迄

御歩士組頭

下 立

同格小普請

御使者之間

御歩士

小書院次ノ間

中川 幣右衛門

向座上ノ方

堺 藤兵衛⁵

石原 觀寿迄

柳ノ間

今泉 立玄⁵

高津甚右衛門迄

時計之間

石川 古成⁵

高津 元龍迄

同 十九日

御簇組小頭

足輕小頭

同格歩横目

同格吟味方

同格大納戸手代

同格御賄

同格物書

同格御勘定所附

同格郡方手代

同格御代官手代

同格寄合

同格普請方手代

歩横目

同格寄合

同格吟味方

同格普請方手代

同格御中間頭

同格郡方手代

同格大納戸手代

同格穀取

同格御賄

同格坊主

同格山廻り

旧家之者共

虎ノ間

通判書□駒頭互師

町年寄町取締郡中惣代

溜ノ間

御用達也

長谷川吉郎兵衛⁵

山口 惣右衛門迄

右席ニおゐて、赤飯・御酒・吸物頂戴
一十八日昼頂戴之面々ハ、九ツ半時可被相

沓番⁵

三番迄

同格小普請

小書院次之間

二本松 内膳

御勝手一統

御小姓片番

高山 六郎

松原 逸衛

同日 昼後

大広間二ノ間

御使者役

御馬廻り

五番⁵

八番迄

同格小普請

二ノ間入側

近藤 沾芝

給人 隠居

同三ノ間

御中小姓

四番⁵

五番迄

御歩士組頭

下 立

同格小普請

御使者之間

御歩士

小書院次ノ間

中川 幣右衛門

向座上ノ方

堺 藤兵衛⁵

石原 觀寿迄

柳ノ間

今泉 立玄⁵

高津甚右衛門迄

時計之間

石川 古成⁵

高津 元龍迄

同 十九日

御旗組小頭

足輕小頭

同格歩横目

同格吟味方

同格大納戸手代

同格御賄

同格物書

同格御勘定所附

同格郡方手代

同格御代官手代

同格寄合

同格普請方手代

歩横目

同格寄合

同格吟味方

同格普請方手代

同格御中間頭

同格郡方手代

同格大納戸手代

同格穀取

同格御賄

同格坊主

同格山廻り

旧家之者共

虎ノ間

通判書口駒頭互師

町年寄町取締郡中惣代

溜ノ間

御用達也

山口 惣右衛門迄

右席ニおゐて、赤飯・御酒・吸物頂戴

一十八日昼頂戴之面々ハ、九ツ半時可被相

明十三日御家中御巡見御延引、追而日限被仰出候

一右、御巡見之節、家内子供并召使之男女・屋守等迄、御道筋へ罷出候而者、御目障ニも相成候ニ付、不差出候様、急度可申付置候并已来御規式御出之節も御道筋之分者右同様相心得可申旨

右同様、御当番小河三郎殿御達

八月十二日 御目付共

一御渡ニ相成居候桑苗為見分、近々御普請方手代相見廻候間、為心得御勝手方天兵衛殿御達

八月廿一日 御目付共

目付江

朱塗裏金御笠御見受申上候ハ、御先拂者無之共、早速下座可仕事

一惣朱塗金紋笠、緋之取柄、同辺釵先之竹鞭、右持候者見懸候ハ、先拂無之候共

除通可申事

一雨中ニも可為同様事

右之品々為自分相用被申間敷、若不用して不叶ものハ、兼而其旨当番へ可被申達

置事

右之通 文化度〔文化九年忠邦唐津初八部時カ〕被仰出候間、

尚又心得違無之様、御当番源太左衛門殿御達

九月十一日 御目付共

繼上下 佐藤 新兵衛

名代 秋元 天兵衛

新兵衛事内願之趣も有之ニ付、御勝手方暫被成御免、是迄心旁相勤候ニ付被下之

繼上下 中村源太左衛門

内願之趣も有之候ニ付、御勝手方暫被成御免、是迄心旁相勤候ニ付被下之

右於御居間御直被仰出候

来月朔日御目見無御坐候

右同様御老小河三郎殿被仰聞、末例文

九月廿七日 御目付共

大目付

御目付 江

御入部御祝儀御料理可被下置処、格別御省略中ニ付、不被任思召候、依而来十八日赤飯・御酒・吸物被下候間、麻上下着可罷出候、并隠居江も被下候、同十九日

年始御流頂戴之もの共迄、可被下旨被仰出候間、支配々々江も可被相達候

一来ル十八日朝五ツ時揃、御目見被仰付候一御歩頭格已上敷斗目、御医師・隠居者十徳着可被致候

一御茶道・坊主・組頭十徳着用可致候

酉十月

別紙

十月十八日朝

大広間一ノ間

交 御物奉行

山川 伴藏

交 御者頭

鈴木 森右衛門

大久保 屯

同 二ノ間

御使者役

御馬廻り

壺番

四番迄

同格小普請

同 三ノ間

御中小姓

大目付

江
御目付

今度御初入ニ付、御家中之輩、品々用意

手当等、御時節柄中ニも可被致事ニ候へ

ハ、別段御手当可被下候処、上ニも御初

入ニ付、万端御入用等不勘ニ付、御返廻

中御手当之儀も不被行届候、併一統可為

難渋間、押而御都合いたし、御所替御手

当金残相渡候、并江戸表より引越来候輩へ

ハ、去巳年御渡之端銀相渡候

一下立以下御所替御手当金残無之間、別格

ヲ以御心附被下候間、割合之儀吟味役へ

可被談候

一御所替殘金相渡候ニ付、船荷代差引ニなつ

て渡金無之向并江戸より引越之内端銀渡無

之輩江戸ハ、別段ヲ以御心付被下候間、割

合之儀者是又吟味役へ可被談候

右之趣、支配々々江も可被相達候

右可被相達候

西閏四月

入用之分計書被御渡

金壹分

銀三匁七分五厘

下立已下
御料理人頭迄

但同居ハ壹分ツ、

金壹分

小役人

但同居ハ貳朱ト三匁七分五厘

金貳朱

銀三匁七分五厘

組々
職人格迄

但同居ハ金貳朱ツ、

麻姫様（忠邦）御事、殿様御叔母様ニ被為在候間、適翁様（忠邦叔父）御同様ニ御

取扱被仰出候、此段從拙者共相達候様、

御当番源太左衛門殿被仰聞候、末例文

五月九日

御目付共

一御家中士輕并召使等三ノ丸内より外通田方

江罷越田螺取候ニ付、稲作踏荒し候趣相

聞候、以来植付有之田方ニ而田螺取申間

敷旨、御当番平馬殿被仰聞候、末例文

五月十四日

御目付共

一於江戸表、麻姫様御事御病氣之處、御養

生無御叶、去月廿七日被成御逝去候ニ付、

今五日より来ル十六日迄鳴物停止、尤普請

遠慮之日数相立候事故不苦候事、御当番

平馬殿御達

六月五日

一士輕住宅内水道筋、水行惡敷自然外々

水行差間候ニ付、銘々内水行差支無之

様可被致候、御当番源太左衛門殿被仰聞

候、末例文

六月十九日

御目付共

殿様去月廿九日依御奉書、去朔日被成御登

城候処、初而御在所江之御暇被為蒙仰、巻

物被遊御拝領、於西丸も被遊御拝領候、恐

悦有之

七月十二日

石川日向守様御曾祖母昌運院様（忠邦）逝

去

一略一 当番天兵衛

七月廿一日

御目付

御入部之節、御目見ニ罷出候輩、染帷子

・麻上下着用ニ而六ツ半時揃候様

一足輕小頭・同格之者・歩横目・同格之者、

上町江罷出御目見之事（ハ・七着城）

西八月五日

且水道方ニ而堰留又ハ切流し候場所、猥
ニ堰留切流し致間敷候、此段從拙者共相
達候様、御当番天兵衛殿被仰聞候
末例文

二月十三日

御目付共

一御入部ニ付御入用之品々者、都而申込并
手形等とも、御入部御入用与肩書ニ被致
差出候様、從拙者共相達候様、御勝手方
天兵衛殿被仰聞候、末例文

三月四日

御目付共

一水野志津馬殿江戸勤番被仰付候、此段從
拙者共相達候様

三月十四日

御目付共

博奕賭之諸勝負御法度之儀者前々從公儀被
仰出も有之、堅制止を加へ厳重申付候様と
の御触達之儀ハ、其度々御家中一統相達、
手慰之諸勝負事迄も兼々堅令禁止置候処、
近来相ゆるみ士輕共手慰之諸勝負事いたし
候輩有之哉、別而輕輩共方ニハ盛ニ有之哉

ニも相聞、甚以不埒之至ニ候、厳敷も御咎
可被仰付処、此度ハ格別之御勘弁を以不被
及御沙汰候間、已後右体之儀有之ものハ、
人別ニ相糺急度可申付候、以来人寄等いた
し不審成場所江者、役手之ものを廻込相糺
可申間、心得違致間敷候、右ニ付而ハ親子
兄弟ハ勿論、親族仲間共迄も相互ニ心附可
申候、若等閑なる儀有之ニおゐてハ、不念
之至ニ候
右之趣、頭支配々々急度可被申付候
右可被相達候

酉三月

一近々七日町御門前ニ而、從公儀御用米御
詰戻ニ相成候、其節同所江立番之もの差
出置通路差留候間、其旨相心得可申旨、
從拙者共相達旨、御当番志津馬殿被仰聞
候、末同断 (可免)
寺社町在江触ル

三月廿九日

御目付共

一二ノ丸内御用植物も有之候間、年々四月
方五月迄ハ無扨用向之外猥ニ入申間敷旨、
從拙者共可相達旨、御当番平馬殿被仰聞
候、末例文

四月三日

御目付共

一近々來迎寺ニおゐて勸進能有之候間、御
家中士輕行作克見物いたし候而も不苦候
旨、近所最寄触

四月四日

一紀伊大納言様御逝去一畧一 四月十二日
一御定便毎月以前之通十二日ニ相成候事
一御寄合八日十三日相止、十一日十二日御
寄合有之候事

右之趣、御達有之候事

閏四月七日

一御書付壹通御勝手方源太左衛門殿御渡有
之候間、御一役御一人ツ、明廿四日昼前
之内、当役所江御出御拝見之上、御同役・
御同席へ御通達被成、御支配へも御申付
可被成候様、從拙者共可相達旨、御同人
被仰聞候 以上

閏四月廿三日

御目付共

十二月十二日 御目付共

糯壹俵 三人最合 御者頭以上

同壹俵 四人最合 給人

同壹俵 五人最合 拾老人扶持以下
御茶道迄同壹俵 六人最合 小役人・組々
職人格迄

右之通被下候、尤同居之輩右割合之半高被
下候間、組合之書付、来ル十四日吟味役所
江差出可申事

御小袖一重 拝郷 縫殿

去巳年已来、度々出府いたし、太儀ニ被

思召候、依之拝領物被仰付之

右之趣、從拙者共可相達旨、御当番志津馬
殿被仰聞候、御同役・御同席へ御通達可被
成候 以上

十二月十八日 御目付共

大目付

御目付 江

御勝手向之儀、昨年も相達候通不容易御差
詰ニ而、既ニ御勤統も難被遊御程之次第ニ
相成候ニ付、一時御凌方御都合之為ニ暫御
家中一同飯米計之御渡ニ取計、御凌も付候
上者、元之御渡方ニ御直し可被下処、兼而

承知之通、從來六ヶ敷御勝手向故、御渡方

御融通も容易ニ者付兼、其俣当年も飯米計

之御渡ニ相成候故、士輕共一同艱苦次第相

増、困窮之趣具ニ被聽召、御渡方御直し被

遊度被思召候へ共、何分六ヶ敷御勝手向故、

事々ニ被追御差岡而已ニ而、公儀御拝借金

口々上納之儀、追々御沙汰有之候へ共、不

行届ニ付御猶豫之御歎願時々被差出候所、

上知代金上納之儀ハ不容易廉ニ而御猶豫無

之、当春より追々上納相成、其外六ヶ敷御

借財向之口々は迄御返弁之儀申上置候間、

当年ニ至り彼是差違候向も有之候ニ付、其

俣ニも難差置、夫々訳立御返済之手当いた

し候ニ付、江戸表へ送金高月々相増運送ニ

も差支、殊ニ当年両度之御役当りニ而、其

御手当御用意等相重り、御入用不尠事故、

旁以当冬之御繰合・御都合も六ヶ敷、不行

届事共ニ候間、思召ニハ致相違候へ共、無

御掬明年も是迄之通飯米計御渡被下候間、

此上艱苦如何体ニも被相凌、取統之手段専

ニ心掛、御奉公猶以相慎可被相務候

右之趣被奉得其意、支配々々江も厚可被申

聞候

右可被相達候

申十二月

大目付 江

御目付

一連年御渡方飯米計ニ而ハ可為難洪候間、
明年も御心付可被下候、尤御都合ニ寄増
減可有之間、含迄申達置候事

一士分御勝手勤之内、且御者頭以上ハ勤柄
ニ寄、召使等も可有之分御手当被下候事

一昨年相達候自分修覆之輩、当御渡方中
ハ住居・長屋屋根計破損之分、御手入可

被下候、尤其余ハ可成丈自分普請之事

但申込前以可被差出候、御普請奉行見

分之上繕相成候事

右可被相達候

申十二月

一來酉二月江江戸定便、毎月九日御差立ニ
相成候事

一來酉二月十一日十二日御殿御老中方寄
合相止、已前之通八日十三日ニ相成候事

嘉永二年己酉年

一三ノ丸内水道筋へ塵芥・雪等流申間敷、

江ハ不被下候

此段拙者共可相達旨、新兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席江も御通達可被成候 以上

十月

御目付共

右可被相達候

申十一月

從公儀出候御書付之写老通、御馬廻り番所

江差出有之候之間、而三日中御出御拜見可

被成候、此段從拙者共相達候様、御当番平

馬殿被仰聞候 末例文

十一月四日

御目付共

御代官中江も

十一月十四日士分一役一人ツ、出仕、尤新

御殿、左之通紋左衛門殿御達

去秋以来士輕共人有扶持ニ御渡被相成候

ニ付、一同難儀困窮今日も相凌兼、難洪

之趣深く察入、如何様ニも御繰合御都合

を付ケ、士輕夫々之凌方多足ニ相成候程

之御救取計度候へ共、兼而承知之通御逼

迫之御勝手向、其上当冬米直段下直、殊

ニ此度御役当之臨時御入用等有之、旁以

御繰合御都合も付兼候へ共、此地人有扶

持以後者更ニ御心付も不被下候間、先此

度ハ一同難洪御救之給迄、当冬聊之御心

付被下候間、呉々も少分之御心付之事故、

猶以暮方取続之覚悟無油断可被心懸候、

此旨支配々々へも可被相達候

右可被相達候

申十一月

口達之覚

御心付金被成下候事故、表御勝手御筆頭

ニ而御壱人ツ、御当番へ御札可被仰述事

一御心付之印数、兼而心含ニも承知被成度

候ハ、吟味役へ御問合可被成事

御心付金割帳の内書抜

一 式百五拾石

銀六拾九匁七分九厘四毛

一 式百石

銀六拾貳匁四分五厘三毛

一 式拾五匁

銀貳拾三匁五厘九毛

一 式拾三匁

同貳拾貳匁四分八厘四毛

一 式拾貳匁

同貳拾貳匁分五厘貳毛

一 式拾匁

同貳拾壹匁五分七厘貳毛

一 式拾匁

同貳拾壹匁分七厘壹毛

一 式拾匁

同貳拾壹匁分五厘八毛

一 式拾匁

同拾六匁五厘五毛

一 式拾匁

同拾五匁八分壹厘八毛

一 式拾匁

同拾五匁五分八厘六毛

一 式拾匁

同拾五匁三分三厘三毛

一 式拾匁

同拾五匁壹分五毛

一 式拾五匁

同拾五匁

百石三步之由(元敏註カ)

〔石高の方大分省略カ〕

輕輩共并御家中召使・屋守之内、近頃千

歳山御林江罷越、猥ニ松枝枯木等伐採候

もの有之哉ニ相聞、心得違之事ニ候、殊ニ

千歳山ハ他領入会松林ニ而、他之持林も

有之事故、其弁別なく伐木いたし、若見

咎られ候節ハ、上之御苦勞ニも相成候間、

以後無用之事ニ候、此旨支配々々、屋守

ハ其主人ハ急度可被申聞候

一來月四日御家中門松小白川村御林内之内

ニ而相渡候間、望之輩ハ受取可申、尤二

七日昼前之内員數書付山方役所江差出可

申事

右同様從拙者共可相達旨、御当番志津馬殿

被仰聞候、御同役・御同席へ御通達被成、

御支配へも御申付可被成候 以上

十一月廿四日

御目付共

別紙之通、從拙者共相達候様、御勝手方天

兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席へ御通達

被成、御支配へも御申付可被成候 以上

右両様従拙者共可相達旨、御当番新兵衛殿被仰聞候、御留守・御幼年之方へハ、御隣家御親類中より猶又御通達可被成候 以上

七月十二日

御目付共

一二ノ丸外御堀江御家中士輕子供猥ニ水遊いたし候趣相聞へ候、右ハ御要害場所儀如何之事ニ候、已後心得違無之様可致旨、従拙者共相達候様、御当番源太左衛門殿被仰聞候、御同役・御同席へも御通達被成、御支配へも御申付可被成候 以上

七月十八日

御目付共

是者西大手之御堀ニ而遊候ニ付也（元敵注カ）

一御家中勤仕之外、御城内其外側ニ而も略衣ニ而不苦旨、御書付御馬廻番江出候由ニ候得共、御奉行御見せ無之故略ス

先達而御渡相成候桑苗為見分、近々御普請方手代相廻候間、為心得拙者共相達候様、御当番新兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席へ被成御通達、御支配へも御申付可被成候 以上

八月廿八日

一御家中士輕、当時家内人数、子供者年齢附いたし并召使共、来ル廿八日廿九日両日之内、吟味役所江書付差出候之様、尤

其後之處、縁組・出生或ハ依願三十日已上之他所出、都而家内増減ニ拘り候儀ハ、

其都度々々最寄之吟味役共之内へ、書付ヲ以案内可有之候、此段従拙者共可相達旨御当番天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席へ御通達被成、御支配へも御申付可被成候 以上

九月十八日

御目付共

殿様去ル十八日御奉書ヲ以、桜田方御防為土井大炊頭様御代被蒙仰候

九月廿八日

今般於二ノ丸 靈神様御神殿御造営出来

ニ付

一十月五日
御正迁座

一同日
御祭礼

一右同日

御正迁座相済御祭礼ニ付、士分之面々幅紗小袖・麻上下・十德着用、已刻未刻迄之内拜礼可被罷出候事

但御拜殿ニ役名格式記有之候間、其席

ニおゐて忝人ツ、拜礼可被致候事

一右同日未刻より申刻迄、士分隠居之輩上下、十德着用、在勤中之格式記有之席へ、忝人ツ、罷出拜礼不苦候、并皆川・山川・田中・吉田住之輕輩上下着用いたし罷出、無刀ニ相成、御拜殿口ニおゐて平伏可仕候事

一右ニ參詣之輩、服穢之儀入念相改可申事右之趣、従拙者共可相達旨、御当番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同席へも御通達被成、入用之分ハ御支配へも御申付可被成候以上

十月三日

御目付共

一大雲院様（四代）百五拾回御忌御法事済、為御祝儀来ル廿一日赤飯被下置候、御時節柄ニ付、銘々宅江御賄之者為持運候、右頂戴後一役一席忝人ツ、麻上下着用、当番宅江罷出御礼可被申上候、尤於殿中被下候姿ニ付、忌中引籠、産穢看病引等

御家人之仕業ニ者有之間敷事ニ候へ共、
子供忤心得違無之様被申論、或ハ畑もの
荒候類、是又同様可被申聞候事

嘉永

右去ル三月十五日改元被仰出候

四月四日

二丸内御用之植物も有之候間、四月五
月迄ハ、無処用向之外猥ニ入申間敷旨、
従拙者共相達候様、御当番新兵衛殿被仰
聞候、御同役・御同席へ御通達被成、御
支配へも御申付可被成候 以上

三月廿九日

御目付共

嚴敷御省略中ハ、御家中之輩、役義并被
召出・転役等ニ付、江戸表江御礼状差出
候事、追而相達候迄ハ以来当人計ニ而、
着還之者ハ不及差出候、御礼廻勤之儀者
只今迄之通心得候事

右之趣、従拙者共可相達旨、御当番天兵衛
殿被仰聞候、御同役・御同席へ御通達可被
成候 以上

右之通、去ル廿三日御通達可申之処、書損

有之候ニ付、尚又前文之通御通達可被成候
以上

三月廿九日

御目付共

殿様御諱

忠精公

右之通御改被遊候事

右ニ付、精之字訓可致遠慮之事

申四月

於銚殿(忠精)御事、於八重殿与被成御
改名候ニ付、右之字訓不及遠慮候、自分
与して遠慮いたし候儀ハ勝手次第之旨、
従拙者共可相達旨、御当番平馬殿被仰聞
候、御同役・御同席へ御通達被成、御支
配へも御申付可被成候 以上

五月十八日

御目付共

来ル廿二日稻荷口稻荷御勧請ニ付、御家
中信心之輩ハ参詣致候而も不苦旨、従拙
者共相達候様、御当番平馬殿被仰聞候ニ
付、近所最寄江も不洩様御通達可被成旨、
御目付中より申来候段、御馬廻番所より触出
ル

五月十九日

一田安一位様御逝去ニ付一畧一

一御簾中様去ル十日薨御(去カ)ニ付一畧一

六月廿一日

一御簾中様御逝去ニ付一畧一

六月廿三日

一左之御達、御目付役所ニ而一覽

都而買上物代金、来ル七月分より浜松表
之通御金奉行拂ニ相成候事

御拂日

毎月廿九日拂

但十二月計廿九日之処廿四日拂

一受負代買上物代前借手形判ニ相成候へ
共、以後ハ御作事其外より前借相願候ハ、
書付吟味役所より相廻し候ハ、証印いたし、
御金奉行江相廻し、右ヲ証書ニ前借為致
候事

但金子不都合之節ハ証印不致候

御曆代様御位牌 長源寺江御安置相成候
一盆中灯笼・香炉・門火被入御念、御支配
迄も御申付可被成候

殿様御事、去月廿四日公方様増上寺江御参詣、還御已後御固メ御勤被遊候事

二月八日

去月廿三日大目付様御連名之御切紙ヲ以、翌廿四日増上寺御参詣還御以後御固メ被為蒙仰候、此段從拙者共可相達旨、御当番天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席へも御通達被成、御支配へも御申付可被成候 以上

二月八日

御目付共

別紙之通、書付之趣從拙者共可相達旨、御勝手方天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席へ御通達被成、御支配へも御申付可被成候 以上

二月十八日

御目付共

家内多之分、戌年御渡方を限り候へ共、左之割合ニ而、不足分者本高二届候迄者、御救被下候之間、吟味役所江書付可被差出候事

一当主

五合之割

右之外ハ男女とも

八才以上

三合之割

七才ハ三才迄

貳合五勺之割

当才・二才

壹合五勺之割

一三月四日左之御書付出ル

士輕二男以下ニ而被召出相勤候輩、是迄者御藩中之分養子等ニ不差遣候処、其以後者御他家江養子差遣度、又ハ御他家江奉公いたし度坏之ものハ、勝手次第被相願候而不苦候、

右者從來御家中之輩、二三男以下ニ而も、忝人も多く、其器ニ応し、相当ニ被召使度御趣意ニ候得共、兼々相達候通、當時必至御窮迫之折柄ニ候へハ、自然二三男以下ニ至り候而者、其器相当之御撰挙茂不被行届儀ニも及び、亦御家中ニ而ハ為取統他江相越度輩も有之候而も、其儀も差控居候様ニ而者、彼是御仁惠之御趣意ニも相悖り候之間、右之通被仰出候条被奉得其意、以後他江養子、奉公等いたし度志有之輩ハ、聊も無掛念可被相願候、右之趣、支配々々江も可被申聞候 右可被相達候

申三月

一御家中之士輕江御渡長屋之内、物置小屋式ケ所有之分ハ、内老ケ所御用或者御拂等ニ相成候間、当主望之小屋者兼而書付にいたし、当役所迄差出置候様、御勝手

方新兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配へも御申付可被成候 以上

三月十一日

御目付共

別紙口達之趣、從拙者共可被達旨、御当番小河三郎殿被仰聞候、御同役・御同席へ御通達被成、御支配へも御申付可被成候 以上

三月十九日

御目付共

口達

為国益、凡畑老反ニ付桑苗六本ツ、相渡候間植付可被申候、内式本者被下ニ相成候事、若心得違鹿略いたし、抜捨からし等いたし候者畑地引上可申候間、心付生立候様、尤自他格別畑障不相成場所ニ植付、猶自分ニも心懸植付可被申候事 一振袖与申者年々切取候事 一能沢了海之書ニ屋敷廻垣ニ桑植付可申旨、生垣ニ可然候

一桑苗ハ本木ヲ取木いたし候者鐘木苗、又四五月頃差木ニ致もよろし、三年目ニハ用立可申候間心懸可申候

一植付候ハ、御作事方ヲ見分いたし候事 一漆木植付等有之候処、枝折切捨坏有之候、

十一月十四日

御目付共

一 襦袢俵ツ、

御家老
年寄

一同式俵

但三人最合

御用人

一同壹俵

但貳人最合

御者頭以上

一同壹俵

但三人最合

給
拾貳人扶持迄

一同壹俵

但四人最合

拾叁人扶持已下
御茶道迄

一同壹俵

但五人最合

小役人組々
職人格迄右之通被下候事、且同居之分江者、右割合
之半高被下候間、組合之書付来ル九日吟味

役所江差出可申事

別紙之通、從拙者共可相達旨、御勝手方

新兵衛被仰聞候、御同役・御同席江御通達

被成、御支配江も御申付可被成候 以上

十二月四日

御目付共

一十二月廿四日九ツ時五分筆頭壹人ツ、
出仕之上、左之通被仰出

大目付

江
御目付

当六月相達候通、江戸表御暮方不容易儀ニ

付、格別之御省略ニ而御勤統被為遊候得共、

彼是入用不少御不足多ニ而、御暮方御融通

も必至与御不都合之御繰合ニ有之、就而ハ

御家中難洪之事者深相察候得共、此上御渡

方之御都合何分附兼不被行届候、不被得止

事、先只今迄之通、明年御渡方も飯米計被

下候間、難洪弥増之乍事、辛勞如何様ニも

被取続、御奉公專一可被心掛候

右之趣被奉得其意、支配々々へも懇ニ可被

申聞候

右可被相達候

未十二月

大目付

江
御目付

寄合・小普請之輩、飯米之内相減候得共、

外並之通被下候事

一 御渡畑之内、寄合者式割減、小普請者三

割減被下候事

一家内多之者、本高渡被下候へ共、以後者

天保九戌年之御渡方を限り被下候事

右之趣可被相達候

未十二月

御老中方申合事

御省略中申合

一 熨斗目者年始殿中初御規式等之節、是迄

之通着用、其外平服心次第之事

一 御名代之節勿論之事

一 靈神様御祭礼之節同断

一 御法事之節、自分拝礼者熨斗目相止候事

一 寒暑見舞、縁者之外面々ニ而及断可申事

一 正月二日七日止迄、物書共当番宅詰者平

服心次第之事

使番同断

但 出殿之節上下着用之事

口達

正月二日当番宅江諸士御用ニ而被来候と
も、平服心次第之事

(朱) 弘化五戌申年

御省略ニ付、横町口御門足輕番所簾掛置面
番不為致、右ニ付下座以上并以下之輩通行
之節も、下座并会釈不致候、此段為心得拙
者共可相達旨、御当番小河三郎殿被仰聞
候旨、御目付中達有之趣近所最奇触出候

二月三日

	御者頭 御医者	給 人 御歩士 御料理人頭格	二畳目上 御物奉行 御歩士頭 御中小性方 三畳目上 御中 御茶道
			旧 家 輕 輩
			ヤメハメ

〔於一文字櫓 拜礼所〕

一 靈神様御本丸一文字御櫓江御鎮座、来月
六日御祭事ニ付、御家中士分之輩、朝五
ツ時（七時）九ツ時迄之内拜礼可被致候、輕輩
御家柄之分、昼九ツ時（八時）ハツ時迄之内、
浜松表之通拜礼可致候、尤汚穢有之輩士
輕とも遠慮可致候事
一 拜礼之席者、来月四日御目付役所江、一
席老人ツ、問合可被申候、輕輩御家柄之
分者歩横目役所江問合可申候
右兩様從拙者共可相達旨、御当番志津馬殿
被仰聞候、御同役・御同席へも御通達被成、
入用之分者御支配へも御申付可被成候以上

九月廿九日

御目付共

一 右ニ付、拜礼所図面御渡
一 三ノ丸御構土手並木切荒候儀、并御丸内
御家中士輕江御渡畑作物取荒候ニ付、先
達而相触候處、只今以不相止趣相聞不埒
之事ニ候、依之召捕方廻り之もの差出為
召捕候間、士輕持畑之分者銘々夜中迄も
心掛、差押江名前・住所等承り、御目付
役所江可被申出候、此段召使・家守等江
も急度可被申付候
右之趣、從拙者共可相達旨、御当番天兵衛

殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、
御支配江も御申付可被成候 以上

十月五日

御目付共

一 小河三郎殿御年寄役再勤被仰付、席之儀
（本野）
者元席被仰出、御勝手方御減渡之内、御
役料百俵被下之旨御達

十月廿六日

一 女院大宮崩御ニ付 一略一
十月晦日御達

御家中江御渡之御扶持米、浜松表とも違
ひ米性悪敷、搗候上格別減相立難洪之趣
相聞候ニ付、以来村々々銘々宅江米相納
候節、其米性等相改、格別悪敷分者直様
持夫ニ引替相納候様可申付、尤其節かさ
つ無之様取計可申事

一來ル廿九日御家中門松小白川村御林之内
ニ而相渡候間、望之輩者受取可申、尤二
七之日昼前之内員數書付、山方役所江差
出可申事

右兩様、從拙者共可相達旨、御当番天兵衛
殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、
御支配江も御申付可被成候 以上

天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席へも御通達被成、御支配江も御申付可被成候

六月廿九日 以上

御家中之士輕江御渡畑作物取荒候もの有之哉之趣相聞、不所行之次第如何敷事ニ候間、召使之もの江も堅可被申付置候、以後取荒候もの有之ニおゐてハ、糺之上急度可被及御沙汰ニ候

一御家中之士輕、御扶持方親子兄弟同居之分者、米高相束連名之手形ニいたし、受取可被申候事

一御家中之士輕江御渡長屋之絵図御用ニ付、来ル十八日十九日両日之内、御目付役所

江差出可被申候、尤配下之分者支配々々江取集一所ニ差出可被申候

右条々從拙者共可相達旨、御当番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同席へ被成御通達、御支配江も御申付可被成候 以上

七月四日 御目付共

一 七月五日 左之廻状来ル

来ル八月分飯米手形、俵数并書法左之通相認、来ル九日昼前之内可被差出候、尤

九月分々俵数割合置候間、役所江問合可被申候

覚

米何俵 家内何人

内

何人三才記

右者来ル何月分飯米受取申候 以上

月 日 何之誰 印

御藏方

御役所

壹俵 家内 壹人五式人半迄

貳俵 家内 三人五五人迄

三俵 家内 五人半七人半迄

七月五日 御藏方役所

七月廿八日出候御達書

嚴敷御省略中申合覚

音信贈答之儀、天保九戌年、尚又当三月被仰出之趣も有之候得共、此度嚴敷御省略ニ付、以来音物聊たり共致間敷事

但恩謝并親子兄弟吉凶病氣等之節、寸志之贈物者義理を不失誤ニ付、不苦候事

八月十二日同断

一御家中士輕之子供并召使之男女、三ノ丸

内右御丸外通田江罷越(いとも)取候ニ付、稲作踏荒候趣相聞候、以来右体之儀無之様可致旨、從拙者共可相達旨、御当番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同席へ被成御通達、御支配江も御申付可被成候 以上

御目付江

同十三日出候

一此度御省略ニ付、此地御家法御改革候、

元来御在所者万事之基源ニ付、御省略ニ候而も、可相成丈仕来之例格不崩様ニ

いたし、御家中も人数多候間、諸役員とも相備可申候、此地之儀者御在府中仮御住

居同様之形故、諸役人御一藩中打寄、公務無御滞御勤相成候得者宜敷与申処を第

一之主意ニいたし、御家法例格等、如何様御省略之儀専相届候様有之度候、依而

一万石位之御家法ニ相立、諸役人其外人数成丈減少いたし、兼勤又者二三役之分をも一役ニ纏ひ候勤方など可被仰付候間、万端手輕く御都合能、御間を欠さず様、相勤可被申候

右之趣、士輕江為心得相達可被申候

未七月

文政二年が問題、柘は柘植」

弘化四丁未年六月（本年分）

毎月八日・十三日寄合日相止メ、十一日、

十二日寄合之事

一 士分爲取続近国江四・五日位罷越度節者

半切願、輕輩者届ニ而不苦候事

一 士輕勝手爲取続、他所稼いたし度もの者

相願不苦候事

一 御用召・恐悦等之節、羽織着用無之とも

不苦候事

但輕輩袴勤之分着用勝手次第、坊主共

羽織着用勝手次第

一 不幸之節ハ御心附金被下候間、吟味役江

可被談候事

敵敷御省略中申合之覚

一 供連之儀

御城内平日供連

御家老

若 党 式人

草り取 壺人

内 若党壺人減候事

外側江参詣之節

若 党 三人

長柄傘

草り取

内 若党壺人・草り取減候事

但年始・五節句ハ是迄之通

御城内平日供連

年 寄

若 党 壺人

草り取 壺人

内 壺人減候事

外側江参詣之節

若 党 式人

長柄傘

草り取

内 若党壺人減并草り取減候

事

但年始・五節句ハ是迄之通

一人少ニ付、若党不在合候節者、小もの・

下女等ヲ取次ニ出し候儀も可有之事

右之外、銘々存寄次第、省略可致事

一 御家中士輕之内、家内多之分、銘々銘々

取米之本高ヲ限り被下候事

一 依願他所江罷出候分、御扶持方米者不被

下、尤筋立候分、其次第二寄勘弁も可有

之候事

一 御家中召使、男女共不同有之候ニ付、左

之通相心得可被申候

一 御家老 五人

御城代 三人

年 寄 三人

一 御用人 式人

御近習

御物奉行

一 御者頭 壺人

御近習部屋住

一 給人式人最合之割

一 御横目已下家持四人最合之割

一 心願ニ而参詣、又者近辺江入湯罷越候節

者、届之儀御会日ニ届出候様、尤稼方ニ

而相越候節者差懸り候而も不苦、已後兩

様相心得居候之様、御沙汰有之

六月廿九日

別紙之通、從拙者共可相達旨、御勝手方

〔最合＝催合、共同、おもやい。〕

未六月

別紙之通、從拙者共可相達旨、御勝手方

別紙之通、從拙者共可相達旨、御勝手方

一右同日巳刻より未刻迄之内、御家中之面々参詣可被致候事

着服右同断之事

但御拜殿ニ役名格式記し有之間、其

席ニおゐて唄人ツ、拝礼可被致事

一右同日未刻より申刻迄之内、皆川山川住之輩者上下着用いたし罷出、無刀ニ相成、

御拜殿口ニおゐて平伏可仕候事

右参詣之輩、服職之儀入念相改可被申事

巳九月

御目付江

十月五日戌刻

御正遷座

御家老

年寄

郡奉行

御小納戸

御目付

吟味役

御普請奉行

御茶道

右御式相済 御名代——御家老とも相

勤之、畢而自拝、引続相詰候面々拝礼之事

但歩士頭以上熨斗目麻上下着用之事

十月六日卯刻

御祭式

御家老

年寄

郡奉行

御小納戸

御目付

吟味役

御普請奉行

御茶道

右御祭事畢而、御名代御家老共相勤之、自拝、引続相詰候面々拝礼之事

但右之節拝礼いたし候面々、追而不

及拝礼候、着服五日之通たるへく

候事

右之通可被相達候、尤御職有之面々者、相

詰不申様可被心附候

巳九月

十月六日左之口達書出ル

別紙

御目付江

霊神様十月六日年々御祭礼ニ付、御当日奉

射被仰出候間、五十才已下之輩射術出情可

有之候、尤八九月之内令見分、三流之内

六人可被仰付候、右射礼御式者追而可被仰出候間、心懸精出シ可被申候、近頃諸稽古度々見分も有之候得共、大人ハ出席稀ニ相見へ申候、各心懸次第ニ而者出席も可相成事ニ候

右可被相達候

巳十月

霊神様御宮江、正五九月六日朝五ツ時より九ツ時迄之内、御勝手役人参詣不苦候、

一右参詣中、皆川山川住之輕輩共申合、両人ツ、御玉垣外江番いたし候様、右両様

從拙者共可相達旨、御当番小河三郎殿被

仰聞候、御同役・御同席江被成御通達、

御支配之内皆川山川住之者有之分者、申

合番いたし候儀御申付可被成候 以上

十二月十八日

御目付共

（なお豊烈神社拜殿北隣の稲荷社前に、浜松から運んだと思われる手洗がある。

正面 豊烈霊神社前盤（二字四行）

右側 文政二年歳次己卯秋七月新建

左側 十一世孫左近將監忠邦謹置

臣柘宗興謹書

一 御遷座之節、手続左之通

一 諸役人昼八ツ時出役之事

一 七ツ時前、御清メ祓執行之事

一 申刻御供立ニて、御宮御拝殿へ被為移候事

但此節御神体御家老中より御渡可有之候事

一 酉刻前、都合宜敷旨申出有之候ハ、奉行登城之上、御年寄

中始一同場所へ出役之事

一 戌刻頃発声、引続焼火ヲ復し

一 御遷座相済候旨、奉行中迄祭主より神部より御申出候事

一 御名代之事

右端書ニて、心得之為神主代松田内蔵へ渡し置

一 霊神様御遷座御当日、二ノ丸御神殿・御拝殿におゐて、御初穂

式百疋、供物料銀式枚、目六台片木ニ戴候て、兵左衛門殿申渡

有之、当役差引、出役名左之通

寺社奉行

御目付

吟味役

御鍵役

御普請奉行

歩横目

御普請方手代

木綿人

当役（郡方手代カ）御手大工

〔両者併読することによって、幾分理解を深めることができるように思われる。なお、『庶士伝後篇』（前出）から拾うと、嘉永二年十二月に、花村幸助・中川幣右衛門・窪寺佐内が祠堂造営の廉で金子を頂いている。〕

先に忠邦が、文政四年浜松城内に豊烈霊神の祠堂を建てたことを述べたが、二年前の文政二年は忠元の二百年忌にあたっていた。

そのことが、『於浜松被仰出留記』に出ているので、関連資料として取り上げることにする。」

○文政二年

万松寺様、来月六日御式百ヶ年ニ被為当候ニ付、於西来院御法事有之候間、御家中之面々参詣被致候ニ而可有之候、右ニ付、為御祝儀御吸物・御酒被下候間、同八日昼九ツ時麻上下着用、二ノ御丸江御出可被成候、尤御法事ニ付献物いたし候而も不苦候間、軽重志次第可被致候、此段従拙者共可相違旨、御当番縫殿殿被仰聞候、末例文

九月廿九日

御目付共

○文政四年

十月三日 左之趣御目付役所ニ而御達

御目付江

万松寺様御事、豊烈霊神与被遊、御勧請候間、以来霊神様与可被奉称候

一十月五日

御正遷座

一同 六日

御祭礼

一右同日

御正遷座相済御祭礼ニ付、御家中之面々江赤飯被下候間、幅紗（麻力）小袖麻上下着用、五ツ半時二丸江可被罷出候事

但御用懸之御普請方手代、御手大工共江者赤飯被下候事

此処へ附礼ニ而左之趣有之

赤飯頂戴相済御礼之儀、外様者御老中宅廻り、御勝手者一役一人ツ、御当番所江可罷出事

て、慢性的窮迫を強いられる状態に於いては如何なものであったろうか。本資料の中からも幾分伺えるように思う。弘化四年の霊神様祭礼関係記事を見ただけでも、身分役職によって、拝礼の時刻・席・拝礼の仕方・服装も載然と区別されている。

嘉永二年十二月、忠精初入部のお土産のように、「岡崎住之輕輩共、慶安年中迄抱込ニ相成」家は、「山川住の通、年始御目見御流頂戴」に昇格している。太田家文書『於浜松被仰出留記』によって溯ると、文政四年九月の豊烈霊神正遷座、祭礼の項に、「右同日未刻申刻迄之内、皆川・山川住之輩者」と出てくる。また、天保十二年十二月十五日御奉行御渡として、「田中・吉田住之輕輩共、追々年数茂古く相成候間、別段之思召ヲ以、向後山川住之通、年始御目見御流頂戴被仰付候旨」申達している。

以上から推察すると、皆川・山川は忠光の時と思われ、田中、吉田は天保十二年忠邦時代、慶安度岡崎は忠精と一代一度ずつになるのであろうか。これは単に格があがるだけではなく、勤め方によつては、役職も上がり、十分に取立てられる契機ともなり、励みにもなった筈である。なお、移封の状態を掲げておく。

万松公（忠元） 始下野皆川、元和元年九月八日下総山川に移
鉄性公（忠善） 元和六年十二月襲封

寛永十二年八月四日駿河田中に移

寛永十九年七月廿八日参河吉田に移

正保二年七月十四日参河岡崎に移

慶安は四年までで岡崎移封から六年目

3、豊烈霊神遷座并祭礼 現山形市桜町にある豊烈神社の前身であ

る。山形水野家初代藩主忠元は、二代將軍秀忠に愛され取り立てられた。大坂の役の功もあつて、元和元年九月下総国山川（現結城市）の城主に取り立てられ三万石を賜り大名となる。同三年四月加増され三万五千石になる。同六年十月六日江戸藩邸で卒。四十五歳。山川万松寺に葬送、万松寺殿休翁宗罷大居士と諡る。万松寺には以後代々の藩主（十一代忠邦まで）が葬られ、墓が現存している。忠邦（文化十四年九月十日より寺社奉行兼務）のとき朝廷より豊烈霊神の称号を賜り、祠堂を浜松城中に創建した。浜松から山形へ霊神様を守護して来た水野小河三郎が麻上一具を賜った。（前号）

今回は、弘化四年九月廿九日達の「一文字櫓の假拜殿での祭礼」弘化五年十月三日達「正遷座と祭礼」のことがでてくる。

おなじ太田家文書『郡方役所日記書抜心得帳。』（弘化三年閏五月）によつて補足してみたい。（一）内は筆者解説）

同十七日（弘化五年正月）

一八幡神主代松田内蔵呼出候処、不快ニ而新関九郎右衛門罷出候間、霊神様御祭式執行神主神保圖書江被仰付候間、其段相通候様、就而ハ御宮御建立之節地祭等も相勤可申、尤當時圖書跡目無之候間、跡目出来候迄内蔵相勤候様申付候

一霊神様地祭 六月廿八日（弘化五）

一当日御遷座ニ付、神主共御場所江正九ツ時罷出候旨、明六日御祭礼、朝六ツ時同様、右ニ付当役両日共同宅出宅之積

一両日献備もの運び人夫願出候ニ付、看板着、中間式人相好

山形水野藩 太田家文書の紹介(三)

―山形移封初期藩政文書―

川 瀬 同

前回に続いて『於山形 御家被仰出留帳』の後半、弘化四年六月から嘉永二年十二月までの分を紹介する。藩財政の極度の貧困に対し、諸事儉約と省略によって家中の人扶持支給から脱却しようとはかると同時に、土風の退廃を防ごうとする藩主脳部の苦衷は察せられるものの、八方塞がりの感を否めない。

今回は、次の諸点に説明を加えたい。

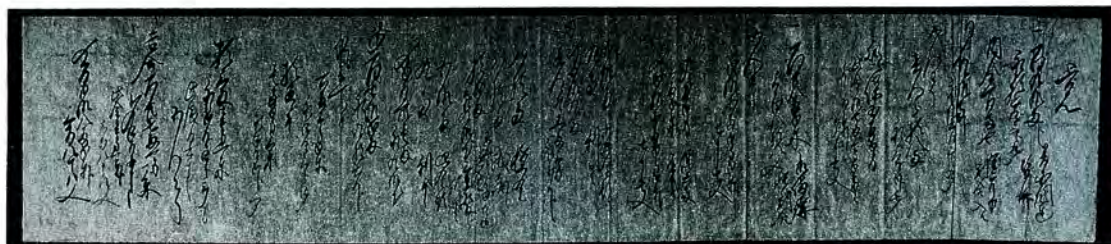
1、忠精の初入部 嘉永二年七月廿六日江戸発軔、八月七日山形着城。時に十八歳。忠精は領内村々を巡見、休憩所で高年のものに真綿を手づから贈った。この初入部には、父忠邦が絶大の信頼をよせ、忠精の輔導を託した塩谷宿陰(四十一歳)が付き従った。

宿陰にとつて輔導の好機であつたろう。雨中の歩行では農民の苦勞を説き、同じ清和源氏の出である最上義光を讃え、忠精をはじめ藩士全体を励ます詩をつくり、『山形従役詩』二十数篇(『宿陰隨稿』)を残している。また、秋元家臣塩谷良翰『回顧録』にもエピソードが載っている。翌三年五月十日山形発駕、廿日着府。次は嘉永四年七月朔江戸発駕、十二日着城。廿四日山形居住の新御殿焼失。翌五年五月十一日山形発駕、廿一日着府。三回目は安政二年七月廿一日江戸発駕、八月二日着城。翌三年五月十一日山形発

軔、途中万松寺(後述)に参詣、廿一日着府。藩主としては三回になる。後に慶応二年六月老中を罷め隠居、翌三年三月赤湯入湯による療養のために来形している。

忠弘は藩主・藩知事時代を通じて訪れることはなかった。現在の豊烈神社社地に社が新築され、明治十九年十一月十五日山川の分社として遷座された。この時忠弘が付き添って初めて来形した。戊辰戦争の犠牲者として明治二年五月二十日処刑された水野三郎右衛門元宣の遺族、長男亀太郎及び父緒川永とあい、慰勞の懇話をし、恵賜金も与え、夕刻長源寺の元宣の墓にも詣でたのであつた。〔家乗〕

2、輕輩御家柄之分『文久二年三月水野氏分限帳』(『山形市史資料第51号』)に、『從皆川慶安度岡崎住旧家之分』として、皆川住六名、山川住六十四名、田中住二十八名、吉田住二十一名、慶安度岡崎住二十二名の名が席順についでいる。また『庶士伝後篇』卷十二中の「徳昭公(忠光)之時文化二年十一月以来の部」以後、ところどころに「旧家之儀且実体勤るを以永々士分取立」という家がでてくる(『山形市史資料第73号』)。身分・職掌の固定が土風の退廃を招きやすいことは、七代忠辰の時から指摘されていた。まし



＜図11＞ 異国調達金皆済覚え

拾三両壹分一朱

永式匁四分三厘 ツ、

此錢百六十文

五人わり

二口合百廿七両一分一朱

式ノ九百五十文

此金壹分一朱

三百八十八文

ノ百式拾八両式朱

三百八十八文

(かねやま こうぞう 山形県立博物館)

右之通被 仰付候事

《20》 異国調達金皆済覚え

覚

一 百九拾兩ト

異国調達

永拾六匁三分九厘

皆 済

内金百兩也 閏三月中

割合入ル

引ノ九拾兩ト

永拾六匁三分九厘

五人わり

壹人分拾八兩

永三匁貳分七厘

処へ 保五兩貳分

此金拾七兩三分貳朱

外 貳朱ト

貳百十六文

一 百廿八兩貳朱

御備講

三百八拾八文

帳割合

五人わり

貳拾五兩貳分貳朱

七十七文

処へ 十九兩貳分

保六兩

六兩貳朱

通用

ノ貳拾五兩貳分貳朱

七十七文

五拾兩 御廻金預り

九兩 利足

ノ五拾九兩

壹人ニ付十一兩三分

永五分

此内

八拾兩

積金

八拾兩

掛戻し

未十一月申四月迄

拾貳兩

遣金

永九拾匁 三百六拾兩分利息

五拾兩

廻金預

九兩

利足

ノ貳百卅壹兩

永九拾匁

残百七拾貳兩

永九拾六匁

但し壹丁二付

六兩三分貳朱

永四匁三分四厘

拾兩二付

壹兩貳分三朱

永四匁貳分一厘

福島 治 介 殿

〔17〕 分家水野式部家知行所上地入用金借用証文

(包紙上書き)

〔證書〕

覚

一金 百 四 拾 兩 也

但利足三拾兩壹分定

内

金式拾八兩 六月十一日収

金式拾八兩 九月十日収

金式拾八兩 七月十日収

金式拾八兩 十月八日収

金式拾八兩 八月八日収

右者此度御分家水野式部様御知行所御上地ニ付無御掬儀ニ付、一時御取替金差支候ニ付、当年限致借用候、然上者式部様ニ不拘当十一月御収納米代を以急度可致返済候、為後日証文仍如件

巳六月

石川 俊左衛門 印

矢嶋 一藏 印

数田 太内 印

花村 仲左衛門 印

笹本 藤馬 印

青木 源兵衛 印

福島 治 介 殿

前書之通相違無之候 以上

友松 弥五左衛門 印

〔18〕 御備講廻金受領証文

(包紙上書き)

〔證書〕 壹通

(包紙貼り紙 上書き「證書」の下)

〔来ル

二月切 式部様

覚

金四百五拾六兩壹分三朱

錢貳百貳拾七文

右者御備講回金之内預候分請取申候 以上

十二月七日

吟味役所 印

福島 治 助 殿

〔19〕 調達金上納褒賞奉書

(包紙上書き)

〔御奉書 写 福島治助〕

六月 朔 日

白鞘

山形御用達

一 御脇差 一腰

福島 治 助

但御手鍛冶直勝作

右此度調達金被 仰付候之处、時節柄不融通之折柄格別骨折御用相勤候ニ付被下候

式拾五両也 九月八日収

右者就要用致借用候処実正也、然上者当卯⁵来已迄三ヶ年割合、元利共無相違可致返済候、為後日證文仍如件

慶応三丁卯年三月

宮川 佑衛門 印

石川 俊左衛門 印

神谷 四方之助 印

青木 源兵衛 印

五十幡孫右衛門 印

福島治助殿

前書之通相違無之候 以上

水野式膳 印

清水帯刀 印

《15》 江戸月並運送金借用証文

〔包紙上書き〕

〔證書〕

〔端裏書〕

〔福島治助〕

覚

金 五百両也

内

但利足三拾両壹分定

五拾両 正月八日収

五拾両 六月八日収

五拾両 二月八日収

五拾両 七月八日収

五拾両 三月八日収

五拾両 八月八日収

五拾両 四月八日収

五拾両 九月八日収

五拾両 五月八日収

五拾両 十月八日収

右者江戸月並運送金月々借用候処実正也、然上者来十一月限元利共可令返済候、為後證仍如件

慶応四戊辰年正月

石川 次郎介 印

宮川 佑衛門 印

矢嶋 一蔵 印

花村 仲左衛門 印

富岡 平角 印

拝郷 族 印

福島治助殿

《16》 東京月並運送金借用証文

〔端裏書〕

〔福島治助〕

覚

金 五百両也

内

但利足三拾両壹分定

五拾両 正月十日収

五拾両 六月八日収

五拾両 二月八日収

五拾両 七月十日収

五拾両 三月九日収

五拾両 八月八日収

五拾両 四月八日収

五拾両 九月十日収

五拾両 五月八日収

五拾両 十月八日収

右者東京月並運送金月々借用候処実正也、然上者来十一月限元利共可令返済候、為後證仍如件

明治二己巳年正月

石川 次郎介 印

《11》 御家督入用金借用証文

(包紙上書き)

「證書」

覚

金 三百五拾兩也

右者

御家督ニ付御入用致借用候処実正也、然上者来卯々酉迄七ヶ年賦、元利無相違可致返済候、為後日証文仍如件

慶応二丙寅年十二月

宮川 佑衛門 印

石川 俊左衛門 印

神谷 四方之助 印

青木 源兵衛 印

福島 治介 殿

《12》 要用金借用証文

(包紙上書き)

「證書」

覚

金 百兩也

右者就要用致借用候処実正也、然上者来卯々未迄五ヶ年二割合元利共無相違可致返済候、為後日証文仍如件

慶応二丙寅年十二月

宮川 佑衛門 印

石川 俊左衛門 印

不立合

神谷 四方之助

《13》 要用金借用証文

福島 治介 殿

青木 源兵衛 印

覚

金 百兩也

右者就要用致借用候処実正也、然上者来卯々未迄五ヶ年二割合元利共無相違可致返済候、為後日証文仍如件

慶応二丙寅年十二月

宮川 佑衛門 印

石川 俊左衛門 印

神谷 四方之助 印

青木 源兵衛 印

福島 治介 殿

《14》 要用金借用証文

(包紙上書き)

「證書」

(端裏書)

「福島治介」

借用申金子證文之事

金 貳百五拾兩也

内

八拾兩也 四月九日収 貳拾五兩也 十月八日収

四拾五兩也 四月廿三日収 貳拾五兩也 十一月九日収

貳拾五兩也 六月廿九日収

貳拾五兩也 八月八日収

〔8〕 江戸月並運送金借用証文

(包紙上書き)

〔證書〕

(端裏書)

〔福島治介〕

覚

金 四百両也

内

四拾両 正月八日収

四拾両 二月八日収

四拾両 三月八日収

四拾両

四拾両

福島治介殿

青木源兵衛 印

五十幡孫右衛門 印

八嶋次郎太夫 印

但利三拾両老步定

四拾両

四拾両

四拾両

四拾両

四拾両

右者江戸月並運送金月々致借用候処実正也、然上者来十一月限元利共可致返済候、為後証仍如件

慶応二寅年正月

石川俊左衛門 印

矢嶋一藏 印

青木源兵衛 印

五十幡孫右衛門 印

八嶋次郎太夫 印

〔9〕 御乗出用途金借用証文

覚

金 百両也

右者 御乗出御用途金当座致借用候 以上

寅七月八日

福島治介殿

吟味役所 印

〔10〕 若殿様御乗出調達金借用証文

(包紙上書き)

〔證書〕

(包紙貼り紙 上書きの下)

〔上分〕

十月十日

若殿様御乗出調達金

覚

金 百両也

但利足三拾両二付金老步定

右者就要用致借用候処実正也、然上者来十二月限元利共無相違可致返済候、為後証仍如件

慶応二丙寅年十月

宮川佑衛門 印

石川俊左衛門 印

神谷四方之助 印

青木源兵衛 印

八嶋次郎太夫 印

福島治介殿

八島 次郎太夫 印
五十幡孫右衛門 印
丸山 彦介 印

福島 治助 殿

《5》 江戸表家中引越し入用金借用証文

(包紙上書き)

「證書」 「十」 (下方に小さく)

(包紙貼り紙 上書きの右側)

「金貳百両也 亥年申迄二

十ヶ年賦之かし

右訳ケ 百両 七月晦日上納

百両 十月晦日上納

亥十二月十二日

内三拾両也 ⑧年番ち受取」

覚

金 貳 百 両 也

但利足年七朱半定

右者此度從江戸表御家中引越二付御入用致借用候処実正也、然上者当亥年ち申年迄十ヶ年二割、毎暮元利共可致返済候、為後證仍如件

文久三癸亥年八月

矢 島 一 藏 印

石川 俊左衛門 印

八島 次郎太夫

五十幡孫右衛門 印

丸山 彦介

福島 治助 殿

《6》 御上洛入用調達金受領証文

(包紙上書き)

「證書 一通」

覚

金 百 両 也

右者

御上洛二付御入用調達金請取申候 以上

子三月九日

福島 故治助 殿

吟味役所 印

《7》 江戸飯米買請け金借用証文

(端裏書)

「福島治介」

覚

金 五 百 両 也

但利年七朱定

内

百六拾七両 丑十二月十一日収

百六拾七両 寅二月十四日収

百六拾六両 寅五月廿五日収

右者御仕法替江戸為飯米仙台米御買請二相成候二致致借用候処実正也、然上者来寅年ち十ヶ年賦之割ヲ以、年々十二月元利無相違可相渡候、為後証仍如件

慶応元乙丑年十二月

石川 俊左衛門 印

矢 嶋 一 藏 印

御證文巻通 調達金也」

覚

金四拾壹兩貳分貳朱 銀貳匁五分

右者御焼失ニ付調達金、寅年分請取申候 以上

卯五月十九日

吟味役所 印

福島治助殿

《3》 調達金借用証文

（包紙上書き）

「証書 福島治助」

（包紙貼り紙 二枚の内一 上書き「証書」の下）

「未九月四日調達

金貳百貳拾五兩 四人九百兩

分百兩

メ千兩也

申十二月々五人へ貳百兩ツツ御下ケ金也

自分方へ四拾五兩ツツ 利年二七朱半割」

（包紙貼り紙 二枚の内二 上書き「証書」の面の右面）

「四拾五兩 申十二月七日

⑧入ル

四拾五兩 酉十二月七日

分入ル

四拾五兩 戌十二月七日

分入ル

四拾五兩 亥十二月十二日

⑧入ル」

（端裏書）

「福島治助」

覚

金貳百貳拾五兩也

但利年七朱半定

右者此度調達金借用候処実正也、然上者来申方寅迄七ヶ年割毎年十二月限元利共可令返済候、為後證仍如件

安政六己未年九月

矢島一藏 印

石川貢之介 印

八島次郎太夫 印

丸山彦介 印

友松弥五左衛門 印

福島治助殿

《4》 異船一件備米入用金借用証文

（包紙上書き）

「証書」

（包紙貼り紙 上書きの右側）

「亥三月十五日

一金二百兩也 五人千兩之かし

亥暮方申迄十ヶ年賦

亥十二月十二日

内式拾兩也 ⑧御年番方受取」

覚

金貳百兩也

但利年七朱半定

右者此度異船一件ニ付御備米御入用致借用候処実正也、然上者当亥十二月々来ル申年迄拾年二割、毎暮元利可致返済候、為後證仍如件

文久三癸亥年三月

矢島一藏 印

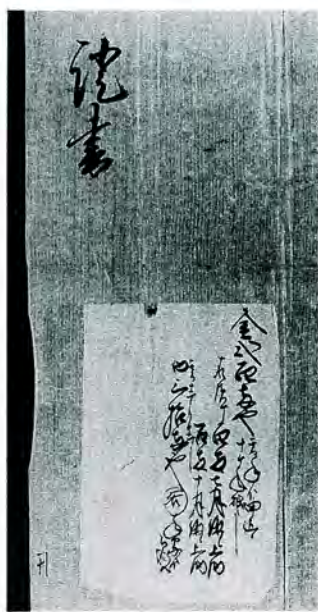
石川俊左衛門 印

に送られたことがうかがわれる。判断しかねる〈18〉と〈1〉・〈2〉以外はほとんど江戸送金を目的としたものであろう。

文久元年には一年間の江戸送金総額が一万一五〇〇両余で、年間月並運送金総額四二〇〇両の二・七倍余といい、一般会計支出額のうち借入金返済金を除く額の約八割を占める（『山形市史』中巻）。

また、前述のように同年十二月中の山形藩の借入状況を見ると、八四・九%を士格御用達五人から借り入れている。こういった状況はこの文久元年だけの例外的な姿ではなかったことを、ここに紹介した福島家文書からうかがうことができよう。

福島家は大火に遭っているほか、当館に入った経緯やその種類・内容・点数などから判断すると、当館で収蔵している同家文書はもとも同家にあつた文書のごく一部とみられる。また、返済済みの借用証文は借用主に返却されるのが通例であることもあり、ここに紹介したのは山形藩と福島家との間で交わされた金融関係文書のごく一部の可能性が高い。しかし、藩と御用達との関係および藩財政の一端を垣間見ることはできよう。今後の藩政史研究の一助となれば幸いである。



＜図10＞ 江戸家中引越入用金
借用証文（文久3年）
包紙と貼り紙

最後に、貴重な文書をご寄贈いただいた福島家に改めて敬意を表するとともに、本稿執筆にあたり解説その他何かと助言と協力をいただいた当館専門嘱託川瀬同氏に謝意を表したい。

資料

凡例

- 1、本稿に関する二〇点の資料全部を掲載した。
番号は〈表1〉および本文と一致する。
- 2、原資料を、形式を含め、出来るだけ忠実に表現した。ただし、押印については、煩雑さを防ぐため役所・役人の署名押印分のみとし、文中の押印や割印は省略した。図版を参照されたい。また、一部常用漢字を混用した。

〈1〉 新御殿焼失調達金受領証文

覚

金八拾三両壹分 銀五匁

右者御焼失二付調達金子丑両年分請取申候 以上

五月廿九日

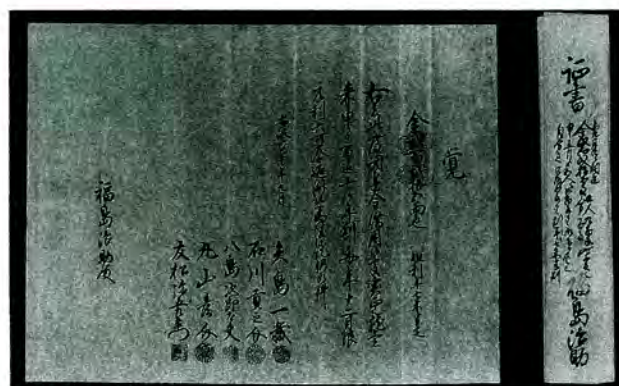
福島 治助 殿

吟味役所 印

〈2〉 新御殿焼失調達金受領証文

（包紙上書き）

御焼失二付

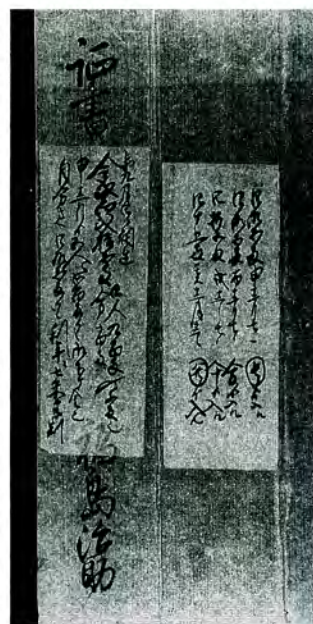


＜図8＞ 調達金借用証文（安政6年） 包紙と本紙

とあつて、この場合はそれぞれ二〇〇両ずつとみられるが、士格御用達五人には一括して借用金の達しがあつたことがうかがわれる。

《5》の包紙の貼り紙に
金貳百両也
亥年申迄二
十ヶ年賦之かし
右訳ケ
百両 七月晦日上納
百両 十月晦日上納
とあるとおり、福島家では

四拾五両 酉十二月七日 分入
四拾五両 戌十二月七日 分入
四拾五両 亥十二月十二日 分入
と記載されている。《表3》のとおり⑧（長谷川吉郎次）・⑨（村居清七）・⑩（佐藤利兵衛）・⑪（長谷川吉内）の四家は福島家とともに士格御用達で、村居家から一〇〇両、他の四家から二二五両ずつ合計一〇〇〇両を山形藩に融資し、翌年十二月から五人に毎年あわせて二〇〇両ずつの返済とし、うち二二五両融資している福島家には四五両ずつで、実際万延元年から文久三年まで四か年にわたって返済されているというものである。《4》の包紙の貼り紙にも「一金二百両 五人千両之かし」とあつて、この場合はそれぞれ二〇〇両ずつとみられるが、士格御用達五人には一括して借用金の達しがあつたことがうかがわれる。

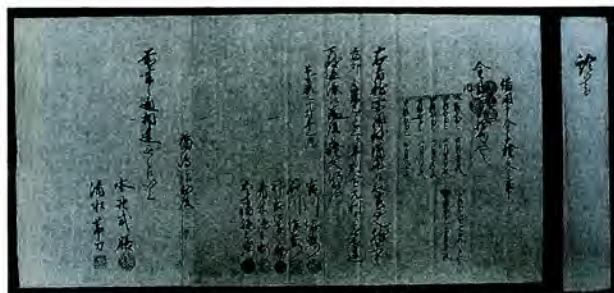


＜図9＞ 調達金借用証文（安政6年）
包紙と貼り紙

二期に分けて上納している。この二期が納期限であつた可能性もあるし、実際の上納にあつては時期や方法は各人の都合によつたとも考えられる。いずれにしても五人は共同関係にあり、《4》に「内式拾両也 ⑧御年番受取」、《5》に「内三拾両也 ⑨年番受取」とあつて、返済にあつては「年番」が窓口となつて受け取り、各人に渡していることがうかがわれ、前掲の《3》の二枚目の貼り紙にある福島家に返済金を渡している商人らも「年番」で、各御用達が一年交替で務めていることが分かる。藩からの達しや上納の際もこの「年番」が窓口となつたのであろう。《3》のように各人の上納額が同額ではない場合も含めて五人は何かと協力して御用金や借用金に対応したものと考えられ、《20》は福島家が年番を務めた際の記録の一つであり、《18》や《20》に見える「御備講」はそのために結成されたものとみられるのである。

5 おわりに

文書の内容から御用金や借用金の目的を判断すると、定例の江戸送金すなわち月並運送金のみでなくそれをはるかに越える額が江戸



＜図7＞ 要用金借用証文（慶応3年） 包紙と本紙

は一月あたりの利率で（『山形市史』中巻）、年にすると三〇両にたいて二分、すなわち三両、年利一〇％となり、「七朱定」のほぼ二倍という高率である。

利率が掲載されている借用証文は一通で、「利年七朱半定」型は〈3〉・〈4〉・〈5〉・〈7〉の四通、「利足三拾両壹分（歩）定」型は〈8〉・〈10〉・〈11〉・〈15〉・〈16〉・〈17〉の六通である。〈7〉は慶応元年十二月付け、〈8〉は同二年正月付けと一線を画している感があるが、慶応二年から利率が上るとともに年利から月利に変更になったのかどうかははっきりしない。

(5) 吟味役所と吟味役

前述のように、証文には「吟味役所」の名で交付されたものと個人名連署で交付されたものがあるが、連署している者たちは吟味役すなわち吟味役所の役人である。「水野氏分限帳」（『山形市史資料』51）・「慶応度山形藩臣分限録」（『山形県史』近世史料3）・「山形水野藩庶士伝後編」（『山形市史資料』71・73）等により、慶応二年ころまでの各家臣の家系や役職の任免・禄高・賞罰その他の経歴について知ることができ、連署している者の大部分を「吟味役」とし

て見出すことができる。矢島一藏・石川貢之介（文久元年俊左衛門と改名）・八島次郎太夫・丸山彦介・友松弥五左衛門・五十幡孫右衛門・青木源兵衛・宮川佑衛門・神谷四方之助等である。石川次郎介・花村仲左衛門・富岡平角・拝郷族・数田太内・笹本藤馬等はその後吟味役に名を列ねたのであろう。

なお、奥書と奥印がある証文が二通あり、そのうち〈14〉に奥印している水野式膳・清水帯刀とともに年寄に列している。

(6) 御用達の対応

以上のような藩からの融資の要請はどのように行われ、御用達たちはどのように対応したのであろうか。前述のように佐藤利兵衛家文書の文久三年（一八六三）の「江戸月並運送金借用証文」（『山形市史』中巻）は士格御用達五人連名宛てとなっていて士格御用達が連帯して受け負っているのとみられるのに対して、福島家文書にみられる御用金調達証文や要用金借用証文はいずれも宛て先が福島一人で、個々に対応しているようにみえる。しかし、〈3〉・〈4〉・〈5〉の包紙の貼り紙の記載内容から実態をうかがうことができそうである。すなわち〈3〉の包紙の貼り紙の一枚に

金貳百貳拾五両 四人九百両

分百両

ノ千両也

申十二月五人へ貳百両ツツ御下ケ金也

自分方へ四拾五両ツツ 利年二七朱半割

と記載され、さらにもう一枚の貼り紙には

四拾五両 申十二月七日

（図8）入ル

むその他の借入金には、全額一括上納の方式がある一方、《7》や《17》のように毎月または数か月ごとに定額あるいはほぼ定額を上納する方式や、《14》のように同額上納が原則であるが初期を高額とし、月々の上納期日が一定しない方式をとっているものもある。ただし、《5》の包紙の記載にあるように、証文上は一括上納に見えるものの実際は分割納入という例も少なくなかったであろう。

なお、分割上納となる借入金の証文は初回上納時またはそれ以前の日付けで交付されている。まず、藩庁と御用達等との間で条件等の交渉があり、煮詰まった時点で一通の証文が作成され、条件に沿って上納が行われるという形をとったものであろう。この点は《1》・《2》にみられる新御殿焼失の際の御入金の調達と異なる点である。

(4) 返済期限と利率

借入証文には返済方法と期限が記載されるほか、全部ではないが利率も記載されている。《8》に「来十一月限元利共可致返済候」とあるように江戸月並運送借金は当年内の十一月に元利とも返済するとしているが、他は《5》に「当亥年申年迄十ヶ年二割、毎暮元利共可致返済候」とあるように年賦償還が多い。償還年数としては一〇年のほか三年・五年・七年などがあり、また、返済期限を十二月中としているものと明記していないものがある。

利率については明記されているものとそうでないものがあり、明記されているものも「利年七朱半定」型と「利足三拾両壹分定」型の二種類に大別される。

「利年七朱半定」型には「利年七朱定」もあるが、ここでは「利

年七朱半定」についてその内容を検討したい。《3》は福島家が二五両を「利年七朱半定」、七か年満期で山形藩に貸し出した際の「調達金借入証文」である。その包紙の貼り紙二枚の中の一枚に

未九月四日調達

金貳百貳拾五両 四人九百両

分百兩

千兩也

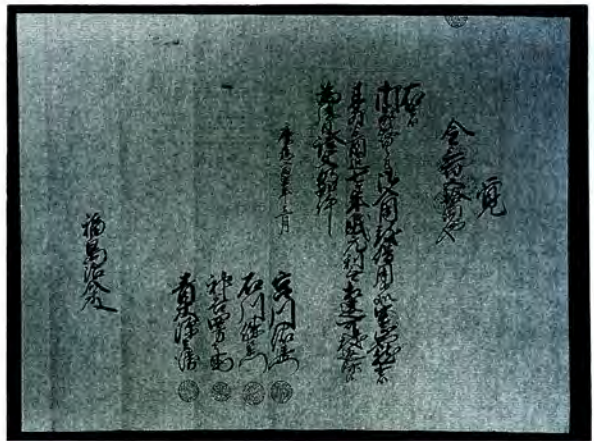
申十二月五五人へ貳百兩ツ、御下ケ金也

自分方へ四拾五兩ツ、利年二七朱半割

と記載されている。五人で合計一〇〇〇兩を山形藩に融資し、翌年から五人に毎年あわせて二〇〇兩ずつ、うち福島家には四五兩ずつ返済されるというものである。

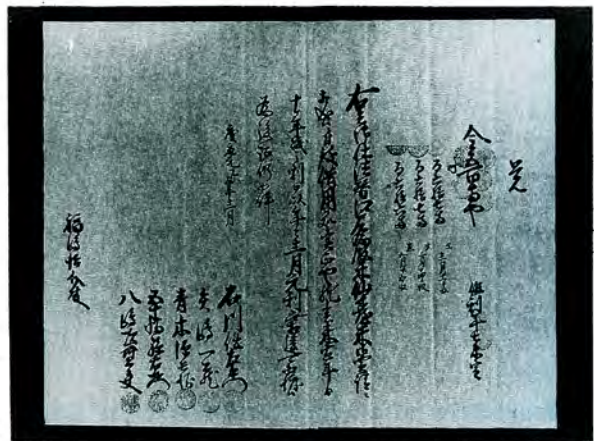
では、「利年二七朱半割」と定められている利率はどの程度で、「七朱半」とは何を意味しているのだろうか。二〇〇兩ずつ七年間返済されると返済総額は一四〇〇兩で、貸付金一〇〇〇兩に対する利息総額は四〇〇兩、一年あたりの利息が五七・一四兩余で、年利五・七・一四%余となる。「七朱半」は〇・四六九兩余で、一兩の四六・九%余、一〇〇兩の〇・四六九%である。五・七・一四は〇・四六九の二・一八倍にあたる。こうしてみると「七朱半割」とは「一か月あたり一〇〇兩につき七朱半」を表し、実際にはそれを二倍した五・六三%余が年利率となるのを省略して「利年二七朱半割」と表現するものとみられるのである。《7》の利率は「利年七朱定」とあるが、この計算でいくと年利五・二五%となる。

一方、「利足三拾両壹分(歩)定」は《10》に「利足三拾兩二付金一歩定」とあるとおり「三〇兩に対して一分」の意味である。これ



＜図5＞ 御家督入用金借用証文（慶応2年）

である。一月から十月まで毎月八日に納入するのが原則だったようで、月日の記載と押印から納入の事実を知ることができる。慶応二年には年額四〇〇両であるが同四年には五〇〇両となっており、翌明治二年も同額である。福島家文書の三通はとも宛て先が福島家一人であるが、佐藤利兵



＜図6＞ 江戸飯米買請け金借用証文（慶応元年）

うに御用金の可能性がある。

その他の要用金 証文の記載内容から借用目的が明らかなのは以上のほか四通である。《4》は「此度異松一件二付御備米御入用致借用候」とあり、《5》「此度従江戸表御家中引越二付御入用致借用候」、《7》は「江戸為飯米仙台米御買請二相

衛家文書の文久三年（一八六三）の「江戸月並運送金借用証文」（『山形市史』中巻）によると総額二五〇〇両で士格御用達五人連名宛てとなっており、連名宛てから個人宛てに変わったものとみられる。

藩主相続調達金 山形藩では、慶応二年九月二十九日、水野忠精にかわってその子忠弘が藩主に就いた。同年十二月の《11》は「右者 御家督二付御入用致借用候処実正也」とあり、藩主相続に関わる出費のための借用証文であることが分かる。《10》は包み紙に「若殿様御乗出調達金」とあって同じく藩主相続に関わる借用証文であり、「御乗出御用途金」とある《9》も同様で、「寅」年は慶応二年を指すとみられる。《9》は証文に「借用」の文言はあるが前述のよ

成候二付致借用候」、さらに《17》は「此度御分家水野式部様御知行所御上地二付：当年限致借用候」とその目的はさまざまである。

水野山形藩では江戸廻米は慶応二年に行ったのみで、収納米はすべて山形城下で払い下げ、原則として江戸廻米を行わなかった（『山形市史』中巻）。そこで《7》にあるように仙台米等を購入して江戸藩邸その他の飯米にあてる必要があったのである。

(3) 上納方法

江戸月並運送金のための借入金は毎年一月に総額を決定して一月から十月まで、月々ほぼ同一日に同額ずつ上納しており、藩主相続調達金は全額を一括上納の形をとっている。目的不明の要用金を含

(2) 要金借用証文

②に掲げた一四通は借用証文である。《14》の表題が「借用申金子證文之事」とある以外、残る一三通の表題が全く同じで「覚」とあるものの、《9》をのぞく一三通は「借用候処実正也：元利共可令返済候」などと借用金である旨と返済に関する約定があり、さらに大部分に「但利年七朱半定」や「但利足三拾両一分定」などと利率が明記されており名実ともに借用証文であることが分かる。証文にはいずれも数名の連署・押印があり、連署している者たちは後述するように藩の吟味役であるが、役所名や肩書きの記載はない。また、借用証文のうち《9》は「当座致借用候」と借用の旨を明示しているが、返済や利率の規定はなく、吟味役所から交付されていることなどから御用金に属するのかもしれない。



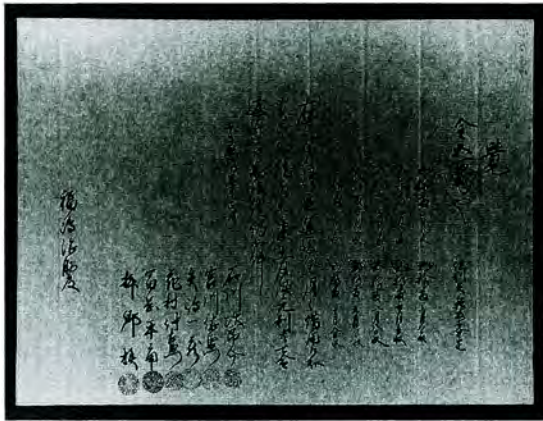
＜図3＞ 御上洛入用調達金受領証文 (元治元年)

押印がなく、「吟味役所」の役所名とその押印で発せられているのが次に見る借用証文と異なる点である。災害や慶事などの不時の出費の際にはこうした「御用金」の拠出が求められたのであろう。

以上のように、①に掲げた四点の文書はいずれも借用証文の形を取っておらず、いわゆる「御用金」の受領証文である。また、役人名やその

一四通の内容をみると、《3》・《12》・《13》・《14》のように「就要用致借用候処実正也」などであるのみで文面からは借用の目的がうかがえないものがあるが、目的が明らかなものもかなりあり、その目的は多岐にわたっている。その中で、江戸月並運送金と藩主の相続にかかわる調達金に関するものは比較的まとまっている。

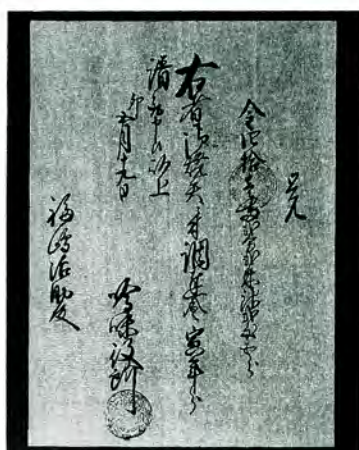
江戸月並運送金 諸藩では国元のほか江戸にも家臣団が常駐しており、江戸での諸費用は国元から送付されていた。山形藩でも同様で、月々一定額を江戸屋敷へ運送しており、これを江戸月並運送金とよんでいた。一月から十月までは借用金を充てるのが慣例であったものとみられ、《8》・《15》がそのための借用証文であり、明



＜図4＞ 江戸月並運送金借用証文 (慶応4年)

治元年七月に江戸を東京と改めているので《16》も同様である。

毎年一月に借用予定総額と一〇等分の納入欄を記載した借用証文を交付し、一月から十月まで納入させ十一月に元利ともに返済することとしている。《17》に「当十一月御收納米代を以急度可致返済候」とあるように十一月は収納米が入る時期



＜図1＞ 新御殿焼失調達金受領証文
(安政2年)

也」とあって、子年二月と丑年三月にそれぞれ一両一分二朱、卯年二月に一両一分とほぼ三等分して「上納」している記載があり、干支や納入方法が一致するの

① 受領証文……《1》・《2》・《6》・《18》
 ② 借用証文……《3》・《4》・《5》・《7》・《8》・《9》・《10》・《11》・《12》・《13》・《14》・《15》・《16》・《17》
 ③ 褒賞奉書……《19》
 ④ 皆済覚え……《20》
 ①・②あわせて一八通のうち一七通の表題が全く同じで「覚」となっているが、証文の文言や包紙の上書きなどによっていくつかに細分できる。次に内容別に概観していきたい。

(1) 御用金受領証文

《1》・《2》は、「右者御焼失二付調達金……」とあり、「子丑両年分」・「寅年分」等の記載があつて、嘉永四年（一八五一、亥年にあたる）七月二十四日深夜の新御殿焼失に関するものとみられる。「七日町組合取集」（『山形市史編集資料』第10号）によると

「御用金上納 去ル亥年七月廿三日夕、新御殿焼失二付 一、金四兩



＜図2＞ 調達金上納褒賞奉書（6月）

ると、《1》の翌日に下された可能性がある。

《6》は「右者 御上洛二付御入用調達金……」とあり、藩主の上洛にともなう調達金とみられる。文久三年（一八六三）および同四年の「事林日記」（『山形市史』史料編3）によると、老中であつた藩主忠精が文久三年十二月から翌元治元年（子年にあたる）五月にかけて將軍家茂に供奉して上洛しており、その出費に対するものとみられるのである。したがって《6》は元治元年に発せられたものであろう。

《18》は交付された目的・年代ともに明らかでない。「御備講」の文言は《20》にも見え、士格御用達等が藩からの御用金や借用金の要請に備えて結成した一種の無尽かもしれない。

である。したがって、《1》は嘉永五年から安政元年（一八五四）までの間に交付されたものとみられ、《2》は安政二年に交付されたものである。なお、「七日町組合取集」には子年の項に「右二付御金頂戴致ス」と褒賞を受けたとの記載もあり、《19》、すなわち御手鍛冶直勝作の白鞘の脇差一腰を与えるという褒賞奉書写はこの新御殿焼失の際の「調達金御用」勤務に対するものかもしれない。とす

＜表2＞ 幕末山形藩の財政 (文久元年)

	元 方 (収 入)	払 方 (支 出)
一 般 会 計	33,961両1分0朱 (内 前年繰越金 642両2分2朱)	33,730両2分1朱 (内 貸付金 22両2分0朱)
特 殊 会 計	5,318両2分3朱 (内 前年繰越金 4,445両2分1朱)	4,969両3分0朱 (内 貸付金 4,793両3分0朱)
合 計	39,279両3分3朱 (内 前年繰越金 5,088両0分3朱)	38,700両1分1朱 (内 貸付金 4,816両1分0朱)
純収入・支出	34,191両3分0朱	33,884両0分1朱

〔注〕『山形市史』中巻より作成

＜表3＞ 幕末山形藩の御用達商人

格 付	氏 名	屋 号	紅花関係	主 家 業	住所	明治7年立附米
士格御用達	長谷川吉郎次	Ⓐ	荷問屋	繰綿、太物卸	十日町	1,099俵
	長谷川 吉 内	Ⓑ	〃	呉服太物店	十日町	
	村 居 清 七	Ⓒ	〃	繰綿太物卸	十日町	1,358
	佐 藤 利兵衛	Ⓓ 大屋	〃	繰綿太物卸	十日町	115
	福 島 治 助	Ⓔ 福島屋	〃	綿砂糖古手廻	三日町	320
新御用達	佐 藤 久太郎	Ⓕ 紅屋	〃	紅粉製造	三日町	200
	佐藤利右衛門	Ⓖ 大屋	〃	呉服太物古着卸	十日町	
	三 浦 権四郎	Ⓗ 三浦屋	〃	太物小間物店	四日町	
	鈴 木 彦四郎	Ⓖ	〃	五十集物、砂糖卸	五日町	145

〔注〕今田信一『改訂最上紅花史の研究』による。一部略。

四両余が、それぞれ文久元年の純収入・純支出ということができ、年間三〇〇両余の黒字となっている。
しかし、元方・払方の内容を見ると借入金に頼り、その返済に追われる財政であることが一目瞭然である。すなわち、貢租・冥加金等いわば税収入にあたる分が一万三八三両余で純収入の四〇・五

%、借入金が二万九六両余で五八・八%と、借入金が貢租収入を越え、純収入の約六割に達しているのである。また、払方のうち借入金返済が一万九〇二両余で純支出の五六・一%、一般会計の五六・四%を占めているのである(前同書)。

文久元年十二月中の山形藩の借入・返済状況をみると、借入総額四六五〇両のうち八四・九%にあたる三九五〇両を士格御用達五人から借り入れ、返済総額一万八三九両余の九一・四%にあたる一万八一九両余を士格御用達五人と新御用達四人に返済している(前同書)。

当時の山形藩には五人の士格御用達と四人の新御用達からなる定御用達、それに数十人の臨時御用達があった。定御用達九人は(表3)のとおりいずれも山形城下の有力商人であり、かなりの地主でもあった。実現はしなかったものの、藩は慶応三年(一八六七)には定御用達九人に六万三〇〇〇両、臨時御用達三九人に九〇〇〇両、合計七万二〇〇〇両の融資を申し入れている(前同書)。

このように藩財政の支えといえる借入金の主な負担者は御用達商人であり、福島治助家は士格御用達五人の中の一人としてこれらの藩御用に応じていたのである。

四、福島家文書から見た幕末山形藩の財政

福島家文書中の山形藩に関する金融関係文書は前掲の(表1)のとおりで、これらを内容別に分類すると次の四つに大別される。

<表1> 幕末山形藩の金融関係文書

	文 書 名	年 月 日	金 額	法 量(縦×横)
1	新御殿焼失調達金受領証文	5月29日 (嘉永5年(1852)から 安政元年(1854)の間)	83両1分 銀5匁	28.0cm×22.0cm
2	新御殿焼失調達金受領証文	卯5月19日 (安政2年(1855))	41両2分2朱 銀2匁5分	27.5cm×20.0cm
3	調達金借用文	安政6年(1859)9月	225両	33.5cm×44.0cm
4	異船一件備米入用金借用証文	文久3年(1863)3月	200両	33.5cm×45.5cm
5	江戸表家中引越し 入用金借用証文	文久3年(1863)8月	200両	34.0cm×45.0cm
6	御上洛入用調達金受領証文	子3月9日 (元治元年(1864))	100両	33.0cm×22.5cm
7	江戸飯米買請け金借用証文	慶応元年(1865)12月	500両	33.5cm×42.5cm
8	江戸月並運送金借用証文	慶応2年(1866)1月	400両	33.5cm×45.0cm
9	御乗出用途金借用証文	寅7月8日 (慶応2年(1866))	100両	24.5cm×28.5cm
10	若殿様御乗出調達金借用証文	慶応2年(1866)10月	100両	33.0cm×45.5cm
11	御家督入用金借用証文	慶応2年(1866)12月	350両	33.5cm×45.0cm
12	要用品借用証文	慶応2年(1866)12月	100両	33.5cm×44.5cm
13	要用品借用証文	慶応2年(1866)12月	100両	33.0cm×44.5cm
14	要用品借用証文	慶応3年(1867)3月	250両	33.5cm×66.5cm
15	江戸月並運送金借用証文	慶応4年(1868)1月	500両	33.0cm×44.5cm
16	東京月並運送金借用証文	明治2年(1869)1月	500両	33.5cm×45.0cm
17	分家水野式部家知行所 上地入用金借用証文	巳6月 (明治2年(1869))	140両	33.5cm×45.0cm
18	御備講廻金受領証文	12月7日	456両1分3朱 銭227文	28.0cm×29.5cm
19	調達金上納褒賞奉書	6月1日		16.0cm×23.5cm
20	異国調達金皆済覚え			16.5cm×80.5cm

[注] 山形県立博物館所蔵福島治助家文書より作成

六二)三月まで若年寄、引き続いて慶応二年六月まで老中を務めるなど幕府の要職に就いている。一方、嘉永四年(一八五一)七月には山形城内の新御殿が焼失するなどの災厄に遇っている。

安政六年(一八五九)の史料によると、当時の山形藩の所領は五万五八〇石余で、このうち四万四八八石余が村山郡内にあり、残りの五六九二石余は近江国内にあった(『山形市史』中巻)。

山形藩水野氏の財政を完全に明らかにする史料はないが、文久元年(一八六一)と慶応二年(一八六六)の二か年分についてはその一端を明らかにできるといふ(『山形市史』中巻)。

文久元年の藩財政の収支を表すと(表2)の通りで、元方(収入)の

年(一八四五)十一月浜松藩から一万石減じられて山形藩五万石に転封され、慶応二年(一八六六)九月にその子忠弘が相続、明治維新をむかえている。

その間、忠精は万延元年(一八六〇)十二月から文久二年(一八

合計が三万九二七九両余、払方(支出)の合計が三万八七〇〇両余と、わずか六〇〇両弱ではあるが黒字となっている。また、元方のうち五〇八八両余が前年繰越金、払方のうち四八一六両余が貸付金となっており、これらを差し引いた三万四一九一両余、三万三八八

幕末山形藩の金融関係文書

―福島治助家文書から―

金山耕三

一、はじめに

本稿に紹介する資料は、山形市三日町の旧家福島治助家に伝わった文書のうち、幕末の山形藩に関わる金融関係の文書である。前号「山形県立博物館研究報告」第18号）収載の「明治・昭和初期 山形市内無尽講資料」で紹介した無尽講資料等とともに、昭和五十七年十二月、御当主福島坦氏より当館に寄贈された歴史・民俗資料の一部である。

当館では毎年、年度内に新たに収集したり整理の済んだ資料を公開する「新収蔵品展」を開催しているが、福島治助家文書の整理が緒につき、平成七年度に無尽講資料を展示公開したのに続いて、八年度にこの山形藩金融関係文書を公開することができたので、前号に引き続き紹介するものである。

福島家は、紅花や綿・砂糖・蠟・古手などを扱って栄え、幕末には山形藩の士格御用達をつとめた大商人で、明治以後は山形市内有数の大地主でもあった。しかし、明治二十七年の市南大火に遇い、さらに昭和五十七年に母屋や土蔵の一部を解体した際にも文書類を処分されたとのことで、同家に伝わる文書資料は少ないようである。当館に寄贈を受けた文書類は数百点に上るものの、一紙文書が中心

で取引や土地経営関係の簿冊類は見当らず、同家の全貌を明らかにすることは難しい。

二、福島家文書の中の対山形藩金融関係文書

福島治助家文書に含まれている金融関係文書のうち、明らかに山形藩に対するものは二〇点で、〈表1〉のとおりである。いずれも水野氏支配下の嘉永・安政期から明治初頭まで、すなわち幕末・明治維新期にあたるもので、なかでも幕末期の文書が大部分である。

以上のほか、藩士個人にすることが明らかなものを含めて山形藩関係者と関わるものが一〇点ほどあるが、本稿からは除外したい。

山形藩当局に対する二〇点の内容は、〈表1〉のとおり、借用証文一四点、御用金受領証文四点、その他二点である。本紙のみのものもあるが大部分が包紙をともない、中には融資の目的や融資への対応態勢などを記載した貼り紙をともしう包紙もある。

三、幕末山形藩の財政と御用達商人

幕末の山形藩主は水野氏である。水野忠邦が天保改革と称される幕政改革を推進したものの結局失脚したあと、その子忠精が弘化二

平成9年6月30日 印 刷

平成9年6月30日 発 行

山形県立博物館研究報告 第19号

編集・発行 山形県立博物館 ©

〒990 山形市霞城町1番8号

電話 (0236) 45-1111

印 刷 所 アベ印刷株式会社

